

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年5月31日

【計算期間】 第6期（自 令和元年12月1日 至 令和2年11月30日）

【ファンド名】 GIM（ケイマン諸島）トラスト -
GIM世界金融債券ファンド 円投資型1501
（GIM (Cayman Islands) Trust -
Global Financial Sector Bond Fund (JPY (1501) Class) ）

【発行者名】 JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド
（JPMAM Japan Cayman Fund Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ディビッド・ツェー
（David Tse, Director）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309、
メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド気付
（C/O Maples Corporate Services Limited,
PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注1）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンドの受益証券は、円建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行います。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注3）本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、12月1日に始まり翌年11月30日に終わる1年を指します。ただし、第1会計年度は2015年1月29日に始まり2015年11月30日に終了した期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

GIM世界金融債券ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるGIM（ケイマン諸島）トラスト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に1つ以上の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。2021年5月31日現在、トラストは、ファンドのみにより構成されています。シリーズ・トラストは、一つまたは複数のクラスで構成されます。2021年5月31日現在のファンドのクラスは、円投資型1407、円投資型1410および円投資型1501があります。

（注）日本において、ファンドの名称について「GIM（ケイマン諸島）トラスト」を省略することがあります。また、円投資型1501に関して発行されるファンドの受益証券を「GIM世界金融債券ファンド1501」または「円投資型1501」と称することがあります。

GIM（ケイマン諸島）トラストは、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーを受託会社とし、JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドを管理会社として、2012年4月11日付の信託証書（2015年7月31日付信託証書により更新済）（以下「基本信託証書」といいます。）に従って構成された、ケイマン諸島のアンブレラ・トラストです。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）に従って適式に設立され、有効に存在し、かつ、信託業務を行う認可を受けている信託会社です。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に基づき免除トラストとして登録されており、ケイマン諸島総督から免除証明書を受領しています。

受託会社および管理会社は、トラストの複数のシリーズ・トラストを随時設立することができます。トラストの各シリーズ・トラストは、その資産および負債に関して個別かつ独立しています。各シリーズ・トラストは個別の信託であり、受託会社および管理会社によって締結される信託証書の追補として作成された個別の証書によって構成されます。

ファンドは、トラストのシリーズ・トラストであり、基本信託証書ならびに受託会社および管理会社によって2012年4月11日付で締結された補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といいます。）に従って構成されます。受託会社および管理会社はトラストの他のシリーズ・トラストを、それらの単独かつ絶対的な裁量において決定する異なる条件で募集することができます。受託会社および管理会社は、受益者決議またはシリーズ・トラスト決議による同意を得ることなく、他のシリーズ・トラストを設立することができます。

ファンドの受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）の取得により、各受益者は、基本信託証書および補遺信託証書（以下「信託証書」と総称します。）の条件を承認し、全面的に受け入れ、かつ、信託証書の当事者と同様にその条件に拘束されることに同意します。受託会社は、トラストのファンド証券のすべての保有者または関連するシリーズ・トラストのファンド証券の保有者へ書面で通知することで、受託会社と管理会社との合意によって、随時信託証書を修正することができます。受託会社または管理会社が、（i）自己の意見において、当該修正が、トラストのファンド証券のその時点における既存の保有者または場合によって関連するシリーズ・トラストのファンド証券の保有者の利益を著しく害するものではなく、かつ、受託会社または管理会社をファンド証券の当該保有者に対する責任から免除するために作用するものではないこと、または（ii）自己の意見において、当該修正が、会計上、法律上もしくは公的な要請（法的効力を有するか否かを問いません。）に従うために必要であることを書面で証明する場合を除いて、当該修正は、当該修正を承認するための受益者決議またはシリーズ・トラスト決議（場合によります。）を要します。

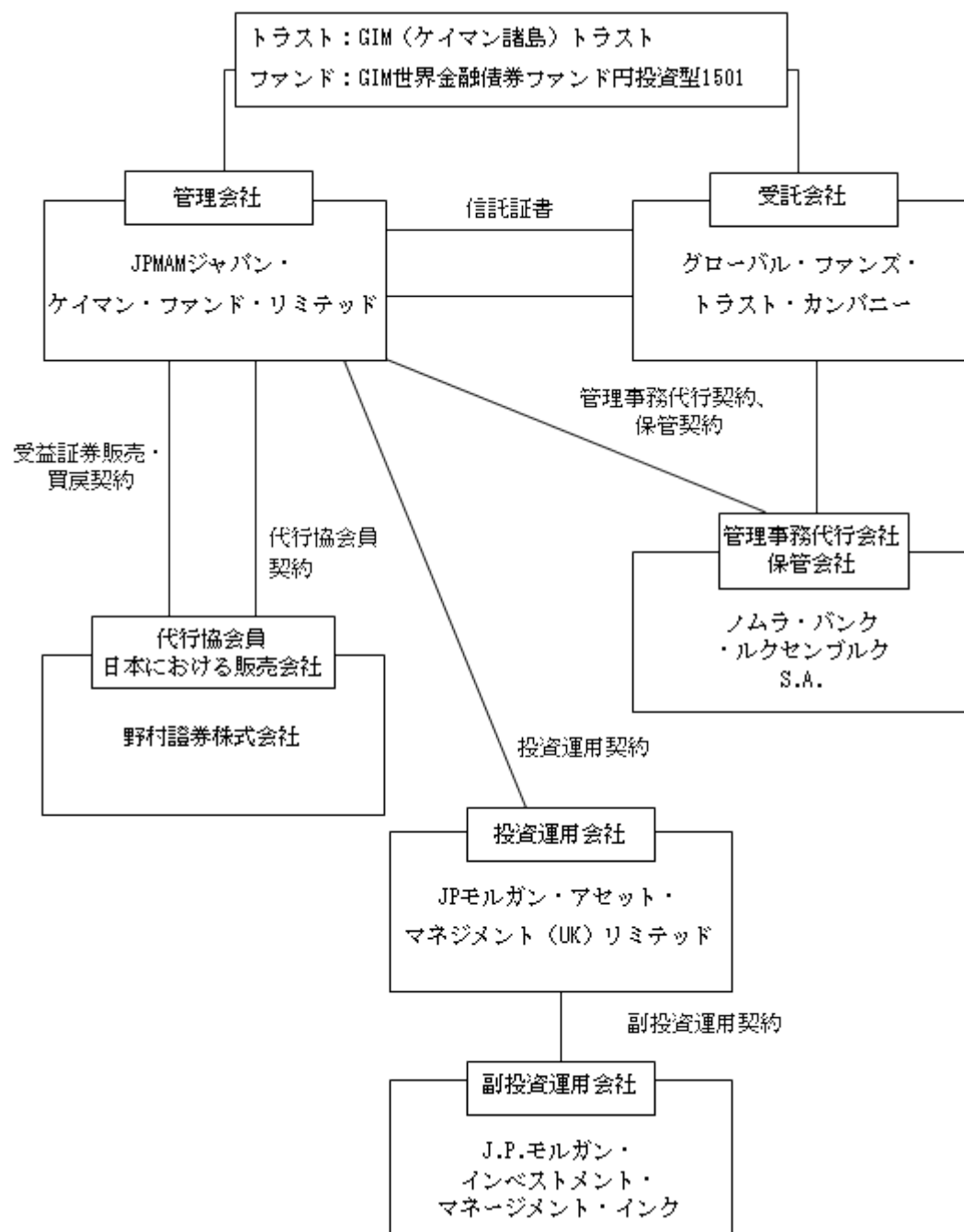
ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

(2) 【ファンドの沿革】

2011年10月 7 日	管理会社の設立
2012年 4 月11日	信託証書の締結
2015年 1 月29日	円投資型1501の運用開始（設定日）
2015年 7 月31日	信託証書の締結 / ファンドおよびトラストの名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド	管理会社	2012年4月11日付で信託証書（2015年7月31日付信託証書により更新済）を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー	受託会社	2012年4月11日付で信託証書（2015年7月31日付信託証書により更新済）を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の受託会社としての業務について規定しています。
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.	管理事務代行会社 保管会社	2012年5月7日に管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2012年5月7日に管理会社および受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド	投資運用会社	2012年5月10日に管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	副投資運用会社	2011年5月6日に、投資運用会社との間で、副投資運用契約（注4）を締結。ファンドの投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 日本における 販売会社	2013年4月18日付で管理会社との間で代行協会員契約（2016年4月1日付代行協会員契約の変更契約により修正済）（注5）を締結し、2013年4月18日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務についてそれぞれ規定しています。

（注1） 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

（注2） 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注3） 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注4） 副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資運用業務を提供することを約する契約です。なお、当該契約は、副投資運用会社が投資運用会社から再委任を受ける複数の運用資産を対象とする「マスター契約」となっており、ファンド以外の運用資産にかかる再委任のために既に締結済のものです。

（注5） 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注6） 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

（ ）事業の目的

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲において、いかなる制約も受けません。

（ ）資本金の額

2021年3月末日現在の資本金の額は、350万円、払込資本の額は6,000万円であり、全額払込済です。

定款およびケイマン諸島会社法（改訂済）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

（ ）会社の沿革

2011年10月7日設立

（ ）大株主の状況

（2021年3月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
JPモルガン・アセット・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	3,500,000株	100%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドには、ケイマン諸島の信託法（改訂済）（以下「信託法」といいます。）が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容

（a）信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および信託証書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

（b）ミューチュアル・ファンド法

後記「（6）監督官庁の概要」を参照のこと。

（c）一般投資家向け投資信託（日本）規則

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば））を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の役務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムブローカー）を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の役務提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の役務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載し、また規則の要求する情報を記載しなければなりません。英

文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図し、または任意解散を行おうとしていること。
- ・会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- ・ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融当局法（改訂済）、マネー・ロンダリング防止規則（改訂済）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。

（b）受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年11月30日に終了します。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から4か月以内に受益者に送付されます。未監査の決算書も作成され、原則として、各半期終了後から2か月以内に受益者に送付されます。

日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじ

め、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

（6）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確実にするための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。

規制された投資信託であることから、CIMAはいつでも受託会社にファンドの決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科される可能性があるほか、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制された投資信託がその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図し、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制された投資信託（ファンドのように認可されたミューチュアル・ファンドの場合）がミューチュアル・ファンド法に反して、その認可の条件を遵守することなく事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している場合
- ・規制された投資信託の監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制された投資信託のマネジャーの地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または、ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）も行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、主として、金融機関（国を代表するような一流の金融機関等）により発行される、米ドル、ユーロおよび英ポンド建てのシニア債、ハイブリッド証券等の社債その他の債券（以下「金融債券等」といいます。）への投資を通じて、利息等のインカム・ゲインおよび中長期的な元本成長による高水準の投資収益を追求することです。

「シニア債」とは

一定の劣後事由が発生した場合（例えば、破産手続きの開始等、以下同じです。）に、その元利金の支払いが、劣後債等の下位債券についての元利金等の支払いよりも高い順位におかれる債券のことです。

「ハイブリッド証券」とは

主にシニア債以外の社債その他の債券をいいます。具体的には、劣後債（シニア劣後債およびジュニア劣後債を含みます。）、転換社債、偶発転換社債および優先出資証券等です。

劣 後 債 と は：一定の劣後事由が発生した場合に、その元利金の支払いが、劣後債以外の上位債券についての元利金等の支払いよりも低い順位におかれる債券のことです。

転 換 社 債 と は：一定の条件で株式に転換できる権利（転換権）のついた債券のことです。

偶発転換社債とは：ある一定の偶発条件が生じた場合（例えば、発行体である金融機関の自己資本比率がある一定レベル以下に低下した場合等）に、普通株に強制的に転換される転換社債をいいます。一般的な転換社債と異なり、株式に転換する権利はありません。

優先出資証券とは：ハイブリッド証券の中で比較的株式に近い性質を有するものです。劣後債に比べ、価格変動が大きく、一定の劣後事由が発生した場合、元利金の支払いについて劣後債よりも低い順位におかれています。一方で議決権がない等、債券に似た性質もあります。

上記の投資目的は、2021年5月31日時点の市況および投資機会に基づくものです。市況および投資機会は、ファンドの運用期間中において著しく変動する可能性があります。ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。

ファンドへの投資は、投資者が参照インデックス（以下において定義します。）を構成する証券に直接投資するものではありません。また、参照インデックスを構成する証券に対するいかなる請求権も有しません。

投資目的の達成は、ファンドの支配が及ばないかまたは限られた支配しか及ばないリスクの影響をうけます。

投資戦略

ファンドの投資戦略に関する以下の記述は一般的なものであり、全てを網羅するものではありません。ファンドの取引戦略は独自の複雑なものであるため、最も一般的な記述のみとしております。ファンドの投資戦略に関する包括的な記述は行われておらず、また行うこともできません。ファンドは、本書における運用手法および投資戦略に関する記述が投資者の利益となると考えていますが、投資者となる予定の者は、かかる記述に固有の限界があることにも留意しなければなりません。また、ファンドは採用する投資戦略を変更することができます。

投資目的の達成を追求するために、後記「（５）投資制限」に記載される投資ガイドラインに常に従った上で、ファンドの資産を、通常の市況において、主に、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）を含む、国を代表するような一流の銀行および保険会社等の金融機関により発行されるシニア債およびハイブリッド証券（以下「金融債券」といいます。）に投資します。

G-SIBs: Global Systemically Important Banks(グローバルなシステム上重要な銀行)

主要国の中央銀行・金融監督当局および国際機関等で構成する金融安定理事会(FSB)が、グローバルな金融システムの安定に欠かせないと認定した銀行。

FSBは毎年11月にG-SIBsのグループの認定を行っており、2020年11月に銀行30行を認定し公表しました。

「国を代表するような一流の金融機関」とは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合：社債（シニア・フィナンシャルズ）インデックスを67%およびブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合：社債（サブオーディネイテッド・フィナンシャルズ）インデックスを33%（各インデックスを、それぞれ、または総称して「参照インデックス」といいます。）で構成される時価総額加重複合参照インデックスにおいて、発行体グループベースで上位75の金融機関をいいます。各「発行体グループ」は、ブルームバーグの通常のティッカーを共有するすべてのエンティティ（会社等）により構成されます。投資運用会社は、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合：社債（シニア・フィナンシャルズ）インデックスおよび/またはブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合：社債（サブオーディネイテッド・フィナンシャルズ）インデックスおよび/またはそれらと入れ替えた参照インデックスが適切でないかまたは適切な参照先として入手することができなくなったと判断する場合、受託会社との事前の合意により、他のインデックスを参照インデックスとすることができます。投資運用会社は、現状の割合が適切でなくなったと判断する場合、受託会社との事前の合意により、参照インデックス間の割合を変更することができます。

上記に加え、かつ、下記「（５）投資制限」に記載される投資ガイドラインに常に従った上で、ファンドは、以下のものに投資することがあります。

（a）現金および短期金融商品（コマーシャルペーパー、預金証書、定期預金および政府の短期債務等）

（b）ファンドの投資目的を達成するために必要または適切であると投資運用会社が判断するその他の投資対象

ファンドの資産の効率的な運用をはかるために、ファンドは、金融債券への投資と同等の経済効果を得ることができるデリバティブ取引を行う場合もありますが、デリバティブ取引（上場債券先物、債券先物オプション、クレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・デフォルト・インデックス・スワップおよび通貨関連デリバティブ等）を利用する場合は下記「（５）投資制限」に記載される投資ガイドラインに常に従います。先物およびオプションは、取引所内外で取引されます。スワップの担保が要求されることもあり、担保に供された資産はその後投資戦略において用いられない場合もあります。

上記の投資戦略の実行は、厳しい市場環境およびその他のリスク要因（投資対象国における異常事態等（金融危機、債務不履行（デフォルト）、資産凍結等の投資規制の導入、自然災害、行政制度の変更およびテロ、戦争その他の勃発等））またはその他の状況により悪影響を受ける可能性があります。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」をご参照ください。

（３）【運用体制】

①投資運用会社

JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(所在地:ロンドン)が、投資一任契約に基づき管理会社から投資運用会社に任命されています。

②副投資運用会社

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(所在地:ニューヨーク)が、投資運用会社からファンド信託財産の一部の運用を委託されています。



- ① J.P.モルガン・アセット・マネジメント内で組織されるグローバル債券運用グループに所属する、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドおよびJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクのポートフォリオ・マネジャー(資産の運用を行う運用担当者)が運用を担当し、実際の投資判断を行います。グローバル債券運用グループは、運用戦略チームと運用チームで構成されます。
- ② 運用戦略チームは、経済シナリオの策定や金利動向・市場収益を予測し、投資戦略を策定し、資産配分比率およびデュレーション(金利がある一定の割合で変動した場合に、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標をいいます。)戦略を決定します。
- ③ 運用チームのポートフォリオ・マネジャーは、個別銘柄(債券)の分析および価格評価を行い、組入銘柄を決定し、ポートフォリオ(資産運用において、債券等運用対象商品の組入れ銘柄の組み合わせによって構成されている資産内容をいいます。)を構築します。

(注1) 運用体制については、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドおよびJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクを含めたJ.P.モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しております。

(注2) 上記の運用体制、組織名称等は、2021年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

投資運用会社および副投資運用会社は、J.P.モルガン・アセット・マネジメントに所属しています。J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、総合的なサービスを提供するグローバル資産運用グループであり、1873年以来、多くの企業、金融機関、政府および個人に投資管理・助言サービスを提供しています。JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーは、「ダウ工業株30種平均」の構成銘柄です。

（４）【分配方針】

ファンドは、分配基準日(注)時点の受益者に対して分配を毎月行うことを予定しています。

分配は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲイン(値上がり益)および元本から行うことができます。支払期限が到来しているかもしくは通常の業務を行う上で支払うことが明らかな債務、負債または義務を履行するために十分な資産が関連するクラスにある場合に、分配を行うことができます。

(注)「分配基準日」とは、各月の5日(当該日が営業日でない場合には直前の営業日)または受託会社とその絶対的な裁量において決定するその他の日をいいます。「営業日」とは、ルクセンブルクの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所および東京証券取引所の営業日(土曜日、日曜日および12月24日を除きます。)ならびに/または受託会社が決定するその他の日をいいます。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

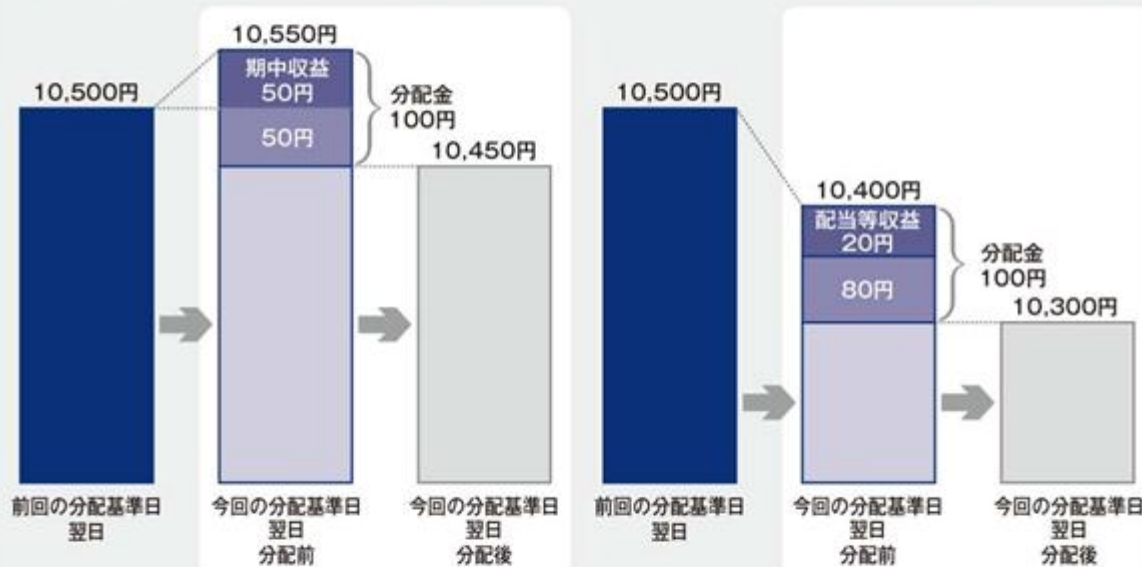


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※ 分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、① 日本」をご参照ください。

（５）【投資制限】

投資ガイドライン

以下の投資ガイドラインは、後記の「投資ガイドラインからの逸脱」および「格付会社の付与する格付またはその格付がないこと」の項の規定にも従います。疑義を避けるために付言すると、本書（下記の投資ガイドラインを含みます。）において、「その他の債券」には、ハイブリッド証券が含まれます。

投資ガイドラインの適用において、金融債券等の「発行体」の信用格付は、当該発行体は信用格付を有していなくてもその企業グループにおける最終的な親会社が信用格付を有している場合、その発行体の最終的な親会社の信用格付を意味するものとします。

投資ガイドラインの適用において、「企業グループ」には、国際会計基準に従った連結勘定の目的上単体として扱われる会社その他のエンティティが含まれるものとします。

ファンドによるシニア債およびハイブリッド証券への投資比率は、経済情勢および／または投資運用会社の決定により変更される可能性があり、いかなる場合においてもシニア債およびハイブリッド証券に投資されるのはファンドの純資産総額の100%未満です。

ファンドの運用には以下の投資ガイドラインが適用されます。

1. ファンドは、ファンドの純資産総額の100%を超えて金融債券等に直接投資しません。ただし、これは、ファンドがデリバティブに投資したことによる金融債券等へのファンドのエクスポージャー（リスクにさらされること）を制限するものではありません。
2. ファンドは、いかなる場合においても、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対してファンドの純資産総額の15%を超えて投資を行いません。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがあります。）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではありません。
3. ファンドの純資産総額（現金および現金等価物を除きます。）の65%以上を、組入れ時にS & P、ムーディーズまたはフィッチによる信用格付がBBB - / Baa3 / BBB - 以上の発行体の金融債券等に投資します。
4. ファンドは、ファンドの純資産総額（現金および現金等価物を除きます。）の35%を上限として、組入れ時にS & P、ムーディーズまたはフィッチによる信用格付がBB + / Ba1 / BB + 以下かつCCC + / Caa1 / CCC + を上回る発行体の金融債券等に投資することができます。疑義を避けるために付言すると、ファンドは、S & P、ムーディーズまたはフィッチによる信用格付がCCC + / Caa1 / CCC + 以下の発行体の金融債券等は購入しません。
5. ファンドは、S & P、ムーディーズまたはフィッチによる信用格付のない発行体が発行した債券（金融債券を含みます。）に投資することができますが、このような信用格付のない証券への投資の割合は、ファンドの純資産総額（現金および現金等価物を除きます。）の10%を上限とします。
6. ファンドは、いずれの時点においてもファンドの純資産総額（現金および現金等価物を除きます。）の40%を超えて、その発行体の信用格付がS & P、ムーディーズまたはフィッチによるBB + / Ba1 / BB + 以下の金融債券等を保有しません。
7. ファンドは、デフォルト債その他のデフォルト（支払不能）した証券には投資しません。
8. ファンドは、ローンへの直接投資を行いません。

9. ファンドは、株式への直接投資を行いません。ただし、ファンドは、転換社債その他の転換債券の転換により、または金融債券等への投資に基づきもしくは新規債発行、デフォルト債、クラス・アクション、交換もしくは再編に伴う株式の受領に基づき、ファンドに付与されるその他の引受権により、ファンドの純資産総額の20%以下の株式を保有することができます。投資運用会社は、本ガイドラインに鑑み、かつ、ファンドの最善の利益を考慮した上で賢明であると自らが判断する期間にかかる株式を売却する予定です。
10. ファンドは、ワラントへの直接投資を行いません。ただし、ワラントへの投資が、ワラントの購入権のついた金融債券等への投資により行われる場合があります。投資運用会社は、本ガイドラインに鑑み、かつ、ファンドの最善の利益を考慮した上で賢明であると自らが判断する期間にかかるワラントを売却する予定です。
11. ファンドは、下記のデリバティブへの投資に関するガイドラインに従いデリバティブにより取られるショートポジションを除き、金融債券等のショートポジションを取りません。
12. ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、いかなる場合においても、ファンドの純資産総額を超えないものとします。
13. ファンドは、ファンドの純資産総額の10%を超える金銭の借入れを行いません。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的にこの10%を超える場合はこの限りではありません。
14. ファンドは、集団投資スキームには投資しません。
15. ファンドは、ファンドの純資産総額（現金および現金等価物を除きます。）の15%を超えて、単一の企業グループに属する発行体により発行された金融債券等に投資しません。ただし、このガイドラインは、金融債券等の組入れ時にのみ適用されます。
16. ファンドは、取得の結果、ファンドおよび管理会社の運用するすべてのミューチュアル・ファンドにより保有される議決権付株式の総数がその会社の議決権付株式の総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得または保有できません。
17. ファンドは、取得または保有によりファンドがその会社の議決権付株式の発行済株式総数の50%超を保有することになる場合、当該会社の議決権付株式を取得または保有できません。
18. 受託会社、管理会社または第三者に利益をもたらすことを主な目的とする（管理会社、受託会社またはその委託先により実行される）ファンドの一切の取引は禁じられます。受益者の保護に反するか、またはファンドの資産の適切な運用を害するような（管理会社、受託会社またはその委託先により実行される）ファンドの一切の取引（受託会社、管理会社または受益者以外の第三者のための取引等）は禁じられます。
19. ファンドは、ファンドの純資産総額の10%を上限として、現金および現金等価物（ファンドにより保有されるデリバティブのポジションの担保として保有される現金を除きます。）を保有することができます。ファンドによるその投資戦略の実行においてファンドがデリバティブを利用する場合、以下の追加の投資ガイドラインが適用されます。
- ・ ファンドは、デリバティブ（上場債券先物、債券先物のオプション、クレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・デフォルト・インデックス・スワップおよび通貨関連デリバティブ等）に投資することができます。
 - ・ デリバティブのショートからロングを差し引いたポジション（以下「**デリバティブのネット・ポジション**」といいます。）の額面がプラスである場合、デリバティブのネット・ポジションは、ファンドの現金または現金同等資産を超えてはなりません。本投資ガイドラインにおいて、「現金または現金同等資産」とは、あらゆる現金および短期金融商品をいいます。デリバティブのネット・ポジションがマイナスである場合、デリバティブのネット・ポジションは、ファンドの投資対象の額を超えてはなりません（かかる投資対象が現金または現金等価物の性質を有するか否かを問いません。）。

日本証券業協会に基づく信用リスク管理に関する以下の追加的な投資ガイドライン（以下「**JSDA投資ガイドライン**」）といたします。）が適用されます。いずれかの時点において、資金の払い込みおよび払い出または市場価格の変動に起因してJSDA投資ガイドラインからの逸脱が生じた場合、投資運用会社は、1か月以内にファンドの投資対象をJSDA投資ガイドラインに沿ったものとするために必要となる取引またはその他の行為を行うものとします。

- ・ ファンドは、債券、その他の債務証券、短期金融商品、出資持分またはデリバティブの原証券を含みますが、これらに限られない組み合わせにより、いかなる単一発行体（米国政府を除きます。）の信用リスクがファンドの純資産総額の10%を超えるような取引をしないものとします。
- ・ ファンドは、店頭デリバティブ取引（ノンデリバブル・フォワードを含みます。）および/またはその他一切の非デリバティブ取引につき、単一の取引相手方の信用リスク（すなわち、取引相手方リスク）がファンドの純資産総額の10%を超えるような取引をしないものとします。「取引相手方リスク」とは、ファンドが取引相手方との間で行う前述の取引による未実現の利益からファンドに対し提供された一切の担保の額を差し引いたものをいいます。120日以内に満期を迎える外国為替取引（ノンデリバブル・フォワードを除きます。）に関する取引相手方リスクは、ゼロとみなされます。

投資ガイドラインからの逸脱

当初ポートフォリオ構築期間における投資ガイドラインからの逸脱

投資運用会社は、ファンド証券の発行後におけるポートフォリオの構築中に、投資ガイドラインに規定される一切の比率の制限から逸脱することができます。ただし、この構築期間は6ヵ月間とします。

投資運用会社の支配の及ばない事由に起因する投資ガイドラインからの逸脱

いずれかの時点において、資金の引出し、市場価格の重大な変動、異常な市況、ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは投資運用会社の支配の及ばないその他の事由に起因して、本書に記載される投資ガイドラインからの逸脱が生じる場合があります。投資運用会社は、賢明かつファンドの最善の利益となると投資運用会社が判断する期間内に、投資ガイドラインを遵守するためにファンドの投資対象を返還するまたはその他ファンドの最善の利益となる方法によりかかる逸脱に対応する（関係する投資ガイドラインの変更を含みます。）場合は、投資ガイドラインに違反したことにはなりません。

上記にかかわらず、投資運用会社は、投資ガイドラインの2、12、13、16、17および18を常に遵守しなければなりません。

格付会社の付与する格付またはその格付がないこと

信用格付とは、債券の元本、利息の支払いの確実性の度合い（信用度）を示すもので、S & P、ムーディーズ、フィッチといった格付会社が金融債券の発行体や金融債券等の信用格付を公表しており、投資の際の重要な判断材料となります。S & Pはスタンダード・アンド・プアーズ・フィナンシャル・サービスズ・エルエルシーを、ムーディーズはムーディーズ・インベスターズ・サービスを、フィッチはフィッチ・レーティングス・リミテッドを、それぞれ指します（それぞれの後継人および事業譲受人を含みます。）。

異なる信用格付

投資ガイドラインにおいてS & P、ムーディーズまたはフィッチによる信用格付への言及がある場合において、一つの発行体に対し格付会社によって異なる信用格付が付与されていた場合は、公表された最も高い信用格付が適用されます。

ファンドが投資した信用格付のない発行体が、その後、S & P、ムーディーズまたはフィッチから信用格付を付与された場合、当該発行体は、その信用格付の公表日以降、付与された信用格付を有するものとみなされます。

為替ヘッジ

上記の投資ガイドラインは、下記のヘッジ取引については適用されません。

ファンドの基準通貨は円建てです。ファンドの投資対象は、主に円以外の通貨建てとなる予定です。投資運用会社は為替ヘッジを行い、ファンドの投資対象の為替変動による影響を回避する予定です。このため、ファンドは、外国為替契約（スポット取引、先渡取引、通貨スワップ、先物デリバティブおよびオプション・デリバティブ等）を締結する場合があります。

上記の為替ヘッジ取引は通貨リスクを減少させることを意図していますが、かかるリスクが完全に取り除かれるというものではありません。投資運用会社はヘッジ取引を行う義務を負いません。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドへの投資には高いリスクがあります。ファンドは、いかなる受益者に対しても、ファンドの投資目的が達成されること、または投資額のすべてもしくは大部分を失わないことを、保証することはできません。

ファンド証券は、重大な損失リスクを伴う、投機的でかつ流動的ではない証券であり、ファンドへの投資が投資家にとっての完全な投資プログラムではなく、かつ、ファンドへの投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した投資家による投資のみに適しています。ファンドによる債務証券への集中投資は、受益者の資産構成として不適切となることがあります。以下のリスクの概要におけるファンドならびにファンドの投資対象およびポートフォリオの記載は、ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものです。以下の留意事項は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを完全に記載しているわけではなく、ファンドへの投資を行う前に慎重に評価されるべきです。

ファンドおよびファンド証券に関する一般的なリスク

損失リスク／保証がないこと

ファンドへの投資は、投資額の全額を失うリスクを含め、大きなリスクを伴います。ファンドの投資目的および投資戦略の実行が受益者に損失をもたらさないという保証はありません。ファンドが行うすべての投資には元本を失うリスクがあります。ファンドが成功する旨、ファンドが目標とするリターンもしくはボラティリティ（価格変動の大きさ）を達成する旨、または投資元本に対するリターンが得られる旨の保証または表明は一切なされておらず、運用成績は、時間の経過と共に大幅に変動する場合があります。さらに、受益者は、ファンドが負担する報酬および費用が、ファンドの投資利益を相殺する可能性があることに留意すべきです。

投資機会の有無

ファンドの運用の成功は、投資運用会社が投資戦略を上手く利用できるかどうかにかかっています。ファンドの投資戦略の特定および利用には、大きな不確実性があります。投資運用会社がファンドのすべての資金を投入するにふさわしい投資機会を捉えることができる保証はありません。

第三者である業務提供会社

ファンドは従業員を擁しません。したがって、ファンドは、ファンド業務提供会社^(注)の業務能力に依存します。特に、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および保管会社は、ファンドの運営に不可欠な業務を遂行します。ファンド業務提供会社が定められた条件に基づいた義務を履行しなかった場合、ファンドの運営に重大な悪影響が生じるおそれがあります。

（注）「ファンド業務提供会社」とは、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、販売会社、代行協会員およびファンドに随時業務を提供する他の者をいいます。

投資運用会社への依存

ファンドの資産に関する投資配分または投資判断の全ては、投資運用会社により行われ、受益者は、ファンドの日々の運用に参加することはできません。したがって、ファンドの成功は、投資運用会社およびその従業員の能力に大きく依存しており、投資運用会社もしくはその従業員が、投資運用その他の業務の提供およびファンドのための取引を進んで行う意思を持ち続けるもしくは行うことができるという保証またはこれらの取引が将来利益をもたらすという保証はありません。特に、ファンドが投資運用会社から業務の提供を受けられなくなった場合、または受託会社が投資運用契約を終了した場合、ファンドは償還される可能性があります。

ファンドの運用に対する受益者の不参加

本書に別途明記される場合を除き、受益者は、ファンドの運用に参加する権利が一切ないため、ファンドの運用およびファンドに関する投資の実行に関しては、受託会社、管理会社および投資運用会社の業務能力のみに依存しなければなりません。さらに、受益者は、ファンドが行う特定の投資または投資の条件を評価する機会也没有ありません。また、受益者は、投資運用会社を解任する権利也没有ありません。

取引相手方およびブローカー

ファンドと取引を行う金融機関および取引相手方（銀行および証券会社等）は、財務上の困難やファンドに対する債務の不履行に陥る可能性があります。債務不履行が発生すると、ファンドにとって著しい損失となるおそれがあります。さらに、ファンドは、一定の取引を確保するために取引相手方に対して担保を差し入れる場合があります。

保管リスク

ファンドは、自己の証券のすべての保管状況を管理しているわけではありません。保管会社または保管会社として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにこれらの保管会社が保管する資金または証券の全部または一部をファンドが失う可能性があります。

補償責任

受託会社、管理事務代行会社、投資運用会社、監査人ならびにその他ファンド業務提供会社ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、広範な求償権の利益を享受するかまたは将来において享受する可能性があります。補償義務が確定した場合、当該補償はファンドの資産から支払われます。

発行体リスク

証券の価額は、運用実績および財務レバレッジ等、発行体に直接関連する様々な理由により、下落する可能性があります。

例えば、発行体の信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払いができないというリスクです。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、当該発行体に対する投資の価値に影響する可能性があります。信用リスクの大小は、発行体の財務状況および債務の条件の両方により決まります。信用格付が低いまたは信用格付がない債券に対する投資は、信用格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供しますが、通常、（かかる証券の発行体の債務不履行等の）より大きなリスクを伴います。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが困難になるリスクです。流動性が低い証券への投資は、有利な時期または価格で売却することができないという可能性があるため、ファンドの収益を減少させる可能性があります。ファンドが、新興国の証券、デリバティブ商品または市場リスクおよび/または信用リスクが大きい証券に投資を行う場合、ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになります。

決済リスク

一部の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本とは大きく異なります。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、米国での決済には通常伴わない一定のリスク（証券の支払いまたは引渡しの遅滞等）を伴う場合があります。一部の外国での決済が、証券取引の件数と対応していないこともあります。これらの問題は、ファンドが決済を容易に完遂することを妨げることがあります。ファンドが証券購入について決済できないかまたは決済が遅滞する場合、ファンドは条件のよい投資機会を逃す場合がある、また資産の一部がしばらくの間未投資のままとなり、それについて得られたはずの収益がなくなる可能性があります。ファンドが証券の売却を決済できないかまたは決済が遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負う可能性があり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてファンドが責任を負う可能性があります。

借入れリスク

ファンドは、決められた制限の下で、金銭を借り入れることがあります。

ファンドは、（ i ）当該借入枠の満了、（ ）ファンドが融資に関する条件に違反した場合、および（ ）取引相手方が借入枠に関する条件に基づき借入枠を終了する権利を行使した場合等（融資事業の停止、規制当局の許可の喪失、取引相手方の信用格付の引き下げおよび／または取引相手方の市場信用スプレッドの拡大等の事由による当該権利の行使等）様々な状況において、すべてまたは一部の借入れを直ちに返済するよう要求されることがあります。ファンドが現金預託金を十分に有しておらず、これらの返済に利用できる代替りのクレジット（信用）借入枠を有していない場合、一部またはすべての資産の売却を余儀なくされることがあります。かかる状況において、当該資産が取引される通常の市場が圧迫される可能性があり、また、これによりファンドが当該資産を清算する際に損失を被る場合があります。

多くの要因により、ファンドが魅力的な条件で代替りの融資を得ることが困難になるか、全く不可能になる可能性があります。借り換えができるかどうかに影響を及ぼす要因には、金融市場における金利や貸し出し条件の変化および経済状況全般等、ファンドの支配の及ばない外部要因があります。ファンドの借入枠およびデリバティブ取引についての法的な契約は、一契約における債務不履行が他の取引相手方との他の借入枠に基づく債務不履行を自動的に引き起こすことになるクロス・デフォルト条項を含む場合があります。

さらに、投資ガイドラインで認められる場合には、レバレッジは、他の手法の中でもとりわけ、ブローカー契約、レボ契約、トータル・リターン・スワップ、差額決済契約、借入枠およびウェアハウス契約の形態で、適格な融資取引相手方により提供される場合があります。また、レバレッジは、オプション、先物、先物オプション、クレジット・デフォルト・スワップ、ファースト・トゥ・デフォルト・バスケット、合成債務担保証券トランシェ、証券化、スワップおよびその他の合成または金融派生商品の利用により生み出されることがあります。当該金融商品は、本質的に、原証券または原商品の現物買いよりも大きなレバレッジを伴います。これは、一般的に、レバレッジがかかった投資をするには、原証券または原商品の価値に対し非常に小さい（ない場合もあります。）部分のみ支払いが求められるという事実によります。多くの当該金融商品および／または証券会社その他の取引相手方との各種契約は、追加的証拠金要件またはその他の暫定的な証拠金要件に服する場合がありますが、それはファンドまたは投資運用会社の管理下になく、投資ポジションの早期清算を強いる場合があります。ファンドが用いるレバレッジの結果、原資産の価額の小さな変動が、相対的に大きなファンドの価額の変動をもたらす場合があります。ファンドが融資取引相手方およびデリバティブ取引相手方から得たレバレッジの引き下げは、ファンドのリターンを減少させる場合があります。

リスク・モデル

投資運用会社またはその関連会社は、第三者により提供されたモデルに依拠することがあります。これらのモデルを通じて行われた分析は、将来起こること、予想または将来の損失の予測とみなすことはできず、投資の将来のリターンを示唆するものとして依拠することはできません。特に、当該モデルにより予測される影響は、想定外の事態または未経験の状況において不正確または不適切であることが判明することがあり、投資運用会社またはその関連会社が当該モデルに依拠した場合、ファンドに多額の損失をもたらすことがあります。

ファンドが行う投資の一部は流動性を欠くことがあり、また、取引相手方により定量的モデルを用いて評価されることがあります。これらの投資には、公認の標準モデルが存在しないものもあります。これらの取引の一部について著しく異なった評価をもたらす新たなモデルが市場参加者により開発され実施されることがあります。新たなモデルの導入が、ファンドに多額の損失をもたらす場合があります。

債権者の権利および担保権の実行

ファンドの投資は、発行体または借入人の設立地の法域（あるいは、これらが事業を行い、かつ資産を保有する法域）における債権者の保護に関する様々な法律に従うことがあり、発行体または借入人が全額または適時に支払うことができない場合があります。これらの支払不能時の留意事項は、債務者またはその資産が所在

する国によって異なり、また、債務者の法律上の地位によって異なることがあります。さらに、ファンドは、一定の支払不能が発生した場合に、債権者として、他者に比べて不利な扱いを受ける可能性があります（債権者として保有することがある担保権の実行を追求する場合等）。

投資対象の売却後の責任

ファンドは、投資対象を処分し、また、これらの投資対象について表明および保証を行うこと、ならびに当該表明および保証が不正確であると判明した場合に損害金を支払うことを要求される可能性があります。ファンドは、当該表明および保証に関わる紛争または訴訟に関与する場合があります、当該紛争または訴訟の結果、第三者に支払いを行うよう要求される可能性があります。

取引費用

ファンドの投資手法は、ファンドにおける大量の取引および回転率を伴うことがあり、それがファンドが負担する多額の取引費用を発生させることがあります。

法的リスク：文書

標準化された法的文書は、ファンドが投資する多くの取引タイプに関して作成されています。ただし、標準化された文書は、ファンドが投資することがあるすべての種類の取引についてある訳ではなく、かかる取引は相対取引の契約を用いて実行されます。不測の事態により、ファンドと取引相手方間の意思に不一致が生じる可能性があり、これにより、ファンドが当該契約を実行することができないかまたはファンドに財務的に不利な結果をもたらすことがあります。

受託会社およびファンド業務提供会社の限定責任

信託証書および業務提供契約は、当該契約に従う作為または不作為についての受託会社およびファンド業務提供会社（いずれか該当する方）の責任に制限を定めます。これにより、当該当事者が契約に違反した場合、ファンドが、受託会社およびファンド業務提供会社に対して損害賠償請求する能力に制限が課せられる場合があります。

ファンドの資産に対する遡及権

ファンドの投資対象およびファンドが保有する資産は、ファンドに関するすべての債務およびその他の負債を弁済するために使用することができます。ファンドが一般的に債務を支払わなければならない場合、債務の弁済を望む当事者は、ファンドの資産全般に対して遡及権を行使することができ、債務が生じている特定の資産に限られるわけではありません。

金融機関リスク：ファンド取引の執行

投資運用会社は、ファンドの取引について利用する金融機関ならびに取引代理人および取引相手方を選択する責任を負います。ファンドのための売買取引は、通常、迅速かつ確実な執行および魅力的な価格の設定を達成する能力、取引実行上の業務効率、ならびに金融機関の財務安定性および業界での評判を考慮し、最良執行義務に基づき、当該金融機関に配分されます。ファンドは、投資運用会社の単独の裁量において、取引を執行するために、投資運用会社と提携している金融機関を利用することができます。

ファンドのすべての資産（契約を除きます。）は、保管会社の保管または管理下で保有されます。保管会社は、コルレス銀行および名義人を利用することができます。ファンドが（直接もしくは間接的に）取引を行うか、またはポートフォリオを構成する証券が保管目的で寄託されている金融機関（証券会社および銀行等）は、ファンドの運営のさまたげとなる、またはファンドの資本を毀損するような財務上の困難に直面する可能性があります。

新興市場リスク

新興国に経済的に関係する新興市場証券に投資する場合、投資リスクは特に高くなる場合があります。これらの証券には、先進国に投資するリスクとは異なるかまたはそれより大きな市場リスク、信用リスク、通貨リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクおよびその他のリスクがある可能性があります。

受益者情報およびポートフォリオ情報の開示

ファンドは、必要または適切であるとみなされる場合、当局、政府機関またはその他の機関から、受益者に関する特定の情報を開示するよう要求されることがあります。ファンドは、受託会社、管理会社または投資運用会社が、（i）その開示が法令により要求されるかまたは開示が必要かつ適切であると判断する場合、および/または（ ）当該情報を開示することがファンドの最善の利益になると判断する場合を除き、受益者に関する情報の機密保持に努めます。

郵便物の取扱い

登記上の事務所で受領されたファンド宛の郵便物は、処理のために管理事務代行会社に未開封で転送されます。ファンド、管理会社、受託会社、その取締役、役員または委託業務提供会社のいずれも、その発生の理由の如何を問わず管理事務代行会社への郵便物の到着の遅れに対し責任を負いません。

法律顧問の責任

アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所（以下「A & O」といいます。）は、英国法および米国の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命され、メイプルズ・アンド・カルダー（以下「メイプルズ」といいます。）は、ケイマン諸島法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命され、森・濱田松本法律事務所（以下、A & Oおよびメイプルズと併せて「本法律顧問」といいます。）は、日本法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命されています。

本法律顧問による管理会社および投資運用会社の代理は、ファンドが相談した特定の事項に限定されます。本法律顧問は、ファンドに関係があった可能性があるその他の存在していた事項について相談を受けていなかった可能性があります。

ファンドによるファンド証券の募集およびファンドに対するその後の助言に関連し、いかなる法律顧問も、ファンドにより受益者を代理するために雇用されていません。ファンドへの助言過程において、受益者の利益がファンドの利益と異なる場合があります。本法律顧問は、かかる問題の解決において、受益者の利益を代表しません。さらに、本法律顧問は、管理会社および投資運用会社ならびにそれらの関連会社による本書に記載される投資プログラム、評価手続およびその他のガイドラインの遵守の監視を引き受けず、また本法律顧問は、適用法の継続した遵守を監視しません。

クラス間にまたがる債務

シリーズ・トラスト間にまたがる債務：あるシリーズ・トラストの受益証券の発行により受託会社が受領するすべての申込代金、かかる代金が投資されるすべての資産およびこれらに帰属するすべての収益または収入は、当該シリーズ・トラストに帰属します。シリーズ・トラストに帰属することが容易に判別できない資産については、受託会社の裁量で一または複数のシリーズ・トラスト間で配分されます。シリーズ・トラストの債務は、当該シリーズ・トラストの資産に対して請求され、シリーズ・トラストの資産は通常、他のシリーズ・トラストの債務を支払うために利用することはできません。受託会社は、潜在的な債権者との取引において当該債権者が当該シリーズ・トラストの資産のみに依拠すること、および各シリーズ・トラストに関して管理会社または受託会社の名義で締結されるすべての契約に当該シリーズ・トラストの信託財産の範囲のみに債権者の遡及権を制限する文言を含める義務を負います。ただし、投資家は、いかなる状況においても、受託会社による上記に記載される行為にかかわらず、他のシリーズ・トラストの債務を支払うためにシリーズ・トラストの資産が法律上利用可能な限度を知ることは不可能であることに留意すべきです。

シリーズ・トラスト内の受益証券クラス間にまたがる債務：受託会社は、ファンドにおいて複数のクラスの受益証券を発行することができます。あるクラスの資産は、その他のクラスの債務を支払うために利用するこ

とができます。シリーズ・トラストのある受益証券クラスの資産が当該シリーズ・トラストのその他の受益証券クラスの債務の弁済に利用されることはないとの保証はありません。例えば、ファンドが行うデリバティブ取引の条件に基づき、当該取引の取引相手方は、ある受益証券クラスにつき実行された取引から生じた債務を当該受益証券クラスのみにより支払われるものとはみなさない可能性があります。むしろ、かかる取引相手方は、当該取引が実行された当該クラスに帰属する資産が不十分な場合、その他の受益証券クラスに帰属する資産に対し遡及権を有すると主張する可能性があります。

純資産価格の計算

証券の実際の売却価格は、たとえ計算日^(注)直後のものだとしても、本書に従い計算日においてファンドの純資産総額を計算するために使用された価額を反映する保証はありません。投資対象の売却額が見積額よりも低くなった場合、残存する受益者にとって、ファンドの純資産総額が減少することとなります。価格設定が不透明であった場合、受託会社の最終権限により決定されます。

ファンドの純資産総額およびファンド証券一口当たり純資産価格は、ルクセンブルグにおいて適用される、一般的に認められた会計原則に基づいて決定されます。ファンドの特定の直接または間接的な投資対象について、それが正確な評価であると受託会社およびその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったと判断された場合、受託会社およびその委託先のいずれも何ら責任を負いません。

（注）「計算日」とは、営業日および／またはファンドの純資産総額を計算する日として受託会社が決定するその他の日をいいます。

大量の買戻しの影響

短期間に大量の買戻しがあると、ファンドの保有ポジションのかなりの部分を、著しく不利な条件で換金することが必要となる場合があります。また、大量の買戻しは、ファンドの保有ポジションの、換金対象以外の部分についても、ファンド純資産総額の減価をもたらす恐れがあり、それによって、買戻しを行う受益者ではなく残存する受益者に影響が及ぶ場合があります。さらには、買戻しが行われる期間にかかわらず、結果として生じるファンド純資産総額の減価によって、ファンドが利益を生み出すまたは損失を取り戻すことがより困難になる可能性もあります。

取引の停止

受託会社は、ファンド証券の買戻しの停止または買戻代金の支払いの停止等の、ファンド証券の取引を停止する幅広い権限を有します。下記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価額の計算の停止」をご参照ください。したがって、ファンドが受益者による買戻請求に応じることができない状況が生じる可能性があり、ファンドは各買戻日^(注)に買戻しができる予定ですが、必ずしも実行されるわけではないことに投資者は留意すべきです。

（注）「買戻日」とは、営業日および／または受益者がその受益証券のすべてまたは一部の買戻しを行うことができる日として受託会社が決定するその他の日をいいます。

受託会社の限定的な役割

受託会社は、ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有します。ただし、実質的にすべてのファンドの運営は、高度に専門化された戦略で構成されるため、受託会社の管理能力には限界があります。受託会社の役割は、ファンドの運営に対する積極的な関与でなく監督することです。また、受託会社にはファンド業務提供会社の活動を監視する責任がありますが、ファンド業務提供会社が行う個別の判断については監督しません。例えば、受託会社は、投資運用会社が行う個別の投資判断については監督しません。

適用法の変更、国際政策および事由

ファンドは、様々な法的要件を遵守しなければなりません。現在有効ないずれかの法令が変更される場合または新たな法令が制定される場合、ファンドおよび受益者が従う法的要件が現在の要件と著しく異なるおそれがあり、著しくかつ不利にファンドおよび受益者に影響する可能性があります。

ファンドは、特定の政策目標を達成するために設定された、政策動向との関連に大きなリスクがある市場に投資する場合があります。ファンドの価値は、ファンドが投資する可能性がある市場商品を生み出した国際協定および国内法の廃止により、悪影響を受けるおそれがあります。指定国内機関および国際機関がこれらの協定および法律を遵守しないこと、地方組織、全国組織および国際組織がそうした協定において規定される義務を履行しないこと、これらの協定および法律の実行性を弱めるような改正またはこれらの協定および法律の条項についての相反する解釈は、ファンドの投資実績に悪影響を及ぼすことがあります。

また、ファンドは、テロ行為、国際政治の動向、政府の政策の変更、税制、外国投資および通貨の本国送金の制限、為替変動ならびにその他投資した国の法令の改正から生じる事由により悪影響を受ける可能性があります。

外国投資の制限

一部の国では、外国人投資家による投資を禁じ、または外国人投資家による投資の前に政府の許認可取得を要求し、特定の会社への外国人投資家の投資額を制限し、もしくは会社への外国人投資家による投資を特定の種類の証券のみに制限することにより外国人投資家による投資に重大な制限を課しており、このことは、当該国の国民が購入可能な会社の証券と比べより不利な条件となる可能性があります。また、一部の国は、国益に重要と判断される発行体または産業への投資機会を制限する可能性があります。

外国人投資家が特定の国の会社への投資を許可される方法およびかかる投資の制限は、ファンドの運営に悪影響を及ぼす可能性があります。一部の国では、ファンドは、現地のブローカーその他のエンティティ（会社等）を通じて投資し、その後かかる株式購入をファンドの名義で再登録することを要求される可能性があります。再登録は適時に行われない可能性があり、これによりファンドは特定の権利（例：配当受領権、特定の法人行為を知らされる権利）を拒否される可能性があります。また、ファンドが購入注文を行っても登録時に外国人投資家に対する許可割当に空きがなく、ファンドは、当該時に希望する投資を行えない可能性があります。

一部の国では、ファンドから外国人投資家への投資収益、資金または証券の売却手取金の送金に重大な制限を課す場合があります。ファンドは、投資制限のファンドへの適用における遅延およびかかる適用による遅延により悪影響を受ける可能性があります。

マクロ経済および金融機関のリスク

マクロ経済の低迷は、ファンドが投資する金融債券等の信用格付、投資収益および価値に悪影響を及ぼすことがあります。信用市場が流動性危機に直面した場合、金融債券等が想定よりも高い確率で債務不履行になることがあります。

一部の国際的な金融機関は、再編、他の金融機関との合併、（一部または全部の）国有化または破産に陥りました。一つの金融機関（国を代表するような一流の金融機関およびG-SIBs^(注)として分類されるもの等）の破産は、ファンドに悪影響を及ぼすことがあり、また、ファンドへの金銭等の支払いが停止することがあります。一つまたは複数の金融機関の破産が、世界の信用市場に危機をもたらしたり、ファンドおよびその資産に多大な影響を及ぼすことがあります。

（注）「G-SIBs」とは、グローバルなシステム上重要な銀行のことをいいます。かかる金融機関が破綻すると、その規模、複雑性およびシステムの相互関連性のため、世界的な状況で広範な金融システムおよび経済活動に重大な混乱がもたらされるおそれがあります。

世界的な信用危機および金融機関の破綻の影響が、デリバティブ商品のさらなる規制や、新たな会計規則および自己資本規制の導入等の厳しい規制につながる可能性があります。このような追加の規則および規制は、ファンドの収益および投資運用会社がファンドの投資目的を達成する運用能力に悪影響を及ぼすおそれがあります。

投資者は、本ファンドの投資対象には、国を代表するような一流の金融機関（G-SIBsを含みます。）によって発行された社債およびハイブリッド証券が含まれる予定であることに留意すべきです。このような金融機関

はシステム上の重要性を有することがありますが、このことは、かかる金融機関が強制的に再編、他の金融機関と合併、国有化されないこと、または破産もしくは支払不能に陥ることがないということを意味するものではなく、または、国、規制当局、国際的な規制当局が、かかる金融機関の破産もしくは支払不能を回避するために介入し、または、その義務の履行を保証することを意味するものでもありません。さらに、金融機関がG-SIBsであるか否かを常に確定できるとは限らず、投資運用会社がG-SIBsであると判断する金融機関およびその数は、今後変更される場合があります。

法律上、税務上および規制上のリスク

ファンドの運用期間中、ファンドに悪影響を及ぼす法律上、税務上および規制上の変更が生じる可能性があります。例えば、デリバティブ商品の規制および税務は発展途上であり、デリバティブ商品に対する規制または税務の変更は、ファンドが保有するデリバティブ商品の価値に悪影響を与えたり、ファンドの当該取引戦略の遂行を難しくする場合があります。同様に、高レバレッジの投資家にとっての規制も発展途上であり、高レバレッジの投資家に対する直接的または間接的な規制の変更は、ファンドの当該取引戦略の遂行を難しくする場合があります。

米国における最近の法改正は、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよびその関連会社（以下、文脈に応じて、個別にまたは子会社と総称して「JPモルガン」といいます。）に関係しておりますが、ファンドおよびその投資家にも関係している場合があります。2010年7月21日、当時のオバマ大統領は、「ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法」（以下「ドッド・フランク法」といいます。）に署名しました。ドッド・フランク法には、「ボルカー・ルール」として知られる、JPモルガン等の銀行事業体が、ファンドのような特定のプライベート・ファンド（以下「カバード・ファンド」といいます。）に対する出資持分、パートナーシップその他の保有持分の取得もしくは保有、またはこのようなカバード・ファンドのスポンサーとなる能力を制限し、ファンドのように銀行事業体がスポンサーとなっているまたは助言を行っているカバード・ファンドとJPモルガン事業体との間における特定の取引を禁止する条項が含まれます。2013年12月10日、連邦預金保険公社（FDIC）、連邦準備制度理事会（以下「FRB」といいます。）、通貨監督庁（OCC）、証券取引委員会（SEC）および商品先物取引委員会（CFTC）は、ボルカー・ルール施行のための最終規則（以下「最終規則」といいます。）を公表しました。

最終規則により施行されるボルカー・ルールは、JPモルガン等の銀行事業体が、許容される活動についての適用除外規定に従って、ファンドのようなカバード・ファンドについてその組成および募集に関連してスポンサーとなることを認めており、かかるスポンサーとなることには、投資ファンドのジェネラル・パートナー、業務執行者または受託者を務めることや、いかなる方法であれ投資ファンドの取締役、受託者もしくは経営陣の過半数を選定もしくは支配すること（または投資ファンドの取締役、受託者もしくは経営陣の過半数を構成する従業員、役員、取締役もしくは代理人を有すること）が含まれます。これらの適用除外規定のうちの一つを例に挙げると、その要件には、とりわけ以下のものが含まれます。

- （ ）銀行事業体（またはその関連会社）が、真正な信託、管理または投資助言業務を提供すること、
- （ ）カバード・ファンドが、真正な信託、管理または投資助言業務の提供に関連してのみ、また、銀行事業体（またはその関連会社）の当該業務の顧客である者に対してのみ、組成および募集されること、
- （ ）銀行事業体およびその関連会社が、許容される投資（原則として、投資ファンドの発行済保有持分の総数または総額の3%以下。ただし、いかなる場合においても、銀行事業体およびその関連会社に帰属する、すべての投資ファンドに対する許容される総持分は、最終規則に従い計算される銀行事業体のTier 1資本の3%を超えることはできません。）以外に、カバード・ファンドの出資持分、パートナーシップ持分またはその他の保有持分を取得または保有しないこと、
- （ ）(A) カバード・ファンドの投資運用者、投資顧問者もしくはスポンサーを直接もしくは間接的に務め、または適用除外規定に従いカバード・ファンドについてその組成および募集に関連してスポンサーとな

る銀行事業体ならびにその関連会社が、例外が適用される場合を除いて、投資ファンドまたは投資ファンドにより支配されるその他のカバード・ファンドとの間で、銀行事業体またはその関連会社が連邦準備制度加盟銀行であるものとして、かつ、カバード・ファンドが銀行事業体またはその関連会社の関連会社であるものとして、カバード・ファンドとの間における米国連邦準備法第23A条に定義される「対象取引」に該当する取引を行ってはならず、かつ、(B)カバード・ファンドの投資運用者、投資顧問者もしくはスポンサーを直接もしくは間接的に務め、または適用除外規定に従いカバード・ファンドの組成および募集を行う銀行事業体が、銀行事業体が連邦準備制度加盟銀行であるものとして、かつ、当該カバード・ファンドが銀行事業体の関連会社であるものとして、米国連邦準備法第23B条を遵守すること、

- () 銀行事業体およびその関連会社が、直接または間接的に、カバード・ファンドまたはカバード・ファンドの投資先ファンドの債務または運用成果について、保証する、引き受ける、またその他約束をしないこと、
- () カバード・ファンドが、会社、販売、販売促進その他の目的において、銀行事業体またはその関連会社と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有しないこと、
- () 銀行事業体（またはその関連会社）のいずれの取締役または従業員も、カバード・ファンドの出資持分、パートナーシップ持分またはその他の類似する持分を取得または保有しないこと（ただし、かかる保有持分を取得する時点においてカバード・ファンドへの投資顧問業務等の業務の提供に直接関与している銀行事業体（またはその関連会社）の取締役または従業員を除きます。）、
- () 銀行事業体が、カバード・ファンドの潜在的投資家および実際の投資家に対し、投資ファンドの損失は、銀行事業体またはその関連会社ではなく投資ファンドの投資家が単独で負うものであり、よって、銀行事業体およびその関連会社が負う当該カバード・ファンドの損失は、とりわけ、銀行事業体およびその関連会社が、当該カバード・ファンドの投資家としての資格、または銀行事業体もしくは関連会社が保有する制限付利益持分の受益者としての資格において保有する当該カバード・ファンドの保有持分に帰属する損失に限定される旨を明確かつ目立つように書面により開示すること、ならびに
- () 銀行事業体が、投資ファンドの損失は銀行事業体およびその関連会社ではなく投資ファンドの投資家が単独で負うことを確実にするために策定される関連当局の追加の規則を別途遵守すること。

さらに、ボルカー・ルールに基づき認められているいかなる取引、取引の種類または活動も、銀行事業体とそのクライアント、顧客または取引相手方との間において重大な利益相反（かかる用語は最終規則に定義されています。）を伴うまたは結果として重大な利益相反が生じる場合には、銀行事業体がこれを行うことは許容されません。

ボルカー・ルールは、2012年7月21日に発効しており、最終規則は、2014年4月1日に発効しています。銀行事業体は、2015年7月21日またはFRBが指定するその他の日までに、その活動および投資をボルカー・ルールに準拠するようにならなければならないものとされてきました。FRBは、ボルカー・ルールの目的に合致しており、公共の利益を害しない場合、遵守移行期間の1年間の延長を2回まで認めるとしていました。一定の「流動性に欠ける資産」については、2010年5月1日に効力が生じた契約上の義務を履行するために必要な場合、遵守移行期間は大幅に延長される可能性があります。FRBは、本項に記載したルールを遵守していない活動および投資に関する規定の実施に関する規則の最終形態を2011年2月9日に出しており、2011年4月1日に発効しています。

ボルカー・ルールおよびボルカー・ルール施行のための最終規則の各条項がどのように解釈され適用されるのか、また、ボルカー・ルールおよびかかる最終規則がファンドまたはJPモルガンとファンドとの関係にどのような影響を及ぼすのかは不明ですが、一定の影響が生じることが予想されます。適用される遵守移行期間の

終了時点において、JPモルガンのすべての活動および投資がボルカー・ルールを遵守していなければなりません。これは、一例を挙げると、以下の変更の一部または全部が実施されなければならないことを意味します。

ファンドは、JPモルガンとの関連性をなくすための名称変更を行わなければなりません。JPモルガンの取締役または従業員は、取得時点においてファンドへの投資顧問業務等の業務の提供に直接関与していない限り、ファンドの保有持分の取得が禁止されます。ファンドとJPモルガン事業体との間の「対象取引」は、最終規則で定める適用範囲を遵守しなければなりません。また、JPモルガンは、ファンドの準拠書類においてファンドとJPモルガンとの間の契約で合意している報酬および費用から逸脱すること、またはファンドの諸経費を他の方法で負担することが禁止されています。さらに、ファンドの取引機会およびその他の投資機会は、重大な利益相反についての規制を遵守するために制限される可能性があります。

連邦準備法第23A条に定義される投資運用会社またはその関連会社とファンドとの「対象取引」に対するボルカー・ルールによる禁止は、ファンドの活動も制限します。（ ）投資運用会社がかかる投資機会、投資戦略または投資行動がファンドの最善の利益になると考えるかまたは（ ）1940年米国投資顧問法（その後の改正を含みます。）の同意要件および開示要件が満たされているものであっても、JPモルガンとファンドとの関係、またはJPモルガンの顧客もしくは企業活動を考慮して、投資運用会社が行ないない投資機会、投資戦略または投資行動も存在することがあります。さらに、ファンドの投資機会、投資戦略または投資行動は、重大な利益相反に対するボルカー・ルールの規制を遵守するために制限されることがあります。JPモルガンが助言またはスポンサーをしていないファンドは、こうした検討の対象外となる場合があります。

受託会社および管理会社は、受益者またはその他の者の承認を得ずに、ファンド、受託会社、管理会社および受託会社または管理会社の関連会社がそれぞれ自らに適用される法律、規則、規制、行政命令または政策を遵守するために必要または望ましいと誠実に判断した措置を講じることができます。その措置には、(A) ファンドの準拠書類の修正等により、ファンドの構造上、運営上その他の変更を行うこと、または(B) 受益者の「口座の凍結」を行うこと、受益者の受益証券の全部もしくは一部の売却、譲渡もしくは買戻しを要求することが含まれます（ただし、これらに限られません。）。特に、ボルカー・ルールおよびこれに関する最終規則などの適用ある法律、規則および規制に関連して、または、かかる法律等を遵守するために必要と受託会社および管理会社が判断したファンドの再編は、受益者の同意を得ずに行うことが認められています。いかなる再編も、ファンドが、ボルカー・ルールを遵守しつつ、投資目的を遂行し、その他受益者全体の利益を調整できるようにすることを目的とします。

商品先物取引委員会（CFTC）のガイダンスに基づき、管理会社は、管理会社およびファンドのいずれも、管理会社がCFTC規則および米国商品取引所法に従いコモディティ・プール・オペレーター（以下「CP0」といいます。）として登録するか否かを検討する必要性を生じさせる米国との関連性を有していないという根拠に依拠しています。よって、管理会社は、CP0としてCFTCに登録する予定はなく、登録CP0に適用される一定の報告、記録管理および開示義務の遵守が要求されません。英文目論見書およびファンド関連書類は、CFTCによる精査または承認を受けていません。管理会社またはファンドが、管理会社がCP0として登録することが必要となる可能性を生じさせる米国との関連性を有している場合には、管理会社は、登録する、登録義務の免除に依拠する、または、登録義務を生じさせる米国との関連性をなくすことを模索することができます。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令

オルタナティブ投資ファンド運用者指令（2011/61/EU）（以下「AIFM指令」といいます。）は、2011年7月21日に発効しました。これにより、EU加盟国は、2013年7月22日までにAIFM指令を国内法に組み入れることになりました。AIFM指令は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）以外の、EUで販売または運用されるオルタナティブ投資ファンドの運用者を規制します。AIFM指令の適用による、投資運用会社ひいてはファンドに対する影響は、重大なものになる可能性があります。

このため、投資者は、AIFM指令が投資運用会社およびファンドに及ぼす潜在的な影響に関する以下の概要を一読し、理解しておく必要があります。AIFM指令は、投資運用会社およびファンドの特定の活動を制限したり、また、その運営に制約を与えファンドの運営費用を増加させるおそれのある、それ以外の特定の要件を課したりする場合があります。例えば、AIFM指令は、投資運用会社およびファンドに開示や報告を求める可能性があります。したがって、投資運用会社は、例えば、ファンド資産の流動性に関する情報、ならびにファンドのリスク特性、レバレッジ（もしあれば）およびファンドのリスク管理システムに関する情報を、規制当局に対して継続的に提供するように要求される場合があります。

また、投資運用会社は、規制当局に対して、ファンドが投資した資産の主な種類に関する情報を提供するように要求される場合もあります。AIFM指令はまた、投資運用会社に対して、ファンドの流動性リスクを監視できるようにするためのファンドに関する標準的な「ストレス・テスト」を定期的実施するように要求する場合があります。これにより運営費用が増加する場合があります。さらに、AIFM指令は、ファンドの独立した預託機関（その責任は、保管会社の責任を超えます。）の任命を要求する場合があります。預託機関は、ファンドが当該資産を所有していることを検証する等、ファンドの資産を安全に保管しなければなりません。

預託機関は、管理事務代行会社、保管会社または投資運用会社が行っている様々な職務を履行または監督するように要求されます。AIFM指令は、レバレッジに対していかなる特定の制限も課しませんが、ファンドに内部的なレバレッジ制限の設定を要求し、「金融システムの安定と健全性の保全」のために必要であると判断する場合に、EU加盟国がかかる制限を見直すことを認めます。管理会社がファンドの運用およびリスク管理を委託する場合（関連会社に対しての委託を含みます。）にもさらなる規制が課される可能性があります。非EUの投資運用会社への委託については、当該委託先がAIFM指令の特定の追加要件を遵守することを要求します。さらに、AIFM指令は投資運用会社に対して、（i）特定の従業員に支払われるボーナスの一部が一定期間延期されるよう、（ ）特定の従業員に支払われるボーナスの一部がファンドの持分の形態で支払われるよう、また（ ）保証ボーナスは新たな従業員を雇用する状況のみにおいて支払われ、雇用の1年目に限られるように、従業員への報酬支払い方法を設定するように要求します。この場合において、「ボーナス」は、成功報酬やファンドの収益に対する同様の権利を含みます。

戦略上のリスク

金利リスク

ファンドの投資対象である証券の価額は、金利の一般的な水準が変動するにつれて変動します。金利が下落すると、ファンドの確定利付証券の価額は上昇することが予想されます。反対に、金利が上昇すると、当該証券の価額は一般に下落することが予想されます。

デリバティブ

デリバティブ商品または「デリバティブ」には、一または複数の原証券、金融指標または指数から派生し、その価値がこれらの証券等に連動する商品および契約が含まれます。デリバティブにより、投資家は一般に、原資産の取得、借入れまたは空売りにかかるわずかな対価で特定の証券、金融指標または指数の価格変動をヘッジする、またはその運用成果を追求することができます。デリバティブの価値は、原資産の価格変動に大きく依存します。したがって、原資産の取引に伴うリスクの多くは、デリバティブ取引にも当てはまります。

デリバティブに関連して投資ガイドラインの違反となる場合を除き、ファンドは、自己の資産の効率的な運用のための投資戦略としてデリバティブ商品を用いることができます。デリバティブにより、ファンドは他の種類の商品より早く、かつ効率的にそのリスク・エクスポージャーを上昇または低下させることができます。ただし、デリバティブ取引には著しいリスクも数多く付随します。米国内取引所における決済リスクおよび規制監視リスクにさらされるデリバティブ取引や、店頭市場での取引リスクにさらされるデリバティブもあります。デリバティブ取引に付随する追加リスクには、以下のリスクが含まれます。

- ・信用リスク

取引相手方が、ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク

・レバレッジリスク

比較的小さい市場の動きが、投資対象の価値を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または投資戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または投資戦略は、当初の投資額を大きく上回る損失をもたらすことがあります。

・流動性リスク

一部の証券につき、売り手が売却したい時期において、または売り手が当該証券には現在その価値があるとする価格において、売却することが困難または不可能になる場合があるというリスク。ボラティリティが大きい市場では、ファンドが損失を負わずにポジションを手仕舞うことができない場合があります。さらに、ファンドがデリバティブ商品の取引を行う取引所における日々の値幅制限および投機的ポジション制限により、ポジションの有利な清算が妨げられ、ファンドがさらなる損失可能性にさらされる場合があります。

・トラッキングリスク

デリバティブ商品の価格変動とヘッジしようとする裏付け投資対象の価格変動の間の相関の変化が、ファンドの意図されたヘッジ効果の達成を妨げる、またはファンドに損失を与えるリスク。

・店頭取引リスク

取引所で取引されていない商品に係る債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品に付随するリスクより大きくなる場合があります。また、ファンドがかかる商品を処分するまたは当該商品に関する反対売買を行うことが、取引所で取引される商品に比べて容易でない場合があります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買呼値」と「売呼値」の間に大幅な差が生じる場合があります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、取引所取引のような規制のある状況下で参加者に提供される保護の多くが受けられない場合があります。

最近の規制改革は、ファンドがヘッジ目的でデリバティブを用いる能力に影響を及ぼす場合があります。

クレジット・デフォルト・スワップ

デリバティブに関連して投資ガイドラインへの違反となる場合を除き、ファンドは、元本同士のクレジット・デリバティブ契約（主にクレジット・デフォルト・スワップ）を売買することができます。典型的なクレジット・デフォルト・スワップ契約は、特定の参照法人が特定の信用事由に陥った場合に、売り手が買い手に対し、契約の想定元本と、参照法人により発行されかつ買い手から売り手に引渡可能な証券のポートフォリオ価額との差額を支払うことを要求します。その代わりに、買い手は契約の額面金額の一定率に等しい定期的な支払いを行うことに合意します。

クレジット・デフォルト・スワップの買い手として、ファンドは一定のリスクにさらされます。ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの買い手である場合、債務の第三者発行体による不履行が生じた場合、ファンドはスワップの取引相手方から参照債務の合意済みの価額（または額面）を受領する権利を有します。対価として、ファンドは、不履行事由が生じなければ、スワップの存続期間中、定期的な一連の固定金額の支払いを取引相手方に行い、その場合、ファンドはスワップに基づく利益を受けません。ファンドが、クレジット・デフォルト・スワップにおいて引渡可能な債券を保持していない場合、ファンドは、引渡可能証券が市場で入手できない、または有利でない価格でしか入手できないというリスク（いわゆる「ショート・スクイーズ」の場合）にさらされます。発行体の不履行またはリストラクチャリングという一定の場合においては、売り手の支払債務の引き金となる「信用事由」が生じているか否かは、業界で使われているクレジット・デフォルト・スワップ用の標準的な契約書面において明確ではありません。いずれの場合においても、ファンドは、参照法人の不履行の際にクレジット・デフォルト・スワップの価値の全額を得ることはできないものと思われます。

クレジット・デフォルト・スワップの売り手として、ファンドは、参照法人の信用に対してレバレッジされたエクスポージャーにさらされ、参照法人が発行する債券を保有する場合に負担するのと同等のリスクの多くにさらされます。しかし、ファンドは参照法人に対して法的な遡及権を有さず、参照法人の債務を保証する担保から利益を得ません。さらに、クレジット・デフォルト・スワップの買い手は、信用事由の後にどの参照法人の債務をファンドに引き渡すかを選択する幅広い裁量権を有し、ファンドの支払債務を最大限利用するために最も低い市場価値の債務を選択する可能性があります。さらに、クレジット・デフォルト・スワップ市場は、非流動的な市場であることがあります。

先物

デリバティブに関連して投資ガイドラインの違反となる場合を除き、ファンドは、ヘッジ目的で先物または先物取引のオプションを取引することができます。先物取引は、先物取次業者（以下「**先物取次業者**」といいます。）を通じて執行および決済が行われ、かかる先物取次業者は、提供サービスに対する報酬を受領します。先物取次業者の選定は、一般に、当該先物取次業者により提供される執行その他サービス（調査サービスを含みます。）の全体的な質に基づきます。先物契約を締結する場合、ファンドは、契約額に対する一定の割合に相当する額の現金または現金等価物を先物取次業者に差し入れるか、またはこれら为先物取次業者の口座に入金することが要求されます。ファンドは、当該契約の価値の日々の変動に応じて、毎日、当該契約に関する追加の支払いを行い、または債権もしくは負債を受けます。

先物価格は非常に変動が激しい可能性があります。先物取引およびオプション取引において通常要求される証拠金は少額であるため、先物取引勘定には一般的に極めて高度のレバレッジがかかっています。したがって、先物契約の比較的わずかな価格変動が、投資家に多額の損失をもたらす場合があります。他のレバレッジされている投資対象と同様、先物取引は、投資額を上回る損失をもたらす場合があります。

一部の商品取引所は、「１日当たりの値幅制限」または「値幅制限」と呼ばれる規則により、特定の先物契約価格の一日における値幅を制限しているため、先物ポジションが流動性に欠ける場合があります。かかる値幅制限に基づき、ある一取引日において、値幅制限を超える価格で取引を執行することはできません。一旦特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する金額分増減すると、当該契約におけるポジションは、トレーダーが当該制限以内で取引を実行する意思がない限り、獲得または清算することができません。先物価格は、時に、連続する数日間において値幅制限を超えて変動し、ほとんどまたは全く取引が行われなかったことがあります。

先渡外国為替契約

ファンドは、先渡外国為替契約を用いることができます。先渡外国為替契約は、将来の指定された日において特定の通貨を購入または売却することを契約上拘束する義務です。先渡外国為替契約は、通貨が引き渡される量または時期に関して同一ではなく、また、取引所では取引されません。先渡外国為替契約はむしろ、他の店頭デリバティブより一般的に公式な文書が少ない、個別に取り決められる取引です。かかる市場において日々の値動きは制限されておらず、例外的な状況において、特定の銀行が先渡外国為替契約の値付けを行うことを拒絶していた、または非常に広いスプレッド（銀行が売買する用意がある価格）で値付けを行っていた時期がありました。先渡外国為替契約の取引は、規制機関により規制されておらず、また、取引所または決済機構により保証されていません。ファンドは、取引相手方がかかる契約を履行できないリスクまたはかかる契約の履行を拒否するリスクにさらされます。当該不履行は、利益が得られる可能性を排除し、ファンドに対して転売または買戻しの契約額（もしあれば）をその時点の市場価格で補うよう強制します。かかる事象は、結果として多額の損失を招く可能性があります。

金融債券

ファンドが大きなエクスポージャーをとることが予想される金融債券等は、以下のリスクにさらされることが考えられます。

金利変動リスクおよび発行体の業績に関するリスク：

金利が上昇し債券価格が下落したりまたは金利が下落し債券価格が上昇すると、金融債券等の価値に悪影響を及ぼすことが一般的にあります。発行体の企業業績の向上または悪化も、同様に悪影響を及ぼすことがあります。

信用リスク：

金融債券等の価格は、その信用力の影響を受けます。信用格付の引き上げは、信用力の向上を反映し、価格の上昇につながる可能性があります。反対に、信用格付の引き下げは、信用力の低下を反映し、価格の下落につながる可能性があります。ただし、価格は、金融債券等の信用格付に変化がない場合においても、その信用力に対する市場の見方の変化に影響を受けることがあります。

デフォルト・リスク：

金融債券等の価格は、その元金および／または利息の支払いが適時に行われなかった場合、またはかかる支払いが全く行われなかった場合、著しく下落することが予想されます。

新発債

ファンドは、新発債に投資することがあります。新発債の価格は、すでに多く取引されている既発債の価格と比べて、変動が大きく、価格変動の予想が困難な場合が多いものです。

信用格付を取得していない発行体の金融債券等

投資運用会社は、信用格付を取得していない発行体の金融債券等に投資を行うことができます。投資運用会社は、このような信用格付を取得していない発行体の金融債券等の購入に際しては、S & P、ムーディーズまたはフィッチが当該発行体に付与すると投資運用会社が合理的に考える信用格付に対応する信用格付を設定しますが、これは、S & P、ムーディーズまたはフィッチが当該発行体に当該信用格付を付与する可能性が高いもしくは付与するとの表明または当該金融債券等の関連発行体の信用力に関する表明を受益者に対して行うものではありません。信用格付を取得していない発行体の金融債券等の信用格付を設定するために投資運用会社が採用する手法は、S & P、ムーディーズまたはフィッチが発行体の信用格付のために通常採用する手法とは異なる、あるいは劣る場合があります。

劣後証券

ファンドの投資対象は、支払権について劣後し、かつ同一の資産プールにより保証され、または資産プールに対する持分権を表章する他の証券に対して劣後する、遡及権の限定された証券への持分および／または経済的なエクスポージャーで構成されることがあります。

かかる証券の発行体の債務不履行およびエクイティ・サポート（準備勘定または信用状およびファンドが投資を行うクラス証券に劣後するクラス証券を含みます。）の消滅の場合、ファンドは、購入した証券への投資全額を回収することがおそくできません。さらに、裏付け資産ポートフォリオが証券のオリジネーターにより過大評価されている場合、または価値がその後下落し、その結果、関連する投資対象に関して期日の到来している利息および元本の支払いを行うために利用可能な担保が少なくなった場合、ファンドが投資する証券は事実上「ファーストロス」ポジションとなる可能性があります。投資対象の債務不履行は、ファンドのポートフォリオの価値を下落させ、ポートフォリオから生じる利益を低下させます。

さらに、ファンドの投資対象は、裏付け資産からの払戻の不履行または資産プールにおいて発生した損失が一定のレベルを超えた場合、利息および／または元本の支払いを優先順位のより高いクラスに流用させるストラクチャー上の特徴を有する場合があります。これにより、ファンドがポートフォリオから受領することを予想している収益の流れが妨げられる場合があり、それによりファンドが予想より少ない利益しか得られないことがあります。

これらの特徴により、劣後証券には、裏付け資産からの払戻の不履行または裏付け資産から生じる損失によるより高い損失リスクが伴います。

ハイブリッド商品

ファンドの投資対象は、ハイブリッド証券を含みます。

特定のイベント（発行体、市場または政治により引き起こされるイベントを含みますが、これらに限られません。）の結果として、ファンドによるかかる証券（主に転換型またはハイブリッド型の債券または株式ですが、これらに限られません。）への投資は、最終的に金融債券等ではない他の種類の商品または投資対象を保有することとなる場合があります。

取引所外取引

デリバティブに関連して投資ガイドラインに違反する場合を除き、ファンドは、スポット、先渡、オプション、スワップ、店頭取引証券およびローン契約を含む取引所外取引を行うことができます。ファンドは、合意された期間中に特定の証券または商品または確定利付証券の決められた数量の平均変動価格と特定の固定価格を交換する取引で主に構成されるスワップ取引も行うことができ、かつ市場性が確実にある場合は現物商品も購入します。取引所外契約は、いずれの取引所からも保証されず、一般的にいずれの決済機構からも保証されません。さらに、取引に精通した者同士の取引所外契約は一般的に直接規制の対象ではありません。したがって、これらの契約における取引は、規制取引所における先物またはオプション取引より高いリスク（取引相手方の義務不履行リスクを含みますがこれに限られません。）にさらされます。取引相手方は一般的には担保を供する必要はありません。取引所外取引は、取引相手方が特定の契約を法的に締結できないことまたは契約のクラスが違法または執行不可能と宣言される等の法的リスクにもさらされます。

コール・オプションおよびプット・オプション

デリバティブに関連して投資ガイドラインに違反する場合を除き、ファンドは、コール・オプション、プット・オプション等の様々な資産クラスのオプションを売買することができます。カバード・コール・オプションの売り手は、原証券の購入価格からコール・オプションにより受領したプレミアムを控除したものより低い水準に原証券の市場価格が下落するリスクを負います。カバード・コール・オプションの売り手は、コール行使価格を上回った場合に原証券から利益を得る機会を放棄します。カバーされていないコール・オプションの売り手は、不利な条件で原証券の公開市場価格のコール・オプションの買い手に対する義務を履行することを要求される追加のリスクを負います。プットまたはコール・オプションの買い手はオプションに投資されたプレミアムを失うリスクを負います。

ファンドは、プット・オプションの売買に参加することができ、それに付随するリスクが存在します。カバーされているプット・オプション（売り手が原証券のショート・ポジションを保持している場合等）の売り手は、原証券の市場価格が（ショート・ポジションを構築する際における）原証券の売却価格に受領プレミアムを加算した額を上回るリスクを負い、オプション行使価格を下回った場合に原証券の利益を得る機会を放棄します。プット・オプションの販売者が売却されたプット行使価格と等しいまたはこれを上回る権利行使価格の受益証券と等しい数をカバーするプット・オプションを保有する場合、同時にまたは売却されたオプションより後に保有されるオプションが満期となる場合、ポジションは完全にヘッジされています。カバーされていないプット・オプションの売り手は、原証券の市場価格がオプション行使価格を下回るリスクを負います。プット・オプションの買い手は、プット・オプションに対する投資の全額を失うリスクを負います。プットの買い手が原証券を保有する場合、当該プットの損失は、原証券から生じる利益によりその全部または一部が相殺されます。

取引相手方信用リスク

ファンドは、取引所では取引されずに、契約上の関係に基づく取引相手方間で取引される証券が含まれるデリバティブを取引することがあります。かかる場合、ファンドは、取引相手方が関連契約に基づく義務を履行しないリスクにさらされることがあります。ファンドは、取引を行う当事者に関する信用リスクをとることがあり、かつ決済不履行のリスクを負うことがあります。これらのリスクは、決済機関による保証、日々の値洗いおよび決済、仲介業者に適用される分別管理および最低資本金要件等で一般に保護されている取引所での取

引に伴うリスクとは大きく異なっています。二当事者間で直接行われる取引は、一般にかかる保護の恩恵を受けず、当事者を取引相手方の不履行のリスクにさらします。

ファンドが取引相手方に対する証拠金またはその他の担保の差入れを要求される場合、ファンドはこれらの証拠金または担保の額に関連して取引相手方の無担保信用リスクにさらされる場合があります。

ファンドが行う取引は、米国の各種取引所で執行することができ、各種決済機関、保管機関および預託機関を通じて決済および清算を行うことができます。ファンドは、投資運用会社が健全と考えるエンティティ（会社等）を通じて取引の執行、決済および清算を行うよう努めますが、かかるエンティティによる債務不履行がファンドに損失をもたらさないとの保証はありません。

投資運用会社は既知の取引相手方リスクを軽減することを意図しますが、かかるリスクは予測が不可能であり、最近の実例を考えると予測できないまたは適切に対応できない場合があります。世界の金融市場に起こっていることをみれば、現在の環境が金融機関およびファンドを含むその他の市場参加者の異常な不確実性を表わしており、かかる不確実性は、資本市場の機能、ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼしてきており、将来も及ぼす可能性があります。

取引相手方リスク：レボ契約

ファンドは、レボ取引において証券の売り手となる場合があります、その場合取引相手方は同等の証券をファンドに対して後日販売することに合意します。レボ契約における証券の譲受人による不履行の場合、譲渡人としてのファンドは、要求したときに譲受人が証券を引き渡さないというリスクを負います。喪失した証券の価値を補うためには、保有する現金では不十分である場合があります。

反対に、ファンドが証券を購入したレボ契約の取引相手方の破産またはその他の不履行があった場合、譲受人としてのファンドは原証券の清算の遅延にみまわれる可能性があり、その結果、以下を含む損失を被る可能性があります。

- （a）ファンドがその権利の行使を追求する期間中における担保の価値の下落の可能性
- （b）利益が通常のレベルを下回る可能性および当該期間中に利益を得られない可能性
- （c）かかる権利の行使に係る費用

ファンドは、取引相手方によって生じ、求償する損失に関して、かかる取引相手方の一般債権者として扱われます。

クレジット・スプレッド・リスク

ファンドの投資対象の価値は、クレジット・スプレッドの変動により悪影響を受けることがあります。債券のクレジット・スプレッドとは、当該債券の利回りと同じ満期を有する無リスク投資対象の利回りとの間の差をいいます。ファンドのポートフォリオの商品のクレジット・スプレッドは、金利の変動および／または原証券の発行体の財務状態に影響を与える経済的または商業的な要因の変化を含む特定の証券に関連するまたはしないその他の要因の変化により変動することがあります。これにより、証券の価額が変動することがあります。

回収率リスク

回収率は、ファンドの投資対象の価値に、二通りの方法で影響を及ぼすことがあります。ファンドが投資を行う可能性のある特定のクレジットにかかる取引の価値は、評価モデルの中で用いられる回収率に影響を受ける可能性があります。参照法人の大多数には市場の標準的な仮定が存在しますが、かかる標準的な仮定を持たない法人も多く存在します。回収率の仮定は、デフォルトの可能性が高いと認識されている参照法人については標準的な仮定から著しく変動する可能性があります。

クレジット・デリバティブ取引の決済に用いられる回収率は、モデル想定回収率および法人の債券への現物投資により達成される可能性のある回収率の両方と著しく異なることがあります。これらの差異は、ファンドの投資対象の価値に影響を与えることがあります。

クラスに関連する一定の為替リスクおよび為替ヘッジリスク

為替リスク

ファンドが投資する証券およびその他の商品は、通常、円以外の通貨建てであったり、円以外の通貨で取引されますが、ファンド証券は円建てです。したがって、外国為替相場の変動は、ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがあり、ファンドの受益証券の価値に影響を及ぼす場合があります。

円投資型1501クラス受益証券は、投資対象の表示通貨と円との間の外国為替相場の変動に対してヘッジされる予定ですが、当該通貨と円との間の外国為替相場の変動が円投資型1501クラス受益証券の運用実績に悪影響を及ぼすリスクをこのようなヘッジによって常に排除できる保証はありません。

租税に関する一定のリスク

投資者のための一般的な税務上の勘案事項

投資者は、自らの設立国、市民権を有する国、住所を有する国または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の申込み、取得、保有、交換、買戻しまたは処分に対する租税公課およびその他の影響の可能性について自己の専門アドバイザーに相談すべきです。受益証券の取得、保有、交換、買戻しまたは処分による各投資者への課税は、関連する法域の法律に依拠し、かつ変更される可能性があります。投資者は、関連する外貨規制またはその他の法令に関して独自に専門アドバイスを求めるべきです。

受益証券にかかる源泉徴収税

一般的に、受益証券に係る分配またはその他の支払いに関連する源泉徴収税は現在賦課されていません。ただし、適用ある法律、条約もしくは規制の改正、または関連する税務当局によるこれらの公式な適用方法もしくは解釈の変更、またはその他の理由により将来かかる支払いに対していかなる源泉徴収税も課されないとの保証はありません。そのような予期しない源泉徴収税の賦課は、受益証券の価値を著しく下げることがあります。

ファンドの所得税

ファンドは、ケイマン諸島以外の国に恒久的施設を有するまたはその他ケイマン諸島以外の国において取引または事業に従事する課税対象の居住者として扱われることのないように業務を遂行する予定です。

したがってファンドは、ケイマン諸島を含むいかなる国においても純利益に基づく課税の対象とはならない予定です。ただし、ファンドの純利益に、ファンド、投資運用会社またはその他のJPモルガングループ会社による予期せぬ行為、または法律における不利な進展または変更、関連する税務当局による相反する結論またはその他の理由により、一または複数の国の所得税が課されないとの保証はありません。そのような予期しない純利益への税の賦課は、ファンドの税引き後のリターンを著しく減らすことがあり、結果として受益証券の価値も著しく下げることがあります。

投資対象にかかる源泉徴収税

ファンドが取得の時点で源泉徴収税の対象ではない証券に投資した場合、適用ある法律、条約、規則もしくは規制またはそれらの解釈の変更の結果、将来においても税金が源泉徴収されないとの保証はありません。ファンドがかかる源泉徴収税の還付を受けることができない場合、かかる変更はファンドの純資産総額に悪影響を及ぼし、その結果あらゆるクラスのファンド証券一口当たり純資産価格に悪影響を及ぼすことがあります。ファンドが販売の時点において源泉徴収税の対象となる証券を空売りした場合、取得される価格は買い手の源泉徴収税義務を反映します。将来においてかかる証券が源泉徴収税の対象でなくなった場合、それによる利益はファンドではなく買い手に発生します。

既存クラスの償還の影響

ファンドの円投資型1407クラス（以下「円投資型1407」といいます。）、「円投資型1410クラス（以下「円投資型1410」といいます。）および円投資型1501クラス（以下「円投資型1501」といいます。）の残存する受益者については、各クラスの設定日から7年後の応当日の直前の営業日に償還を受けます。よって、円投資型1407の残存する受益者については2021年7月29日に、円投資型1410の残存する受益者については2021年10月29日におよび円投資型1501の残存する受益者については2022年1月28日に償還を受ける予定です。

ファンドの各クラスが共通の対象ポートフォリオに投資するため、償還されるクラスがファンドの大部分に相当する場合には、ファンドの保有ポジションのかなりの部分を著しく不利な条件で換金する必要が生じる場合があります。そのような償還が、ファンドの保有ポジションのうち換金対象以外の部分についてもファンド純資産総額の減価をもたらす恐れがあり、それによって、償還を受けるクラスの受益者ではなく、当該時点におけるファンドの残存する受益者に影響が及ぶ可能性があります。さらに、結果として生じるファンド純資産総額の減価によって、ファンドが利益を生み出すまたは損失を取り戻すことがより困難になる可能性があります。

リスクに対する管理体制

管理会社は、バリュー・アット・リスク方式（以下「V a R方式」といいます。）を用いてファンドの予想最大損失額（以下「予想損失額」といいます。）を計算します。予想損失額は、金融庁告示第59号における市場リスク相当額の算出方法のうち内部管理モデル方式（V a R方式）を参考に計算されます。管理会社は、各ファンド営業日における予想損失額がファンドの純資産価額の80%を超えないように管理します。

投資運用会社および副投資運用会社では、運用部門から独立している部門が以下の事項やその他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・約定タイミングや、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資対象、投資制限等の遵守状況のチェック

上記の管理体制は2021年3月末日現在のものであり、随時変更されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

日本国内における申込手数料

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

円投資型1501には以下の買戻し手数料が適用されます。買戻し手数料は、買い戻されるファンド証券の募集時に受益者によって支払われた申込価格の総額に下記の率を乗じた額です。

(買戻し請求がなされた)円投資型1501が買戻日において 買い戻されるまでファンド証券が発行されていた期間		受益者の買戻代金から控除される 買戻し手数料
1年未満	2015年1月29日から2016年1月28日まで	3.00%
1年以上2年未満	2016年1月29日から2017年1月28日まで	2.50%
2年以上3年未満	2017年1月29日から2018年1月28日まで	2.00%
3年以上4年未満	2018年1月29日から2019年1月28日まで	1.50%
4年以上5年未満	2019年1月29日から2020年1月28日まで	1.00%
5年以上6年未満	2020年1月29日から2021年1月28日まで	0.50%
6年以上	2021年1月29日以降	かかりません

日本国内における買戻し手数料

設定日(2015年1月29日)から6年未満で換金(買戻し)する場合、換金(買戻し)時に以下の換金(買戻し)手数料が適用されます。

換金(買戻し)請求日	1口当たり換金(買戻し) 手数料
2015年1月29日から2016年1月28日まで	300円
2016年1月29日から2017年1月28日まで	250円
2017年1月29日から2018年1月28日まで	200円
2018年1月29日から2019年1月28日まで	150円
2019年1月29日から2020年1月28日まで	100円
2020年1月29日から2021年1月28日まで	50円
2021年1月29日以降	かかりません

換金(買戻し)手数料は繰上償還の場合にも発生する場合があります。

なお、換金(買戻し)手数料には消費税はかかりません。

（３）【管理報酬等】

管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、日々発生し、会計年度ベースの各四半期毎に後払いされる、各計算日のファンドの純資産総額の年率0.10%の管理報酬および年率0.65%の販売管理報酬を受領する権利を有します。

管理会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、日々発生し、会計年度ベースの各四半期毎に後払いされる、各計算日のファンドの純資産総額の年率0.45%の投資運用報酬を受領する権利を有します。

投資運用会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

管理事務代行および保管報酬

管理事務代行会社および保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.10%の管理事務代行および保管報酬を受領する権利を有します。報酬は、各計算日ごとに計算され、日々発生します。報酬は、会計年度ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

管理事務代行会社および保管会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、日々発生し、会計年度ベースの各四半期毎に後払いされる、各計算日のファンドの純資産総額の年率0.20%の代行協会員報酬を受領する権利を有します。

代行協会員は、立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

なお、販売会社は、その業務の対価を代行協会員報酬の中から受領し、当該報酬については代行協会員が責任を負います。

販売会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、会計年度ベースの各四半期毎に後払いされるファンド全体で年額100万円の受託報酬を、各四半期ごとに当該四半期の最終営業日から30営業日以内に後払いで受領する権利を有し、また、超過時間に対する報酬、立替費用および設立費用を受領する権利を有します。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

ファンドは、その設立費用およびそのファンド証券の当初の募集費用を支払います。設立費用は、ファンドの運用開始から１年で償却されました。

運営費用および取引経費

ファンドは、以下を含む（ただし、これらに限られません。）運営費用および取引経費を負担します。

- ・ 受託会社またはその代行会社により適切に負担される、ファンドおよび／またはトラストの設立、登録もしくは存続に関するすべての報酬、経費および費用
- ・ すべての合理的な法的監査費用、会計費用および税務費用ならびにファンドに提供された業務に関する専門家手数料その他すべての手数料（弁護士費用を含みます。）
- ・ 受託会社および／またはその代行会社、受益者および第三者の間の関係から生じるすべての経費ならびに費用（ファンド証券の譲渡の登録ならびに受益者に対する通達および通知を含みますが、これらに限られません。）

- ・ 年次会計書類および年次監査報告書、ならびに、作成される場合は、半期の未監査報告書、月次の未監査会計報告書およびファンドのファンド証券の各クラスのファンド証券一口当たり純資産価格を表示する日次の報告書ならびにそれらに添付される報告書または書類および受託会社またはその代行会社から受益者に対するその他の通知の作成、印刷および郵送またはその他の方法で発送する際に適正に生じ、かつ、それらに付随するすべての合理的な費用
- ・ ファンドのファンド証券について一般に対して公募を行う旨を記載した英文目論見書もしくはその補遺またはファンドに関する情報を提供する投資者となる予定の者に対する説明文書もしくは同様の文書の作成および印刷について生じる経費
- ・ ファンドの純資産総額の計算およびその詳細の提供に係る費用
- ・ 受益者集会の招集および開催について生じるすべての費用
- ・ トラストおよびファンドに関する補遺証書、合意書またはその他の文書の作成について生じる、またはファンドの投資対象に関する権利証書の安全な保管に関連して生じるすべての費用
- ・ ファンドによりまたはファンドのために行われるあらゆる性質の預託または融資またはそれらに付随するすべての合理的な費用
- ・ プライム・ブローカーおよびサブ・カस्टディアンに関するあらゆる報酬および費用（保管費用等を含みます。）
- ・ ファンドの投資対象の取得または換金に関して支払われるべき、あらゆる印紙税その他租税、税金、政府課徴金、仲介手数料、名義書換手数料、登録手数料その他手数料
- ・ ファンドによりまたはファンドのために行われるすべての借入れに対する利息ならびに当該借入れの手配および当該借入れから生じる手数料および費用
- ・ ファンドが政府その他の当局またはいずれかの法域における政府もしくは当局の機関に対して支払うべき、すべての税金および法人手数料
- ・ 販促および広告費用（もしあれば）
- ・ 郵便、電話およびファックスに係る経費その他すべての運営費用
- ・ 受託会社もしくは管理会社が、ファンドの運営、運用もしくは販促に関して任命される業務提供者（投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員等）に支払う義務があるすべての報酬、経費または費用
- ・ ファンドの投資対象の取得、保有および／または処分に関して生じる債務、経費および費用（有価証券取引に関する費用を含みます。）
- ・ ファンドの通常業務および／または運営一般に関して生じる債務、経費および費用
- ・ ファンドおよび／もしくはトラストの清算、その他のファンドおよび／もしくはトラストの終了もしくは登録の取消についてまたは関連して生じる債務、報酬、経費および費用
- ・ 受託会社、管理会社またはそれらの代行会社および被任命会社（管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員を含みます。）が、各自の責務に関連してファンドおよび／またはトラストを代理して適切に負担した立替払金または立替費用

ケイマン諸島の年次手数料

ファンドはまた、年次免除トラスト手数料（本書の日付現在610米ドル）および年次ミューチュアル・ファンド・ライセンス料（本書の日付現在4,268米ドル）を支払います。

(5) 【課税上の取扱い】

日本

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2037年 12月31日まで	2038年 1月1日以後
所得税	15.315% (注)	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

(注) 復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2037年 12月31日まで	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2037年 12月31日まで	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
- （注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島総督から保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されます。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

本表は、ファンドの全クラスの資産を合計したファンドの資産を表示したものです。

(2021年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
固定利付債	米国	1,189,069,349	42.71
	カナダ	69,709,975	2.50
	オランダ	49,351,769	1.77
	フランス	43,593,058	1.57
	オーストラリア	42,515,448	1.53
	英国	35,901,922	1.29
	アイルランド	21,112,562	0.76
	オーストリア	13,192,926	0.47
	小計	1,464,447,009	52.60
変動利付債	米国	700,051,913	25.15
	英国	193,204,245	6.94
	オランダ	150,989,467	5.42
	スイス	141,030,265	5.07
	フランス	54,652,855	1.96
	ドイツ	26,331,734	0.95
	アイルランド	14,178,827	0.51
	小計	1,280,439,306	46.00
小計		2,744,886,315	98.60
現金・預金・その他資産(負債控除後)		39,064,684	1.40
合計(純資産総額)		2,783,950,999	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

本表は、ファンドの全クラスの投資有価証券の銘柄を合計したファンドの主要銘柄を表示したものです。

（2021年3月末日現在）

	銘柄	国名 (発行地)	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面価額		取得価額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
						通貨	金額			
1	BANK OF AMER CRP FRN 20/12/28	米国	変動利付 債	3.419	2028/12/20	米ドル	929,000	81,020,589	110,225,118	3.96
2	ROYAL BK SCOTLAND FRN 15/05/23	米国	変動利付 債	3.498	2023/ 5 /15	米ドル	940,000	103,848,827	107,034,037	3.84
3	UBS GROUP FRN 19/02/2170	スイス	変動利付 債	7.000	2170/ 2 /19	米ドル	600,000	70,280,823	75,582,037	2.71
4	SUMITOMO MITSUI FG 3.1020% 17/01/23	米国	固定利付 債	3.102	2023/ 1 /17	米ドル	540,000	60,822,874	62,447,669	2.24
5	CITIGROUP INC 4.3% 20/11/26	米国	固定利付 債	4.300	2026/11/20	米ドル	505,000	58,152,358	62,274,281	2.24
6	METLIFE INC 6.4% 15/12/36	米国	固定利付 債	6.400	2036/12/15	米ドル	440,000	36,178,142	61,169,776	2.20
7	BPCE SA 4% 15/04/24	米国	固定利付 債	4.000	2024/ 4 /15	米ドル	500,000	51,351,715	60,429,994	2.17
8	WELLS FARGO & CO 5.375% 02/11/43	米国	固定利付 債	5.375	2043/11/ 2	米ドル	430,000	44,086,951	59,567,779	2.14
9	NATIONWIDE BLDG FRN 18/10/32	米国	変動利付 債	4.125	2032/10/18	米ドル	495,000	55,608,277	59,072,509	2.12
10	WELLS FARGO CO FRN 11/02/31	米国	変動利付 債	2.572	2031/ 2 /11	米ドル	520,000	56,924,881	57,884,715	2.08
11	ING BANK NV FRN 11/04/28	オランダ	変動利付 債	3.000	2028/ 4 /11	ユーロ	400,000	48,487,745	54,678,726	1.96
12	NATWEST GROUP FRN 02/03/26	英国	変動利付 債	1.750	2026/ 3 / 2	ユーロ	388,000	51,047,788	53,166,354	1.91
13	BK OF AMERICA CORP 3.95% 21/4/25	米国	固定利付 債	3.950	2025/ 4 /21	米ドル	415,000	49,346,904	50,198,121	1.80
14	NATWEST GROUP FRN 08/05/30	米国	変動利付 債	4.445	2030/ 5 / 8	米ドル	400,000	49,212,339	49,313,390	1.77
15	CRED SUIS GP FUN 4.55% 17/04/26	米国	固定利付 債	4.550	2026/ 4 /17	米ドル	390,000	42,460,759	48,240,394	1.73
16	GOLDMAN SACHS GP 3.5% 16/11/26	米国	固定利付 債	3.500	2026/11/16	米ドル	400,000	42,154,507	47,939,344	1.72
17	BANK OF AMERICA FRN 24/04/28	米国	変動利付 債	3.705	2028/ 4 /24	米ドル	395,000	43,809,331	47,783,386	1.72
18	HSBC HOLDINGS FRN 13/11/26	英国	変動利付 債	2.256	2026/11/13	英ポ ンド	300,000	43,396,713	47,378,704	1.70
19	HSBC HDGS PLC 4.375% 23/11/26	米国	固定利付 債	4.375	2026/11/23	米ドル	375,000	40,897,955	46,223,513	1.66
20	BANK NOVA SCO 1.2500% 08/06/22	カナダ	固定利付 債	1.250	2022/ 6 / 8	英ポ ンド	300,000	42,752,468	46,198,870	1.66
21	HSBC HOLDINGS 4.2500% 18/08/25	米国	固定利付 債	4.250	2025/ 8 /18	米ドル	360,000	42,479,361	43,758,181	1.57
22	BANK OF AMER C 4.0000% 01/04/24	米国	固定利付 債	4.000	2024/ 4 / 1	米ドル	348,000	37,694,375	42,038,087	1.51
23	WEA FINANCE L 2.8750% 15/01/27	米国	固定利付 債	2.875	2027/ 1 /15	米ドル	380,000	40,527,873	41,821,977	1.50
24	COM BK AUSTRA 4.3160% 10/01/48	米国	固定利付 債	4.316	2048/ 1 /10	米ドル	340,000	38,181,990	41,322,061	1.48

	銘柄	国名 (発行地)	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面価額		取得価額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
						通貨	金額			
25	CRD MUTUEL ARKEA FRN 25/10/29	フランス	変動利付 債	1.875	2029/10/25	ユーロ	300,000	40,291,678	40,592,782	1.46
26	AIR LEASE CORP 3.2500% 01/03/25	米国	固定利付 債	3.250	2025/ 3 / 1	米ドル	346,000	38,236,339	40,163,519	1.44
27	RSA INSURANCE FRN 10/10/45	英国	変動利付 債	5.125	2045/10/10	英ポ ンド	230,000	37,165,572	39,803,605	1.43
28	WELLS FARGO&CO FRN 22/05/28	米国	変動利付 債	3.584	2028/ 5 /22	米ドル	330,000	37,731,391	39,780,053	1.43
29	DEUTSCHE BANK NY 4.2500% 14/10/21	米国	固定利付 債	4.250	2021/10/14	米ドル	353,000	40,476,694	39,765,938	1.43
30	GOLDMAN SACHS GP 4% 03/03/24	米国	固定利付 債	4.000	2024/ 3 / 3	米ドル	324,000	35,882,489	39,019,401	1.40

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
固定利付債	29.91
変動利付債	28.10

【投資不動産物件】

該当事項はありません（2021年3月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2021年3月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2021年3月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

円投資型1501

	純資産総額（円）	1口当たり純資産価格（円）
第1会計年度末 (2015年11月30日)	1,823,065,483	9,833
第2会計年度末 (2016年11月30日)	1,751,365,732	9,654
第3会計年度末 (2017年11月30日)	1,196,723,321	9,956
第4会計年度末 (2018年11月30日)	1,007,633,576	9,286
第5会計年度末 (2019年11月30日)	1,037,780,344	9,949
第6会計年度末 (2020年11月30日)	874,378,624	10,096
2020年4月末日	997,998,258	9,708
5月末日	1,005,659,888	9,782
6月末日	911,729,651	9,931
7月末日	925,952,244	10,086
8月末日	919,160,407	10,034
9月末日	915,825,111	9,997
10月末日	910,439,544	9,939
11月末日	874,378,624	10,096
12月末日	874,888,174	10,102
2021年1月末日	858,805,661	10,032
2月末日	839,052,779	9,871
3月末日	831,681,736	9,784

【分配の推移】

円投資型1501

	1口当たりの支払分配金（円）
第1会計年度 (2015年1月29日～2015年11月30日)	160
第2会計年度 (2015年12月1日～2016年11月30日)	240
第3会計年度 (2016年12月1日～2017年11月30日)	150
第4会計年度 (2017年12月1日～2018年11月30日)	120
第5会計年度 (2018年12月1日～2019年11月30日)	120
第6会計年度 (2019年12月1日～2020年11月30日)	120
2020年12月	10
2021年1月	10
2月	10
3月	10

【収益率の推移】

円投資型1501

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	-0.07%
第2会計年度	0.62%
第3会計年度	4.68%
第4会計年度	-5.52%
第5会計年度	8.43%
第6会計年度	2.68%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、第1会計年度の場合、b = 当初発行価格（10,000円）

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

円投資型1501

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年1月29日～2015年11月30日)	185,405 (185,405)	0 (0)	185,405 (185,405)
第2会計年度 (2015年12月1日～2016年11月30日)	0 (0)	4,000 (4,000)	181,405 (181,405)
第3会計年度 (2016年12月1日～2017年11月30日)	0 (0)	61,200 (61,200)	120,205 (120,205)
第4会計年度 (2017年12月1日～2018年11月30日)	0 (0)	11,699 (11,699)	108,506 (108,506)
第5会計年度 (2018年12月1日～2019年11月30日)	0 (0)	4,200 (4,200)	104,306 (104,306)
第6会計年度 (2019年12月1日～2020年11月30日)	0 (0)	17,700 (17,700)	86,606 (86,606)

(注) () 内の数字は、本邦内における販売口数、買戻し口数および発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在、受益証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

受益者は、各買戻日現在の円投資型1501のファンド証券の全部または一部を、当該買戻日現在のファンド証券一口当たり純資産価格で買戻しをするようにファンドに請求することができます。円投資型1501に関しては、各営業日を買戻日としますが、管理会社および受託会社は、その絶対的な裁量において、営業日以外の日も買戻日とすることができます。

受益者は、買戻日において円投資型1501のファンド証券の買戻しを行うためには、その買戻日における正午（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社に買戻請求を提出する必要があります。当該期限後に管理事務代行会社が受領した買戻請求はいずれも、翌買戻日に持ち越されます。

円投資型1501のファンド証券の買戻しは、以下に詳細が記載されるとおり、当該ファンド証券が買い戻されるまでの保有期間に応じた買戻手数料の対象となる場合があります。買戻手数料は管理会社に対して支払われます。

円投資型1501には以下の買戻手数料が適用されます。買戻手数料は、買い戻されるファンド証券の募集時に受益者によって支払われた申込価格の総額に下記の率を乗じた額です。

（買戻請求がなされた）円投資型1501が買戻日において 買い戻されるまでファンド証券が発行されていた期間		受益者の買戻代金から控除される 買戻手数料
1年未満	2015年1月29日から2016年1月28日まで	3.00%
1年以上2年未満	2016年1月29日から2017年1月28日まで	2.50%
2年以上3年未満	2017年1月29日から2018年1月28日まで	2.00%
3年以上4年未満	2018年1月29日から2019年1月28日まで	1.50%
4年以上5年未満	2019年1月29日から2020年1月28日まで	1.00%
5年以上6年未満	2020年1月29日から2021年1月28日まで	0.50%
6年以上	2021年1月29日以降	かかりません

買戻請求には、買戻請求が実行される買戻日および該当する買戻日に各クラスに関して買戻されるファンド証券の口数を記載しなければなりません。

買戻請求を受領した後、合理的に実行可能な限り早く、管理事務代行会社は、買戻しを希望する受益者に対して、当該買戻請求が受理されたかまたは受理される見込みを通知し、受益者に支払われるべき買戻価格を伝えます。なお、買戻代金は、通常、該当する買戻日（同日を含みます。）から起算して4営業日以内に日本円で支払われる予定です。

管理会社は、受託会社と協議の上で、受益者が行う買戻しについて定めるあらゆる条件を放棄または修正することができます。管理会社は、受託会社と協議の上で、ある買戻請求について、当該買戻しにより他の受益者が不利益を被る、もしくはファンドの資産の適切な管理を侵害すると判断する場合、またはその買戻代金の支払いがいずれかの法域のマナー・ロンダリング防止法に反する場合、その全部または一部の受理を拒否することができます。

管理会社は、受託会社と協議の上で、停止事由（下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価額の計算の停止」をご参照ください。）が発生していると判断する場合、買戻しを拒絶することができます。

す。停止事由の発生により買戻請求が受理されない場合、当該買戻請求は撤回されたものとして扱われ、管理会社が停止事由の終了を決定して買戻請求の提出を認めた場合、受益者は新たな買戻請求を提出する必要があります。

停止事由が発生した場合を除いて、すべての買戻請求は撤回不能です。ただし、受益者の書面による要求に基づいて買戻請求の一部または全部を放棄するという決定を受託会社が管理会社と協議の上でした場合はこの限りではありません。

償還

円投資型1501のすべての残存資産は、発行日の7年後の応当日より前の営業日に清算されます。したがって、円投資型1501のすべての残存資産は2022年1月28日に清算される予定です。残存する受益者については、資産清算後のファンド証券一口当たり純資産価格で償還され、当該日が償還日となるものとします。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンド証券が適格投資家ではない者によって保有されている、もしくはかかる者のために保有されている、またはファンド証券の保有がいずれかの法域の法律に基づき違法であると判断する場合、当該ファンド証券は、通知なくして、受託会社または管理会社が選択する任意の買戻日にファンド証券一口当たり純資産価格で強制的に買い戻される場合があります。

繰上償還

ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社は、少なくとも30日前までに書面により受益者に対して通知することにより、次に到来する買戻日に発行済みの（一部ではなく）すべてのファンド証券を繰上償還することができます。当該ファンド証券は、上記の買戻手数料が課せられます。ただし、管理会社が、その絶対的な裁量に基づいて、買戻手数料を免除することができます。

受益証券の譲渡

受益者は、ファンドに事前の書面通知を行わず、かつ、管理会社から事前の書面による同意を受領することなく、適格投資家に対して当該受益者の保有するファンド証券の全部または一部を譲渡または贈与その他により処分してはなりません。管理会社と協議の上、受託会社は、絶対的な裁量に基づいて、当該同意をしないことができます（なお、当該同意は、通常与えることは予定されておりません。）。

なお、別途、ファンド証券は、受託会社またはその代行会社が了承する書面証書を締結し交付する事によってのみ譲渡することができます。ファンド証券の譲渡を希望する受益者は、まず管理事務代行会社に連絡すべきです。

（２）日本における買戻し手続等

原則として毎営業日に換金（買戻し）請求を受付けます。ただし、以下のいずれかの休業日、および毎年12月24日には、換金（買戻し）の受付は行いません。

- ルクセンブルグの銀行
- ニューヨーク証券取引所
- ロンドン証券取引所
- 東京証券取引所

午後3時までに換金（買戻し）のお申込みが行われ、かつお申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み受付分とします。

換金（買戻し）価額は、管理事務代行会社が換金（買戻し）請求を受領した日に計算される1口当たり純資産価格です。

換金（買戻し）代金は、約定日（販売会社が換金（買戻し）注文の成立を確認した日。通常、お申込み日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目からお支払いします。

設定日（2015年1月29日）から6年未満で換金（買戻し）する場合、換金（買戻し）時に以下の換金（買戻し）手数料が適用されます。

換金（買戻し）請求日	1口当たり換金（買戻し） 手数料
2015年1月29日から2016年1月28日まで	300円
2016年1月29日から2017年1月28日まで	250円
2017年1月29日から2018年1月28日まで	200円
2018年1月29日から2019年1月28日まで	150円
2019年1月29日から2020年1月28日まで	100円
2020年1月29日から2021年1月28日まで	50円
2021年1月29日以降	かかりません

換金手数料は繰上償還の場合にも発生する場合があります。

なお、換金（買戻し）手数料には消費税は課せられません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

管理事務代行会社は、受託会社の最終権限の下で、ファンドのすべての資産評価を行います。

各計算日におけるファンドの純資産総額およびファンド証券一口当たり純資産価格の決定に際して、当該計算日におけるルクセンブルグ時間午後6時頃の国際的な価格提供会社による直近の価格が評価のために用いられます。最初のファンド証券一口当たり純資産価格の計算は、発行日に行われるものとします。

計算日におけるファンド証券一口当たり純資産価格は、原則として、当該計算日の直後の日本における営業日に受益者および管理会社において入手可能となります。

特定のクラスのファンド証券一口当たり純資産価格は、(a)当該クラスに帰属する資産総額から当該クラスに帰属する負債（当該クラスの管理、法務、監査その他専門家報酬および費用の比例按分額を含みますが、これらに限られません。）を控除して得られた額を、(b)当該クラスの受益証券総数で除して計算されます。各クラスは、当該クラスに帰属することが明確である収益、利益、損失、経費、収入および支出を負担します。したがって、特定のクラスのファンド証券一口当たり純資産価格は、他のクラスのファンド証券一口当たり純資産価格と異なる場合があります。

ファンドの各クラスの、ファンド証券一口当たり純資産価格は円建てとします。ファンド証券一口当たり純資産価格は、1円単位に四捨五入されます。

管理事務代行会社は、以下に定めるガイドラインを使用してファンドの資産を評価します。

- (a) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされている証券は、関連する評価日における直近の入手可能な取引価格か、または当該日に取引が行われなかった場合は最終仲値、買呼値もしくは売呼値のうち関係評価日時点で入手可能な価格（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整されます。）で評価され、特定の証券につき複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該証券の価格は、最終取引価格となるか、または最終仲値、買呼値もしくは売呼値のうち当該証券の主要市場である取引所もしくは店頭市場または当該証券に値を付けるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場（場合によります。）において入手可能な価格となります。
- (b) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り引されていないか、またはかかる証券取引所もしくは店頭市場に関し上記の価格が入手可能でない証券は、管理事務代行会社または管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により、原価、当該証券の直近の取引価格、保有規模（発行済当該証券の総額を考慮します。）および評価へのプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社がその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価されます。
- (c) 証券取引所もしくは店頭市場に上場されておらず、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされていない証券は、年1回または管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社によりかかる目的で承認されるその他の適格な者により必要と判断される時点に慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価されます。
- (d) 取引所または市場で取り扱われ、または取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価されます。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価

格となります。取引所または市場で取り扱われておらず、または取引されていないデリバティブ商品は、取引相手方から得られる評価額に基づき評価されます。

（e）集団投資スキームまたはその他のオープン・エンド型投資法人への投資は、かかる集団投資スキームまたはその他のオープン・エンド型投資法人における投資口または受益証券の入手可能な最新の純資産価格で評価されます。

（f）預金は、預入金額に経過利息を加算した価格で評価されます。

（g）日本円以外の通貨による一切の価額（投資対象の価額か、現金の価額か、または当座勘定もしくは預金勘定における金額の価額かを問いません。）は、ロンドン時間午後4時時点のWM/ロイターの最終の直物為替相場を用いて日本円相当額に換金されます。

（h）残余満期が60暦日以下である短期投資は、償却価格でまたは満期の61日前における市場価格と額面金額との差額を償却することにより評価されます。

管理事務代行会社は、受託会社の最終権限の下で、上記の評価原則が不明瞭または公平でない状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定します。受託会社は、複数の方法が適用されるか、または法律に適合する状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定します。

投資運用会社は、受託会社または管理事務代行会社が支援を求め、または検討を求めて特定する組入証券価額の決定について、合理的な支援を提供します。当該支援には、（ ）組入証券の価額が、コーポレート・アクション、新しい情報、重大な事象を反映していない場合または当該証券の公正な評価が必要であるかどうかを決定するための検討を別途必要とする場合に、受託会社または管理事務代行会社に通知すること、（ ）投資運用会社が証券の公正価額を決定するための自身の手順に従って当該証券の価額を決定した場合に受託会社または管理事務代行会社に通知すること、および（ ）受託会社または管理事務代行会社の合理的な要求に応じて、ファンドが所有する証券に関してブローカー/ディーラーもしくはマーケット・メーカーから買呼値および売呼値または相場の情報ソースを受託会社または管理事務代行会社が取得するのを支援することを含むことがあります。投資運用会社は、管理事務代行会社または受託会社に対していかなる価格算定サービスも提供しません。

受託会社またはその代行会社は、純資産総額またはファンド証券一口当たり純資産価格の過去の誤計算に対応するために必要とされる口数の新規のファンド証券を発行することができ、または必要とされる口数の発行済ファンド証券を（受益者に買戻代金を支払うことなく）強制的に買い戻すことができます。

受託会社は、停止事由が発生したと判断する場合に、ファンドの純資産総額および/またはファンド証券一口当たり純資産価格の決定を停止（および該当する計算日を延期）することができます。後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価額の計算の停止」をご参照ください。かかる場合、管理事務代行会社は、すべての受益者に対し、当該停止および延期を速やかに通知します。

純資産価額の計算の停止

管理会社は、受託会社と協議の上で、以下のいずれかが発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量においていつでも、ファンド証券の購入、転換および買戻しその他ファンド証券に係る取引、買戻代金の支払いならびに/またはファンドの純資産総額および/もしくはファンド証券一口当たり純資産価格の計算を一時的に停止することができます。

（a）ファンドの資産の一部が定期的に値付けもしくは取引される、証券取引所、商品取引所または店頭市場が閉鎖される場合（休日を除きます。）またはこれらにおける取引が制限もしくは停止されている場合

- (b) 買戻しに応じるための代金の支払いまたは当該買戻代金に充当するためのファンドの資産の売却がファンドの利益を損なうと管理会社が受託会社と協議の上で判断した場合(ただし、いずれかの買戻日において合計でファンドが発行する受益証券の30%を超える買戻請求を受けた場合には、管理会社が受託会社と協議することなく当該権限を行使することができることに、受託会社と管理会社は合意しています。)
- (c) ファンドが、買戻代金を支払うための資金を送金することができない期間、またはファンドの投資対象の一部の換金が当面できないか当該換金に関連する資金の移転もしくは支払いを通常の価格もしくは通常の為替レートで行うことができないと管理会社が受託会社と協議の上で判断する期間
- (d) クラスのファンド証券一口当たり純資産価格を正確かつ適時に決定することができない場合
- (e) 今後の買戻しに備えてファンド資産の売却を適正に行うために必要である場合
- (f) 管理会社が、受託会社からの通知を受けて、ファンド、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、管理会社または投資運用会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法令または「顧客確認」法令を遵守するために停止が必要であると認める場合
- (g) 管理会社が、受託会社と協議の上で、受益者全体の最善の利益になると判断する場合

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、原則として、ファンドの設定日である信託証書の締結日(2012年4月11日)から150年間存続しますが、後記「(5) その他 ファンドの償還」記載の事由が発生した場合は、それ以前に終了することがあります。

円投資型1501は、2022年1月28日に償還される予定です。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年11月30日に終了します。

(5) 【その他】

発行限度額

ファンド証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの償還

ファンドは、以下のいずれかの事由が生じた時点で償還します。

- ・管理会社が、その職務を遂行する能力がないか、もしくは能力がなくなる可能性があり、またはその職務遂行を怠り、かつ、管理会社の後任となる者を任命できないと受託会社が合理的に判断した場合
- ・ファンドを存続させることまたはファンドを別の法域に移転することが、違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が実行不可能、非経済的、不得策もしくは受益者の利益に反することとなると判断した場合
- ・ファンドの受益者が、シリーズ・トラスト決議により償還を決定する場合
- ・信託証書の日付に始まり、その149年後に満了する期間の最終日
- ・任意買戻しまたは強制買戻しによるかを問わず、すべての発行済のファンド証券が買い戻される場合

- ・受託会社がファンドの受託者を退任する意思を書面により通知し、または受託会社が任意清算もしくは強制清算される場合で、受託会社もしくはファンドの受益者のいずれもが信託証書の条件に従って受託会社の後任として受託者の職務を引き受ける他の者を任命できないか、任命を得ることができないとき
- ・管理会社が、信託証書の規定に従って自ら後任の管理会社を任命することなく、ファンドの管理者を退任する意思を書面により通知した場合で受託会社またはファンドの受益者のいずれもが信託証書の条件に従って管理会社の後任として管理会社の職務を引き受ける他の者を任命できないか、任命を得ることができないとき

円投資型1501は、2022年1月28日に償還される予定です。なお、ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、繰上償還が行われる場合があります。

上記のいずれかの事由についての受託会社または管理会社（該当する方）の決定は最終的なものであり、すべての関係当事者を拘束し、受託会社および管理会社は、信託証書において定義される通り、故意、詐欺または重過失がない限り、ファンドの終了の失敗について何らの責任も負いません。

ファンドが償還手続を開始した場合、管理会社はすべての受益者に対して、当該償還について通知を行うものとします。その後、管理会社は、ファンドの投資資産を売却または現金化し、まず、ファンドに関して受託会社が行った借入れ（およびその利息）の返済を行うものとし、次に、ファンドのすべての費用、債務、手数料および出費を支払うものとします。かかる現金化および借入金の返済は、管理会社が決定することにより、ファンドの償還手続の開始後、合理的な期間内および方法により、行われるものとします。

管理会社は、現金化した手取り額について、償還時の登録上の受益者に対して、保有比率に応じて、分配するものとします。現物での分配は行わないものとします。

受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

信託証書の変更等

信託証書は、トラストのファンド証券のすべての保有者または関連するシリーズ・トラストのファンド証券の保有者へ受託会社からの書面通知を行うことで、受託会社と管理会社との合意によって随時変更することができます。受託会社または管理会社が、（i）自己の意見において、当該変更が、トラストのファンド証券のその時点における既存の保有者または場合によって関連するシリーズ・トラストのファンド証券の保有者の利益を著しく害するものではなく、かつ、受託会社をファンド証券の当該保有者に対する責任から免除するために作用するものではないこと、または（ ）自己の意見において、当該変更が、会計上、法律上もしくは公的な要請（法的効力を有するか否かを問いません。）に従うために必要であることを書面で証明する場合を除いて、当該変更は、当該変更を承認するための受益者決議またはシリーズ・トラスト決議（場合によります。）を要します。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、英国法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社または副投資運用会社が他方当事者に対し、書面による通知をすることによりいつでも終了することができます。

同契約は、英国法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したトラストの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドの終了日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券の資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

（ ）議決権

受益者は、信託証書の規定に従って議決権を行使する権利を有します。

（２）【為替管理上の取扱い】

2021年5月31日現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所
です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号
確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島によって、国際監査基準に準拠した監査証明を受けています。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書が添付されています。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、日本円で表示されています。

(1) 【2020年11月30日終了年度】

【貸借対照表】

GIM世界金融債券ファンド

純資産計算書

2020年11月30日現在

	注記	円
資産		
投資有価証券、時価 （取得原価：3,085,780,239円）	2	3,300,670,207
銀行預金		90,471,160
先物契約に係る未実現利益	13	299,724
デリバティブに係る未収証拠金		8,707,433
未収収益		29,646,737
資産合計		3,429,795,261
負債		
先渡外国為替契約に係る未実現損失	12	21,748,987
未払費用	8	17,207,625
未払利息		1,450
負債合計		38,958,062
純資産		3,390,837,199

添付の注記は財務書類の一部である。

受益証券クラス別：

	受益証券1口 当たり純資産価格 (円)	発行済 受益証券口数	純資産 (円)
円投資型1401	10,494	45,711	479,705,174
円投資型1404	10,293	26,431	272,057,734
円投資型1407	10,220	86,739	886,512,990
円投資型1410	10,288	85,359	878,182,677
円投資型1501	10,096	86,606	874,378,624

添付の注記は財務書類の一部である。

【損益計算書】

GIM世界金融債券ファンド
損益計算書
2020年11月30日終了会計年度

	注記	円
収益		
債券に係る受取利息（源泉徴収税控除後）		171,776,216
その他の収益		3,430
収益合計		171,779,646
費用		
投資運用報酬	4	23,316,109
代行協会員報酬および販売会社報酬	6	10,355,614
管理報酬および販売管理報酬	3	38,818,873
管理事務代行および保管報酬	5	5,209,456
銀行口座に係る支払利息		384,829
コルレス銀行報酬		330,355
銀行手数料		5,495,000
受託報酬	7	1,000,000
弁護士報酬		1,249,822
国外の登録手数料		50,291,975
立替費用		517,100
専門家報酬		2,871,327
その他の費用		82,114
費用合計		139,922,574
投資純収益		31,857,072
投資に係る実現純利益		277,632,496
先物契約に係る実現純損失		(37,424,063)
外国通貨および先渡外国為替契約に係る実現純利益		18,562,779
当期実現純利益		258,771,212
投資に係る未実現純損益の変動		(310,989,461)
先物契約に係る未実現純損益の変動		6,033,796
先渡外国為替契約に係る未実現純損益の変動		82,322,579
当期末実現純損失		(222,633,086)
運用による純資産の純増加額		67,995,198

添付の注記は財務書類の一部である。

GIM世界金融債券ファンド
純資産変動計算書
2020年11月30日終了会計年度

	注記	円
期首純資産		7,569,606,481
投資純利益		31,857,072
当期実現純利益		258,771,212
当期末実現純損失		(222,633,086)
運用による純資産の純増加額		67,995,198
受益証券の買戻による支払	11	(4,185,082,720)
		(4,185,082,720)
受益者に対する分配支払額	9	(61,681,760)
期末純資産		3,390,837,199

添付の注記は財務書類の一部である。

GIM世界金融債券ファンド
発行済受益証券口数変動計算書
2020年11月30日終了会計年度
（未監査）

円投資型1301

期首発行済受益証券口数	69,365
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(69,365)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1302

期首発行済受益証券口数	44,536
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(44,536)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1303

期首発行済受益証券口数	58,519
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(58,519)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1304

期首発行済受益証券口数	28,562
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(28,562)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1305

期首発行済受益証券口数	43,946
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(43,946)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1306

期首発行済受益証券口数	18,886
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(18,886)
期末発行済受益証券口数	0

GIM世界金融債券ファンド
発行済受益証券口数変動計算書（続き）
2020年11月30日終了会計年度
（未監査）

円投資型1307

期首発行済受益証券口数	9,972
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(9,972)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1308

期首発行済受益証券口数	12,611
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(12,611)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1309

期首発行済受益証券口数	51,510
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(51,510)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1310

期首発行済受益証券口数	10,444
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(10,444)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1401

期首発行済受益証券口数	52,101
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(6,390)
期末発行済受益証券口数	45,711

円投資型1404

期首発行済受益証券口数	30,621
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(4,190)
期末発行済受益証券口数	26,431

GIM世界金融債券ファンド
発行済受益証券口数変動計算書（続き）
2020年11月30日終了会計年度
（未監査）

円投資型1407

期首発行済受益証券口数	93,839
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(7,100)
期末発行済受益証券口数	<u>86,739</u>

円投資型1410

期首発行済受益証券口数	110,859
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(25,500)
期末発行済受益証券口数	<u>85,359</u>

円投資型1501

期首発行済受益証券口数	104,306
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(17,700)
期末発行済受益証券口数	<u>86,606</u>

GIM世界金融債券ファンド

統計情報

2020年11月30日現在

（未監査）

	2020年	2019年	2018年
	円	円	円
期末純資産	3,390,837,199	7,569,606,481	19,017,411,874
円投資型1206			
期末純資産	-	-	1,631,670,416
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	-	9,985
円投資型1209			
期末純資産	-	-	5,754,038,298
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	-	9,789
円投資型1211			
期末純資産	-	-	681,087,862
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	-	9,688
円投資型1301			
期末純資産	-	717,910,419	876,670,602
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	10,350	9,655
円投資型1302			
期末純資産	-	457,514,280	514,420,032
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	10,273	9,585
円投資型1303			
期末純資産	-	602,426,230	577,995,945
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	10,295	9,605
円投資型1304			
期末純資産	-	291,017,084	307,635,876
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	10,189	9,507
円投資型1305			
期末純資産	-	450,083,524	743,232,316
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	10,242	9,556
円投資型1306			
期末純資産	-	203,455,460	231,710,332
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	10,773	10,046

GIM世界金融債券ファンド

統計情報（続き）

2020年11月30日現在

（未監査）

	2020年	2019年	2018年
	円	円	円
円投資型1307			
期末純資産	-	104,853,885	119,477,050
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	10,515	9,808
円投資型1308			
期末純資産	-	134,076,542	131,488,465
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	10,632	9,915
円投資型1309			
期末純資産	-	543,870,421	520,071,794
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	10,559	9,848
円投資型1310			
期末純資産	-	108,731,716	127,750,143
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	10,411	9,712
円投資型1401			
期末純資産	479,705,174	538,583,878	3,401,106,535
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,494	10,337	9,646
円投資型1404			
期末純資産	272,057,734	310,542,784	329,150,275
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,293	10,141	9,464
円投資型1407			
期末純資産	886,512,990	945,028,328	961,529,538
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,220	10,071	9,398
円投資型1410			
期末純資産	878,182,677	1,123,731,586	1,100,742,819
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,288	10,137	9,459
円投資型1501			
期末純資産	874,378,624	1,037,780,344	1,007,633,576
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,096	9,949	9,286

【投資有価証券明細表等】

GIM世界金融債券ファンド

投資有価証券明細表

2020年11月30日現在

通貨	額面金額 ⁽¹⁾	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に對する割合(%)
オーストラリア					
変動利付債					
USD	166,000	WESTPAC BANKING FRN 23/11/31	17,946,269	19,584,260	0.58
USD	40,000	WESTPAC BANKING FRN 24/07/34	4,318,997	4,737,447	0.14
			22,265,266	24,321,707	0.72
固定利付債					
USD	340,000	COM BK AUSTRA 4.3160% 10/01/48	38,181,990	44,423,627	1.30
EUR	215,000	GOODMAN AUST 1.3750% 27/09/25	28,715,040	28,320,646	0.84
EUR	100,000	MACQUARIE GROUP 0.6250% 03/02/27	12,112,990	12,727,568	0.38
			79,010,020	85,471,841	2.52
		オーストラリア合計	101,275,286	109,793,548	3.24
オーストリア					
固定利付債					
EUR	100,000	ERSTE GROUP 0.3750% 16/04/24	12,478,635	12,704,791	0.37
			12,478,635	12,704,791	0.37
		オーストリア合計	12,478,635	12,704,791	0.37
カナダ					
変動利付債					
USD	260,000	MANULIFE FIN CORP FRN 24/02/32	29,546,391	29,735,243	0.88
			29,546,391	29,735,243	0.88
固定利付債					
GBP	300,000	BANK NOVA SCO 1.2500% 08/06/22	42,752,468	42,333,523	1.25
GBP	152,000	BANK OF MONTR 1.6250% 21/06/22	22,552,788	21,595,118	0.64
USD	100,000	BANK OF NOVA SCOTIA 4.5% 16/12/25	12,266,017	11,996,808	0.35
			77,571,273	75,925,449	2.24
		カナダ合計	107,117,664	105,660,692	3.12
フランス					
変動利付債					
EUR	300,000	CRD MUTUEL ARKEA FRN 25/10/29	40,291,678	38,808,293	1.14
USD	260,000	BNP PARIBAS FRN 01/03/33	27,830,476	30,819,487	0.91
EUR	100,000	CRED AGRICOLE SA FRN 23/12/68	12,401,609	13,183,220	0.39
EUR	100,000	CRED AGRICOLE SA FRN 05/06/30	11,865,477	12,978,407	0.38
			92,389,240	95,789,407	2.82

(1) 額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

GIM世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2020年11月30日現在

通貨	額面金額 ⁽¹⁾	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に対す る割合(%)
フランス（続き）					
固定利付債					
USD	750,000	BPCE SA 4% 15/04/24	77,027,573	86,750,520	2.56
EUR	200,000	CREDIT MUT ARKEA 3.5% 09/02/29	24,342,915	30,085,829	0.89
USD	230,000	BNP PARIBAS 4.375% 12/05/26	24,614,884	27,449,310	0.81
EUR	200,000	CRED AGRICOLE 2.0000% 25/03/29	25,956,848	27,372,494	0.81
USD	200,000	BPCE SA 4.875% 01/04/26	22,509,497	24,272,259	0.72
EUR	100,000	CREDIT AGRICO 1.8750% 20/12/26	13,193,990	13,722,694	0.40
EUR	100,000	CREDIT AGRIC LDN 1.375% 03/05/27	12,819,063	13,598,360	0.40
			200,464,770	223,251,466	6.59
フランス合計			292,854,010	319,040,873	9.41
ドイツ					
変動利付債					
EUR	100,000	DEUTSCHE BANK AG FRN 19/11/30	12,266,950	12,878,071	0.38
			12,266,950	12,878,071	0.38
固定利付債					
USD	453,000	DEUTSCHE BANK NY 4.2500% 14/10/21	51,943,180	48,515,743	1.43
			51,943,180	48,515,743	1.43
ドイツ合計			64,210,130	61,393,814	1.81
ガーンジー					
固定利付債					
USD	390,000	CRED SUIS GP FUN 4.55% 17/04/26	42,460,759	47,588,411	1.40
			42,460,759	47,588,411	1.40
ガーンジー合計			42,460,759	47,588,411	1.40
アイルランド					
変動利付債					
EUR	100,000	CLOVERIE PLC SW FRN 01/09/42	15,204,120	13,864,791	0.41
			15,204,120	13,864,791	0.41
固定利付債					
USD	405,000	AERCAP IRELAND 3.5000% 15/01/25	41,889,713	43,545,363	1.29
USD	315,000	AIB GROUP PLC 4.7500% 12/10/23	35,944,052	36,089,902	1.06

(1) 額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

GIM世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2020年11月30日現在

通貨	額面金額 ⁽¹⁾	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に対す る割合(%)
アイルランド（続き）					
固定利付債（続き）					
EUR	258,000	AIB GROUP PLC 1.5000% 29/03/23	33,679,796	33,223,365	0.98
EUR	100,000	AIB GROUP PLC 1.2500% 28/05/24	12,184,133	12,913,571	0.38
			123,697,694	125,772,201	3.71
アイルランド合計			138,901,814	139,636,992	4.12
日本					
固定利付債					
USD	635,000	SUMITOMO MITSUI FG 3.1020% 17/01/23	71,523,195	69,912,781	2.06
USD	290,000	MITSUBISHI UFJ FIN 2.527% 13/09/23	30,038,199	31,865,652	0.94
USD	200,000	SUMITOMO MITSUI FG 2.3480% 15/01/25	21,611,000	22,064,862	0.65
			123,172,394	123,843,295	3.65
日本合計			123,172,394	123,843,295	3.65
ルクセンブルグ					
変動利付債					
USD	200,000	SWISS RE FIN FRN 02/04/49	22,020,999	24,243,938	0.71
			22,020,999	24,243,938	0.71
ルクセンブルグ合計			22,020,999	24,243,938	0.71
オランダ					
変動利付債					
EUR	700,000	ING BANK NV FRN 11/04/28	84,853,553	92,508,859	2.74
EUR	200,000	COOPERATIEVE RAB FRN 29/12/68	24,289,413	27,191,979	0.80
EUR	200,000	ABN AMRO BANK NV FRN 22/09/69	24,266,014	26,185,626	0.77
USD	200,000	ZURICH INS FRN 01/06/48	21,409,006	24,374,282	0.72
EUR	100,000	DEMETER ZURICH FRN 01/10/46	13,937,875	14,322,514	0.42
			168,755,861	184,583,260	5.45
固定利付債					
GBP	180,000	COOP RABOBANK UA 5.25% 14/9/27	30,986,191	31,174,831	0.92
GBP	100,000	ING GROEP NV 3.0000% 18/02/26	14,142,506	15,345,960	0.45
			45,128,697	46,520,791	1.37
オランダ合計			213,884,558	231,104,051	6.82

(1) 額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

GIM世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2020年11月30日現在

通貨	額面金額 ⁽¹⁾	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に対す る割合(%)
スウェーデン					
変動利付債					
USD	300,000	NORDEA BANK AB FRN 13/09/33	33,414,018	36,201,612	1.07
			33,414,018	36,201,612	1.07
		スウェーデン合計	33,414,018	36,201,612	1.07
スイス					
変動利付債					
USD	600,000	UBS GROUP FRN 29/12/49	70,280,823	71,171,444	2.10
GBP	350,000	CREDIT SUISSE FRN 12/09/25	53,007,822	50,804,844	1.50
EUR	150,000	CREDIT SUISSE FRN 24/06/27	19,349,423	19,448,938	0.57
			142,638,068	141,425,226	4.17
		スイス合計	142,638,068	141,425,226	4.17
英国					
変動利付債					
USD	1,140,000	ROYAL BK SCOTLAND FRN 15/05/23	125,944,322	123,621,906	3.65
USD	600,000	NATWEST GROUP FRN 08/05/30	73,818,508	73,775,712	2.18
GBP	458,000	HSBC HOLDINGS FRN 13/11/26	66,252,315	67,105,842	1.98
USD	495,000	NATIONWIDE BLDG FRN 18/10/32	55,608,277	56,937,852	1.68
EUR	388,000	ROYAL BK SCOTLND FRN 02/03/26	51,047,788	51,087,301	1.51
GBP	230,000	RSA INSURANCE FRN 10/10/45	37,165,572	37,038,109	1.09
GBP	144,000	ROYAL BK SCOTLND FRN 28/03/27	20,898,428	21,815,806	0.64
GBP	100,000	YORKSHRE BLD SOC 3.0000% 18/04/25	14,511,116	14,737,073	0.43
EUR	100,000	NATWEST GROUP FRN 15/11/25	12,030,850	12,656,744	0.37
			457,277,176	458,776,345	13.53
固定利付債					
USD	375,000	HSBC HDGS PLC 4.375% 23/11/26	40,897,955	44,670,473	1.32
USD	360,000	HSBC HOLDINGS 4.2500% 18/08/25	42,479,361	42,251,948	1.25
USD	235,000	LLOYDS BK GR PLC 4.3440% 09/01/48	26,469,199	30,682,855	0.90
GBP	100,000	HSBC HLDGS PL 5.7500% 20/12/27	16,860,847	17,393,523	0.51
			126,707,362	134,998,799	3.98
		英国合計	583,984,538	593,775,144	17.51

(1) 額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

GIM世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2020年11月30日現在

通貨	額面金額 ⁽¹⁾	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に対す る割合(%)
米国					
変動利付債					
USD	1,049,000	BANK OF AMER CRP FRN 20/12/28	91,486,112	123,125,028	3.64
USD	590,000	WELLS FARGO CO FRN 11/02/31	64,587,846	65,255,238	1.92
USD	465,000	BANK OF AMERICA FRN 24/04/28	51,573,010	55,322,922	1.63
USD	390,000	WELLS FARGO&CO FRN 22/05/28	44,591,644	45,937,686	1.35
EUR	313,000	MORGAN STANLEY FRN 23/10/26	40,306,352	41,440,768	1.22
EUR	200,000	CITIGROUP INC FRN 24/07/26	25,260,462	26,498,958	0.78
USD	170,000	MORGAN STANLEY FRN 22/07/38	19,051,058	21,916,787	0.65
USD	155,000	GOLDMAN SACHS GP FRN 31/10/38	17,570,022	19,795,467	0.58
USD	126,000	MORGAN STANLEY FRN 24/01/29	14,013,091	15,176,507	0.45
USD	63,000	METLIFE INC FRN 29/12/49	7,757,197	6,544,690	0.19
USD	57,000	CITIGROUP INC FRN 30/07/69	6,265,726	6,071,761	0.18
USD	46,000	METLIFE INC FRN 15/03/69	4,869,619	4,964,533	0.15
USD	44,000	BANK OF NY MELLON FRN 29/12/49	4,623,912	4,826,681	0.14
			391,956,051	436,877,026	12.88
固定利付債					
USD	595,000	CITIGROUP INC 4.3% 20/11/26	68,516,145	71,709,155	2.12
USD	470,000	WELLS FARGO & CO 5.375% 02/11/43	48,188,063	69,173,618	2.04
USD	490,000	METLIFE INC 6.4% 15/12/36	40,289,295	65,206,356	1.92
USD	490,000	BK OF AMERICA CORP 3.95% 21/4/25	58,265,019	57,292,034	1.69
USD	470,000	GOLDMAN SACHS GP 3.5% 16/11/26	49,531,546	54,905,947	1.62
USD	408,000	BANK OF AMER C 4.0000% 01/04/24	44,193,405	47,138,210	1.39
USD	450,000	WEA FINANCE L 2.8750% 15/01/27	47,993,534	46,940,832	1.38
EUR	343,000	GOLDMAN SACHS GP 1.625% 27/7/26	39,959,910	46,184,160	1.36
USD	406,000	AIR LEASE CORP 3.2500% 01/03/25	44,866,918	44,623,470	1.32
USD	379,000	GOLDMAN SACHS GP 4% 03/03/24	41,973,652	43,762,683	1.29
USD	340,000	GOLDMAN SACHS GP 3.5% 23/01/25	40,205,103	38,951,202	1.15
GBP	242,000	MORGAN STANLEY 2.625% 09/03/27	33,594,407	37,116,538	1.09
USD	215,000	UNITED HEALTH GP 5.95% 15/02/41	22,120,936	34,580,538	1.02
USD	255,000	MORGAN STANLEY 3.625% 20/01/27	28,686,879	30,375,496	0.90
USD	250,000	MORGAN STANLEY 3.7% 23/10/24	26,790,802	28,978,623	0.85
USD	190,000	CITIGROUP INC 4.6500% 23/07/48	21,360,001	27,432,538	0.81
USD	202,000	MUFG AMERICAS HLDGS 3% 10/02/25	23,560,753	22,886,516	0.67
USD	170,000	AMER INTL GROUP 3.8750% 15/01/35	19,789,261	21,329,943	0.63
USD	180,000	VENTAS REALTY 3.25% 15/10/26	18,485,198	20,446,893	0.60
USD	166,000	MORGAN STANLEY 3.75% 25/02/23	16,153,734	18,553,453	0.55
GBP	100,000	GOLDMAN SACHS GP 4.25% 29/01/26	17,142,666	16,122,737	0.48
GBP	100,000	CITIGROUP INC 2.7500% 24/01/24	13,994,195	14,770,595	0.44

(1) 額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

GIM世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2020年11月30日現在

通貨	額面金額 ⁽¹⁾	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に対す る割合(%)
米国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	91,000	AETNA INC 3.8750% 15/08/47	9,624,560	11,400,865	0.34
USD	90,000	CAPITAL ONE FIN 3.75% 09/03/27	10,037,749	10,685,383	0.32
USD	80,000	NORTHWESTERN 3.8500% 30/09/47	9,330,583	9,910,964	0.29
USD	65,000	ANTHEM INC 4.6250% 15/05/42	5,253,799	8,877,085	0.26
USD	70,000	GUARDIAN LIFE 3.7000% 22/01/70	7,618,869	8,026,292	0.24
USD	48,000	MARKEL CORPORATION 5% 30/03/43	4,381,814	6,260,960	0.18
USD	30,000	PRUDENTIAL FIN 3.7000% 13/03/51	3,502,519	3,737,708	0.11
			815,411,315	917,380,794	27.06
米国合計			1,207,367,366	1,354,257,820	39.94
投資合計			3,085,780,239	3,300,670,207	97.34

(1) 額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

GIM世界金融債券ファンド

財務書類に対する注記

2020年11月30日現在

注記 1 - 組織

トラスト

GIM（ケイマン諸島）トラスト（以下「トラスト」という）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という）とJPMAMジャパン・ファンド・リミテッド（以下「管理会社」という）が締結した2012年4月11日付の信託証書（2015年7月31日修正）に従って設立された。トラストはケイマン諸島の信託法（改正）に基づくユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正）に基づくミューチュアル・ファンドとしての規制を受けており、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という）に登録されているため、目論見書および監査済財務書類を毎年CIMAに提出する必要がある。

ファンド

GIM世界金融債券ファンド（以下「ファンド」という）はトラストのシリーズ・トラストであり、受託会社と管理会社によって締結された2012年4月11日付の信託宣言および補遺信託証書に従って構成されている。トラストの他のシリーズ・トラストが、受託会社および管理会社が単独かつ絶対的な裁量において決定した別の条件で募集される場合がある。受託会社および管理会社は、受益者決議またはシリーズ・トラスト決議による同意を得ることなく他のシリーズ・トラストを設立することができる。

ファンドの投資目的は、主として金融機関（国を代表するような一流の金融機関を含むがこれに限定されない）により発行される、主に米ドル、ユーロおよび英ポンド建てのシニア債やハイブリッド証券等の社債およびその他の債券（以下「金融債券等」という）への投資を通じて、投資による受取利息等のインカム・ゲインおよび中長期的な元本成長による高水準の投資収益を追求することである。

ファンドの基準通貨は日本円である。ファンドの投資の大部分は、日本円以外の通貨建てとなる見込みである。投資運用会社はヘッジを行い、ファンドの投資がファンドの投資通貨の不利な為替変動によって受ける影響を回避する意向である。そのため、投資運用会社はファンドの代理人として、スポット取引、先渡取引、通貨スワップ、先物およびオプション・デリバティブを含む外国為替契約を締結する場合がある。

上記の為替ヘッジ取引は通貨リスクの低減を意図したものであるが、こうした為替リスクを完全に排除するものではない。投資運用会社はヘッジ取引を締結する義務を負っていない。

注記 2 - 重要な会計方針

本財務書類は、以下の重要な会計方針を含む、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

投資の評価

- (a) 証券取引所もしくは店頭市場において上場または取引されている有価証券は、関連する評価日における最新の入手可能な取引価格か、または当該日に取引が行われなかった場合は最終仲値、買呼値、売呼値のうち関連する評価日時点で最新の入手可能な価格（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整される）で評価され、また、特定の有価証券について複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該証券の価格は最終取引価格となるか、または最終仲値、買呼値、売呼値のうち当該有価証券の主要市場である取引所もしくは店頭市場、または当該有価証券に値をつけるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場において入手可能な金額となる。
- (b) 証券取引所もしくは店頭市場において上場または取引されているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り引されていないか、またはかかる証券取引所もしくは店頭市場に関して上記の価格が入手可能でない有価証券は、管理事務代行会社または管理事務代行会社がかかる目的で承認した適格者が、取得原価、当該有価証券の直近の取引価格、保有規模（発行済有価証券の総額を考慮する）および評価へのプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社がその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で、慎重かつ誠実に見積る実現可能性の高い価額で評価される。
- (c) 証券取引所もしくは店頭市場において上場または取引されていない有価証券は、年 1 回または管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社がかかる目的で承認した適格者が必要と判断した時点で慎重かつ誠実に見積る実現可能性の高い価額で評価される。
- (d) 取引所もしくは市場において扱われている、または取引されているデリバティブは、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価される。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社がかかる目的で承認した適格者が慎重かつ誠実に見積る実現可能性の高い価額となる。取引所もしくは市場において扱われていない、または取引されていないデリバティブは、取引相手方から得た評価額に基づいて評価される。
- (e) 集団投資スキームまたはその他のオープン・エンド型投資法人への投資は、かかる集団投資スキームまたはその他のオープン・エンド型投資法人における投資口または受益証券の入手可能な最新の純資産価格で評価される。
- (f) 預金は、預入金額に経過利息を加算した金額で評価される。
- (g) 日本円以外の通貨による一切の価額（投資の価額か、現金の価額か、または当座勘定もしくは預金勘定における金額かを問わない）は、ロンドン時間の午後 4 時時点の WM / ロイターの最終直物為替相場を用いて日本円相当額に換算される。

(h) 満期までの残存期間が60暦日以内である短期投資は、償却原価で、あるいは満期から61日前の時価と額面金額との差額を償却することにより評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は取引日に会計処理される。受取利息は発生主義で認識される。配当金は配当落ち日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却した有価証券の平均原価に基づいて算定される。

外貨の換算

ファンドは、ファンドの会計帳簿を日本円（以下「円」という）で維持しており、ファンドの財務書類は当該通貨で表示されている。表示通貨が円以外の通貨である資産および負債は、年度末現在の該当する為替レートで円に換算される。円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日時点の適切な実勢為替レートで円に換算される。

円以外の通貨建ての投資取引は、取引日現在の該当する為替レートで円に換算される。

ファンドは、投資に係る為替レートの変動によって生じた実績の部分、保有する有価証券の市場価格の変動による増減額と区別していない。かかる増減額は、投資に係る実現および未実現純損益に含まれている。

2020年11月30日現在の為替レート

1 円 = 0.01302 オーストラリア・ドル

1 円 = 0.01243 カナダ・ドル

1 円 = 0.00802 ユーロ

1 円 = 0.00718 英ポンド

1 円 = 0.00959 米ドル

先渡外国為替契約

先渡外国為替契約は、期日までの残存期間に関して適用される年度末現在の先渡レートで評価される。先渡外国為替契約によって生じた損益は、損益計算書に認識される。未実現純利益は純資産計算書に資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金は、先物契約の締結時に現金または有価証券のいずれかで支払うことができる。先物契約の有効期間中、先物契約は契約の価値を反映させるために各評価日に値洗いされ、契約価値の変動が未実現損益として認識される。

変動証拠金は、未実現損益が発生したかどうかに応じて、支払うか受け取ることとなる。未実現純利益は純資産計算書に資産として、未実現純損失は負債として計上される。契約の終了時に、ファンドは、契約開始時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益を計上する。

注記 3 - 管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産額の年率0.10%の管理報酬および年率0.65%の販売管理報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

管理会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記 4 - 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産額の年率0.45%の投資運用報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

投資運用会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記 5 - 管理事務代行および保管報酬

管理事務代行会社および保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産額の年率0.10%の管理事務代行および保管報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

管理事務代行会社および保管会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記 6 - 代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの純資産額の年率0.20%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

代行協会員は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

また、販売会社は、代行協会員報酬から、役務に関する報酬を受ける。かかる報酬については代行協会員が責任を負う。販売会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記 7 - 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、会計年度ベースの四半期毎に、同四半期の最終営業日から30営業日以内に後払いされる100万円の受託報酬、ならびに超過時間に関する報酬、立替費用および設立費用を受領する権利を有する。

注記８ - 未払費用

	円
投資運用報酬	4,124,045
代行協会員報酬および販売会社報酬	1,831,643
管理報酬および販売管理報酬	6,866,049
管理事務代行および保管報酬	916,096
受託報酬	250,000
立替費用	91,461
専門家報酬	2,878,331
その他の費用	250,000
未払費用	17,207,625

注記９ - 分配

ファンドは分配を行う意向である。ファンドは、分配基準日時点の受益者に対して分配を毎月行う予定である。

分配は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。分配は、支払期限が到来しているか、もしくは通常の業務を行う上で支払うことが明らかな債務、義務または負債を履行するのに十分な資産が該当するクラスにある場合に限り、行うことができる。

2020年11月30日終了会計年度において、ファンドは総額61,681,760円の分配を行った。

該当するクラスの受益者に対して行われた分配は以下のとおりである。

円投資型1301に対して、1,360,300円
 円投資型1302に対して、1,270,980円
 円投資型1303に対して、2,080,760円
 円投資型1304に対して、1,307,330円
 円投資型1305に対して、2,555,760円
 円投資型1306に対して、1,254,320円
 円投資型1307に対して、772,060円
 円投資型1308に対して、1,009,990円
 円投資型1309に対して、5,143,000円
 円投資型1310に対して、647,740円
 円投資型1401に対して、5,988,620円
 円投資型1404に対して、3,505,320円
 円投資型1407に対して、10,895,680円
 円投資型1410に対して、12,155,180円
 円投資型1501に対して、11,734,720円

注記10 - 税金

ケイマン諸島の現行法に基づき、ファンドが支払うべき所得税、不動産税、譲渡税、販売税またはその他の税金、あるいはファンドによる受益者への支払や受益証券の買戻時の純資産価額の支払に課される源泉徴収税はない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインについて外国の源泉徴収税が課される場合がある。

注記11 - 販売および買戻の条件

販売

クラス	申込期間	発行日	1口当たり発行価格 および最低申込額
円投資型1301	2013年1月9日から2013年1月30日まで	2013年1月30日	10,000円
円投資型1302	2013年2月6日から2013年2月27日まで	2013年2月27日	10,000円
円投資型1303	2013年3月6日から2013年3月28日まで	2013年3月28日	10,000円
円投資型1304	2013年4月3日から2013年4月24日まで	2013年4月24日	10,000円
円投資型1305	2013年5月8日から2013年5月30日まで	2013年5月30日	10,000円
円投資型1306	2013年6月5日から2013年6月27日まで	2013年6月27日	10,000円
円投資型1307	2013年7月8日から2013年7月30日まで	2013年7月30日	10,000円
円投資型1308	2013年8月7日から2013年8月29日まで	2013年8月29日	10,000円
円投資型1309	2013年9月2日から2013年9月27日まで	2013年9月27日	10,000円
円投資型1310	2013年10月1日から2013年10月30日まで	2013年10月30日	10,000円
円投資型1401	2014年1月8日から2014年1月30日まで	2014年1月30日	10,000円
円投資型1404	2014年4月1日から2014年4月28日まで	2014年4月28日	10,000円
円投資型1407	2014年7月1日から2014年7月30日まで	2014年7月30日	10,000円
円投資型1410	2014年10月1日から2014年10月30日まで	2014年10月30日	10,000円
円投資型1501	2015年1月6日から2015年1月29日まで	2015年1月29日	10,000円

買戻

受益者は、各買戻日現在で受益者が保有する受益証券の全部または一部を、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すよう、ファンドに請求することができる。各営業日が買戻日となるが、管理会社および受託会社は、その絶対的な裁量において、営業日以外の日を買戻日とすることもできる。

買戻日に受益証券の買戻を行うには、受益者が、かかる買戻日のルクセンブルグ時間の正午までに管理事務代行会社に買戻請求を提出する必要がある。この期限を過ぎて管理事務代行会社が受領した買戻請求は翌買戻日に持ち越されることになる。

買戻請求には、請求した買戻が実施される買戻日と、かかる買戻日に買い戻される各クラス受益証券の具体的な口数を明記しなければならない。

買戻請求の受領後、合理的に実施可能な限り早く、管理事務代行会社は、買戻を希望する受益者にかかる買戻請求が受理された、もしくは受理される予定であるかどうかを通知し、支払われる買戻価額を受益者に報告する。買戻額は通常、該当する買戻日から同日を含めて4営業日以内に円で支払われる見込みである。

管理会社は、受託会社と協議の上で、受益者による買戻請求について定めたいかなる条件も放棄または修正することができる。前述の一般性を毀損することなく、管理会社は、受託会社と協議の上で、ある買戻請求

が他の受益者または適切なファンド資産管理の不利益になると判断した場合、またはかかる買戻額の支払がいずれかの法域のマナー・ロンダリング防止法に反する場合、その買戻請求の全部または一部の受理を拒否することができる。

管理会社は、受託会社と協議の上で停止事由が発生したと判断した場合、管理会社が受託会社と協議の上で買戻請求の受理または手続を拒否することができる。停止事由の発生により買戻請求が受理されない場合、かかる買戻請求は撤回されたものとして扱われるため、管理会社が受託会社と協議の上で停止事由が終了したと判断し、買戻請求の提出を認めた時点で、受益者は新たな買戻請求を提出する必要がある。

停止事由が生じた場合を除いて、すべての買戻請求は撤回不能であるが、受益者の書面による請求に基づいて買戻請求の一部または全部を放棄することに同意する決定を受託会社および管理会社が下した場合はこの限りではない。

買戻手数料

受益証券の買戻には、下記に詳述するとおり、かかる受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じて買戻手数料が課される場合がある。買戻手数料は、管理会社に対して支払われ、管理会社が保持する。

下記の買戻手数料は、買い戻される受益証券の当初の申込時に受益者が支払った申込価格の総額に乗じる率である。

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1301	円投資型1302	円投資型1303	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1年未満	2013年1月30日から 2014年1月29日まで	2013年2月27日から 2014年2月26日まで	2013年3月28日から 2014年3月27日まで	3 %
1年以上2年未満	2014年1月30日から 2015年1月29日まで	2014年2月27日から 2015年2月26日まで	2014年3月28日から 2015年3月27日まで	2.5 %
2年以上3年未満	2015年1月30日から 2016年1月29日まで	2015年2月27日から 2016年2月26日まで	2015年3月28日から 2016年3月27日まで	2 %
3年以上4年未満	2016年1月30日から 2017年1月29日まで	2016年2月27日から 2017年2月26日まで	2016年3月28日から 2017年3月27日まで	1.5 %
4年以上5年未満	2017年1月30日から 2018年1月29日まで	2017年2月27日から 2018年2月26日まで	2017年3月28日から 2018年3月27日まで	1 %
5年以上6年未満	2018年1月30日から 2019年1月29日まで	2018年2月27日から 2019年2月26日まで	2018年3月28日から 2019年3月27日まで	0.5 %
6年以上	2019年1月30日から	2019年2月27日から	2019年3月28日から	0 %

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1304	円投資型1305	円投資型1306	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1年未満	2013年4月24日から 2014年4月23日まで	2013年5月30日から 2014年5月29日まで	2013年6月27日から 2014年6月26日まで	3%
1年以上2年未満	2014年4月24日から 2015年4月23日まで	2014年5月30日から 2015年5月29日まで	2014年6月27日から 2015年6月26日まで	2.5%
2年以上3年未満	2015年4月24日から 2016年4月23日まで	2015年5月30日から 2016年5月29日まで	2015年6月27日から 2016年6月26日まで	2%
3年以上4年未満	2016年4月24日から 2017年4月23日まで	2016年5月30日から 2017年5月29日まで	2016年6月27日から 2017年6月26日まで	1.5%
4年以上5年未満	2017年4月24日から 2018年4月23日まで	2017年5月30日から 2018年5月29日まで	2017年6月27日から 2018年6月26日まで	1%
5年以上6年未満	2018年4月24日から 2019年4月23日まで	2018年5月30日から 2019年5月29日まで	2018年6月27日から 2019年6月26日まで	0.5%
6年以上	2019年4月24日から	2019年5月30日から	2019年6月27日から	0%

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1307	円投資型1308	円投資型1309	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1年未満	2013年7月30日から 2014年7月29日まで	2013年8月29日から 2014年8月28日まで	2013年9月27日から 2014年9月26日まで	3%
1年以上2年未満	2014年7月30日から 2015年7月29日まで	2014年8月29日から 2015年8月28日まで	2014年9月27日から 2015年9月26日まで	2.5%
2年以上3年未満	2015年7月30日から 2016年7月29日まで	2015年8月29日から 2016年8月28日まで	2015年9月27日から 2016年9月26日まで	2%
3年以上4年未満	2016年7月30日から 2017年7月29日まで	2016年8月29日から 2017年8月28日まで	2016年9月27日から 2017年9月26日まで	1.5%
4年以上5年未満	2017年7月30日から 2018年7月29日まで	2017年8月29日から 2018年8月28日まで	2017年9月27日から 2018年9月26日まで	1%
5年以上6年未満	2018年7月30日から 2019年7月29日まで	2018年8月29日から 2019年8月28日まで	2018年9月27日から 2019年9月26日まで	0.5%
6年以上	2019年7月30日から	2019年8月29日から	2019年9月27日から	0%

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1310	円投資型1401	円投資型1404	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1年未満	2013年10月30日から 2014年10月29日まで	2014年1月30日から 2015年1月29日まで	2014年4月28日から 2015年4月27日まで	3%
1年以上2年未満	2014年10月30日から 2015年10月29日まで	2015年1月30日から 2016年1月29日まで	2015年4月28日から 2016年4月27日まで	2.5%
2年以上3年未満	2015年10月30日から 2016年10月29日まで	2016年1月30日から 2017年1月29日まで	2016年4月28日から 2017年4月27日まで	2%
3年以上4年未満	2016年10月30日から 2017年10月29日まで	2017年1月30日から 2018年1月29日まで	2017年4月28日から 2018年4月27日まで	1.5%
4年以上5年未満	2017年10月30日から 2018年10月29日まで	2018年1月30日から 2019年1月29日まで	2018年4月28日から 2019年4月27日まで	1%
5年以上6年未満	2018年10月30日から 2019年10月29日まで	2019年1月30日から 2020年1月29日まで	2019年4月28日から 2020年4月27日まで	0.5%
6年以上	2019年10月30日から	2020年1月30日から	2020年4月28日から	0%

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1407	円投資型1410	円投資型1501	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1年未満	2014年7月30日から 2015年7月29日まで	2014年10月30日から 2015年10月29日まで	2015年1月29日から 2016年1月28日まで	3%
1年以上2年未満	2015年7月30日から 2016年7月29日まで	2015年10月30日から 2016年10月29日まで	2016年1月29日から 2017年1月28日まで	2.5%
2年以上3年未満	2016年7月30日から 2017年7月29日まで	2016年10月30日から 2017年10月29日まで	2017年1月29日から 2018年1月28日まで	2%
3年以上4年未満	2017年7月30日から 2018年7月29日まで	2017年10月30日から 2018年10月29日まで	2018年1月29日から 2019年1月28日まで	1.5%
4年以上5年未満	2018年7月30日から 2019年7月29日まで	2018年10月30日から 2019年10月29日まで	2019年1月29日から 2020年1月28日まで	1%
5年以上6年未満	2019年7月30日から 2020年7月29日まで	2019年10月30日から 2020年10月29日まで	2020年1月29日から 2021年1月28日まで	0.5%
6年以上	2020年7月30日から	2020年10月30日から	2021年1月29日から	0%

注記12 - 先渡外国為替契約

2020年11月30日現在、ファンドは、注記1に記載されているポートフォリオのヘッジに用いられた、以下の未決済先渡外国為替契約を有していた。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	決済日	未実現利益 /（損失） （円で表示）
USD	22,506,113	JPY	2,340,228,476	2020年12月3日	6,403,100
JPY	2,314,168,456	USD	22,165,058	2020年12月3日	3,097,458
GBP	2,874,089	JPY	398,188,380	2020年12月3日	1,911,593
EUR	5,113,466	JPY	637,230,493	2020年12月3日	611,770
JPY	6,104,695	USD	58,166	2020年12月3日	39,832
JPY	8,241,697	USD	78,716	2020年12月3日	34,164
JPY	5,278,922	USD	50,409	2020年12月3日	22,953
JPY	5,613,695	USD	53,682	2020年12月3日	16,405
JPY	5,099,020	USD	48,865	2021年1月5日	8,072
USD	63,920	JPY	6,677,411	2020年12月3日	(12,646)
USD	33,010	JPY	3,455,003	2020年12月3日	(13,098)
JPY	12,662,676	USD	121,591	2020年12月3日	(15,221)
USD	29,732	EUR	24,992	2020年12月3日	(17,441)
USD	57,992	JPY	6,065,874	2020年12月3日	(19,225)
JPY	6,928,138	USD	66,673	2020年12月3日	(23,650)
JPY	6,303,633	USD	60,766	2020年12月3日	(32,262)
USD	43,096	GBP	32,535	2020年12月3日	(35,693)
JPY	5,229,956	EUR	42,262	2020年12月3日	(41,758)
JPY	8,140,720	USD	78,800	2020年12月3日	(75,530)
JPY	10,864,937	EUR	87,829	2020年12月3日	(90,705)
JPY	637,426,850	EUR	5,113,466	2021年1月5日	(635,082)
JPY	398,093,823	GBP	2,874,089	2021年1月5日	(1,910,832)
JPY	2,338,299,702	USD	22,506,113	2021年1月5日	(6,441,238)
JPY	385,017,226	GBP	2,841,554	2020年12月3日	(10,553,568)
JPY	604,520,977	EUR	4,958,382	2020年12月3日	(13,976,385)
					(21,748,987)

注記13 - 先物契約

2020年11月30日現在、ファンドは以下の未決済の先物契約を有していた。

通貨	契約数	種類	決済日	時価 (円)	未実現利益 /(損失) (円で表示)
買建ポジション					
AUD	4	FUT AUST 10Y BOND	2020年12月	45,710,089	243,757
EUR	3	FUT EURO-BOBL	2020年12月	50,666,890	41,162
EUR	4	FUT EURO-BUND	2020年12月	87,448,407	729,693
EUR	14	FUT EURO-SCHATZ	2020年12月	196,150,214	82,948
GBP	1	FUT LONG GILT	2021年3月	18,687,863	19,490
JPY	2	FUT 10YR MINI JGB	2020年12月	30,400,000	20,000
CAD	3	FUT CAN 10YR BOND	2021年3月	35,907,643	(12,070)
USD	1	FUT US LONG BOND(CBT)	2021年3月	18,218,798	(29,327)
USD	2	FUT US ULTRA BOND CBT	2021年3月	44,994,664	(410,583)
USD	5	FUT US 10YR ULTRA	2021年3月	81,872,170	(142,560)
				610,056,738	542,510
売建ポジション					
USD	(16)	FUT US 10YR NOTE (CBT)	2021年3月	(230,447,757)	(35,849)
USD	(2)	FUT US 2YR NOTE (CBT)	2021年3月	(46,056,967)	(21,186)
USD	(19)	FUT US 5YR NOTE (CBT)	2021年3月	(249,634,357)	(185,751)
				(526,139,081)	(242,786)
					299,724

注記14 - 償還

2020年11月30日終了会計年度において、以下のクラスが償還された。

	償還日	決済日	1口当たり金額 (円)	受益証券口数	総額(円)
円投資型1301	2020年1月29日	2020年2月3日	10,448	66,915	699,135,302
円投資型1302	2020年2月26日	2020年3月2日	10,425	38,171	397,918,371
円投資型1303	2020年3月27日	2020年4月1日	9,469	30,889	292,483,759
円投資型1304	2020年4月23日	2020年4月28日	9,873	20,083	198,277,964
円投資型1305	2020年5月29日	2020年6月4日	10,071	38,556	388,308,153
円投資型1306	2020年6月26日	2020年7月1日	10,754	16,726	179,872,928
円投資型1307	2020年7月29日	2020年8月3日	10,648	8,052	85,735,435
円投資型1308	2020年8月28日	2020年9月3日	10,728	10,002	107,301,115
円投資型1309	2020年9月25日	2020年9月30日	10,610	51,430	545,658,468
円投資型1310	2020年10月29日	2020年11月4日	10,423	1,834	19,115,667

注記15 - 重要事象

2020年初頭以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行が世界経済や金融市場に悪影響を与え、大きな変動を引き起こしている。

COVID-19の流行がファンドの投資先の財務実績に与える影響は、流行の続く期間や拡大、ならびに関連する勧告や制限を含む今後の展開次第である。これらの展開とCOVID-19が金融市場および経済全体に及ぼす影響は、不確実性が高く、予測することはできない。金融市場および／または経済全体への影響が長期に及ぶ場合、ファンドの将来の投資成果は重大な悪影響を受ける可能性がある。

このような状況の中、受託会社は、管理会社と共に、ウイルス拡大の抑制に向けた各国政府の取り組みを継続的に注視しており、ファンドのパフォーマンスに与える潜在的な経済的影響をモニターしている。

ファンドは、投資方針および目論見書に従った通常の運用を継続することができる十分な能力がある。ファンドの未監査の純資産価額は日次で入手可能である。

上記の財務書類について使用されている通貨略称は、以下の通りである。

GBP = 英ポンド

EUR = ユーロ

USD = 米ドル

CAD = カナダ・ドル

AUD = オーストラリア・ドル

JPY = 日本円

[次へ](#)

*Global Financial Sector Bond Fund***Statement of Net Assets
as at November 30, 2020***(expressed in Japanese Yen)*

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: JPY 3,085,750,239)</i>	2	3,300,670,207
Cash at bank		90,471,160
Unrealised gain on future contracts	13	299,724
Margin receivable on derivatives		8,707,433
Accrued income		29,646,737
Total Assets		3,429,795,261
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	12	21,748,987
Accrued expenses	8	17,207,625
Interest payable		1,450
Total Liabilities		38,958,062
NET ASSETS		3,390,837,199

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
JPY (1401) Class (in JPY)	10,494	45,711	479,705,174
JPY (1404) Class (in JPY)	10,293	26,431	272,057,734
JPY (1407) Class (in JPY)	10,220	86,739	886,512,990
JPY (1410) Class (in JPY)	10,288	85,359	878,182,677
JPY (1501) Class (in JPY)	10,096	86,606	874,378,624

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Operations
for the year ended November 30, 2020
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
INCOME		
Interest on bonds (net of withholding tax)		171,776,216
Other income		3,430
Total Income		171,779,646
EXPENSES		
Investment Management fees	4	23,316,109
Agent Company fees and Remuneration of the Distributor	6	10,355,614
Management fees and Sales Administration fees	3	38,818,873
Administration and Custody fees	5	5,209,456
Interest paid on bank accounts		384,829
Correspondent bank fees		330,355
Bank charges		5,495,000
Trustee fees	7	1,000,000
Legal fees		1,249,822
Overseas registration fees		50,291,975
Out-of-pocket expenses		517,100
Professional fees		2,871,327
Other expenses		82,114
Total Expenses		139,922,574
NET INVESTMENT INCOME		31,857,072
Net realised profit on investments		277,632,496
Net realised loss on future contracts		(37,424,063)
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		18,562,779
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		258,771,212
Change in net unrealised result on investments		(310,989,461)
Change in net unrealised result on future contracts		6,033,796
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		82,322,579
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(222,633,086)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		67,995,198

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended November 30, 2020
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		7,569,606,481
NET INVESTMENT INCOME		31,857,072
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		258,771,212
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(222,633,086)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		67,995,198
Payments for repurchase of units	11	(4,185,082,720)
		(4,185,082,720)
Dividend paid to unitholders	9	(61,681,760)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		3,390,837,199

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Global Financial Sector Bond Fund***Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended November 30, 2020***(Unaudited)*

JPY (1301) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	69,365
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(69,365)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1302) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	44,536
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(44,536)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1303) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	58,519
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(58,519)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1304) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	28,562
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(28,562)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1305) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	43,946
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(43,946)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1306) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	18,886
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(18,886)
Number of units outstanding at the end of the year	0

*Global Financial Sector Bond Fund***Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended November 30, 2020***(Unaudited)*

JPY (1307) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	9,972
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(9,972)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1308) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	12,611
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(12,611)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1309) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	51,510
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(51,510)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1310) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	10,444
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(10,444)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1401) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	52,101
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(6,390)
Number of units outstanding at the end of the year	45,711

JPY (1404) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	30,621
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(4,190)
Number of units outstanding at the end of the year	26,431

*Global Financial Sector Bond Fund***Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended November 30, 2020***(Unaudited)*

JPY (1407) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	93,839
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(7,100)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>86,739</u>

JPY (1410) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	110,859
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(25,500)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>85,359</u>

JPY (1501) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	104,306
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(17,700)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>86,606</u>

Global Financial Sector Bond Fund

Statistical Information
as at November 30, 2020
(Unaudited)

	2020	2019	2018
Net Assets at the end of the year (in JPY)	3,390,837,199	7,569,606,481	19,017,411,874
JPY (1206) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	--	1,631,670,416
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	--	9,985
JPY (1209) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	--	5,754,038,298
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	--	9,789
JPY (1211) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	--	681,087,862
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	--	9,688
JPY (1301) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	717,910,419	876,670,602
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	10,350	9,655
JPY (1302) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	457,514,280	514,420,032
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	10,273	9,585
JPY (1303) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	602,426,230	577,995,945
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	10,295	9,605
JPY (1304) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	291,017,084	307,635,876
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	10,189	9,507
JPY (1305) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	450,083,524	743,232,316
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	10,242	9,556
JPY (1306) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	203,455,460	231,710,332
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	10,773	10,046
JPY (1307) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	104,853,885	119,477,050
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	10,515	9,808
JPY (1308) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	134,076,542	131,488,465
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	10,632	9,915

Global Financial Sector Bond Fund

Statistical Information (continued)
as at November 30, 2020
(Unaudited)

	2020	2019	2018
JPY (1309) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	543,870,421	520,071,794
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	10,559	9,848
JPY (1310) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	--	108,731,716	127,750,143
Net Asset Value per unit at the end of the year	--	10,411	9,712
JPY (1401) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	479,705,174	538,583,878	3,401,106,535
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,494	10,337	9,646
JPY (1404) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	272,057,734	310,542,784	329,150,275
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,293	10,141	9,464
JPY (1407) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	886,512,990	945,028,328	961,529,538
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,220	10,071	9,398
JPY (1410) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	878,182,677	1,123,731,586	1,100,742,819
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,288	10,137	9,459
JPY (1501) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	874,378,624	1,037,780,344	1,007,633,576
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,096	9,949	9,286

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments
as at November 30, 2020
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
AUSTRALIA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	166,000	WESTPAC BANKING FRN 23/11/31	17,946,269	19,584,260	0.58
USD	40,000	WESTPAC BANKING FRN 24/07/34	4,318,997	4,737,447	0.14
			22,265,266	24,321,707	0.72
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	340,000	COM BK AUSTRA 4.3160% 10/01/48	38,181,990	44,423,627	1.30
EUR	215,000	GOODMAN AUST 1.3750% 27/09/25	28,715,040	28,320,646	0.84
EUR	100,000	MACQUARIE GROUP 0.6250% 03/02/27	12,112,990	12,727,568	0.38
			79,010,020	85,471,841	2.52
		Total AUSTRALIA	101,275,286	109,793,548	3.24
AUSTRIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	ERSTE GROUP 0.3750% 16/04/24	12,478,635	12,704,791	0.37
			12,478,635	12,704,791	0.37
		Total AUSTRIA	12,478,635	12,704,791	0.37
CANADA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	260,000	MANULIFE FIN CORP FRN 24/02/32	29,546,391	29,735,243	0.88
			29,546,391	29,735,243	0.88
STRAIGHT FIXED BOND					
GBP	300,000	BANK NOVA SCO 1.2500% 08/06/22	42,752,468	42,333,523	1.25
GBP	152,000	BANK OF MONTR 1.6250% 21/06/22	22,552,788	21,595,118	0.64
USD	100,000	BANK OF NOVA SCOTIA 4.5% 16/12/25	12,266,017	11,996,808	0.35
			77,571,273	75,925,449	2.24
		Total CANADA	107,117,664	105,660,692	3.12
FRANCE					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	300,000	CRD MUTUEL ARKEA FRN 25/10/29	40,291,678	38,808,293	1.14
USD	260,000	BNP PARIBAS FRN 01/03/33	27,830,476	30,819,487	0.91
EUR	100,000	CRED AGRICOLE SA FRN 23/12/68	12,401,609	13,183,220	0.39
EUR	100,000	CRED AGRICOLE SA FRN 05/06/30	11,865,477	12,978,407	0.38
			92,389,240	95,789,407	2.82

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at November 30, 2020
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
FRANCE (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	750,000	BPCE SA 4% 15/04/24	77,027,573	86,750,520	2.56
EUR	200,000	CREDIT MUT ARKEA 3.5% 09/02/29	24,342,915	30,085,829	0.89
USD	230,000	BNP PARIBAS 4.375% 12/05/26	24,614,884	27,449,310	0.81
EUR	200,000	CRED AGRICOLE 2.0000% 25/03/29	25,956,848	27,372,494	0.81
USD	200,000	BPCE SA 4.875% 01/04/26	22,509,497	24,272,259	0.72
EUR	100,000	CREDIT AGRIC 1.8750% 20/12/26	13,193,990	13,722,694	0.40
EUR	100,000	CREDIT AGRIC LDN 1.375% 03/05/27	12,819,063	13,598,360	0.40
			200,464,770	223,251,466	6.59
		Total FRANCE	292,854,010	319,040,873	9.41
GERMANY					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	100,000	DEUTSCHE BANK AG FRN 19/11/30	12,266,950	12,878,071	0.38
			12,266,950	12,878,071	0.38
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	453,000	DEUTSCHE BANK NY 4.2500% 14/10/21	51,943,180	48,515,743	1.43
			51,943,180	48,515,743	1.43
		Total GERMANY	64,210,130	61,393,814	1.81
GUERNSEY					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	390,000	CRED SUIS GP FUN 4.55% 17/04/26	42,460,759	47,588,411	1.40
			42,460,759	47,588,411	1.40
		Total GUERNSEY	42,460,759	47,588,411	1.40
IRELAND					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	100,000	CLOVERIE PLC SW FRN 01/09/42	15,204,120	13,864,791	0.41
			15,204,120	13,864,791	0.41
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	405,000	AERCAP IRELAND 3.5000% 15/01/25	41,889,713	43,545,363	1.29
USD	315,000	AIB GROUP PLC 4.7500% 12/10/23	35,944,052	36,089,902	1.06

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at November 30, 2020
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
IRELAND (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
EUR	258,000	AIB GROUP PLC 1.5000% 29/03/23	33,679,796	33,223,365	0.98
EUR	100,000	AIB GROUP PLC 1.2500% 28/05/24	12,184,133	12,913,571	0.38
			123,697,694	125,772,201	3.71
		Total IRELAND	138,901,814	139,636,992	4.12
JAPAN					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	635,000	SUMITOMO MITSUI FG 3.1020% 17/01/23	71,523,195	69,912,781	2.06
USD	290,000	MITSUBISHI UFJ FIN 2.527% 13/09/23	30,038,199	31,865,652	0.94
USD	200,000	SUMITOMO MITSUI FG 2.3480% 15/01/25	21,611,000	22,064,862	0.65
			123,172,394	123,843,295	3.65
		Total JAPAN	123,172,394	123,843,295	3.65
LUXEMBOURG					
FLOATING RATE NOTE					
USD	200,000	SWISS RE FIN FRN 02/04/49	22,020,999	24,243,938	0.71
			22,020,999	24,243,938	0.71
		Total LUXEMBOURG	22,020,999	24,243,938	0.71
NETHERLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	700,000	ING BANK NV FRN 11/04/28	84,853,553	92,508,859	2.74
EUR	200,000	COOPERATIEVE RAB FRN 29/12/68	24,289,413	27,191,979	0.80
EUR	200,000	ABN AMRO BANK NV FRN 22/09/69	24,266,014	26,185,626	0.77
USD	200,000	ZURICH INS FRN 01/06/48	21,409,006	24,374,282	0.72
EUR	100,000	DEMETER ZURICH FRN 01/10/46	13,937,875	14,322,514	0.42
			168,755,861	184,583,260	5.45
STRAIGHT FIXED BOND					
GBP	180,000	COOP RABOBANK UA 5.25% 14/9/27	30,986,191	31,174,831	0.92
GBP	100,000	ING GROEP NV 3.0000% 18/02/26	14,142,506	15,345,960	0.45
			45,128,697	46,520,791	1.37
		Total NETHERLANDS	213,884,558	231,104,051	6.82

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at November 30, 2020
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
SWEDEN					
FLOATING RATE NOTE					
USD	300,000	NORDEA BANK AB FRN 13/09/33	33,414,018	36,201,612	1.07
			33,414,018	36,201,612	1.07
		Total SWEDEN	33,414,018	36,201,612	1.07
SWITZERLAND					
FLOATING RATE NOTE					
USD	600,000	UBS GROUP FRN 29/12/49	70,280,823	71,171,444	2.10
GBP	350,000	CREDIT SUISSE FRN 12/09/25	53,007,822	50,804,844	1.50
EUR	150,000	CREDIT SUISSE FRN 24/06/27	19,349,423	19,448,938	0.57
			142,638,068	141,425,226	4.17
		Total SWITZERLAND	142,638,068	141,425,226	4.17
UNITED KINGDOM					
FLOATING RATE NOTE					
USD	1,140,000	ROYAL BK SCOTLAND FRN 15/05/23	125,944,322	123,621,906	3.65
USD	600,000	NATWEST GROUP FRN 08/05/30	73,818,508	73,775,712	2.18
GBP	458,000	HSBC HOLDINGS FRN 13/11/26	66,252,315	67,105,842	1.98
USD	495,000	NATIONWIDE BLDG FRN 18/10/32	55,608,277	56,937,852	1.68
EUR	388,000	ROYAL BK SCOTLAND FRN 02/03/26	51,047,788	51,087,301	1.51
GBP	230,000	RSA INSURANCE FRN 10/10/45	37,165,572	37,038,109	1.09
GBP	144,000	ROYAL BK SCOTLAND FRN 28/03/27	20,898,428	21,815,806	0.64
GBP	100,000	YORKSHIRE BLD SOC 3.0000% 18/04/25	14,511,116	14,737,073	0.43
EUR	100,000	NATWEST GROUP FRN 15/11/25	12,030,850	12,656,744	0.37
			457,277,176	458,776,345	13.53
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	375,000	HSBC HDGS PLC 4.375% 23/11/26	40,897,955	44,670,473	1.32
USD	360,000	HSBC HOLDINGS 4.2500% 18/08/25	42,479,361	42,251,948	1.25
USD	235,000	LLOYDS BK GR PLC 4.3440% 09/01/48	26,469,199	30,682,855	0.90
GBP	100,000	HSBC HDGS PL 5.7500% 20/12/27	16,860,847	17,393,523	0.51
			126,707,362	134,998,799	3.98
		Total UNITED KINGDOM	583,984,538	593,775,144	17.51

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at November 30, 2020
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	1,049,000	BANK OF AMER CRP FRN 20/12/28	91,486,112	123,125,028	3.64
USD	590,000	WELLS FARGO CO FRN 11/02/31	64,587,846	65,255,238	1.92
USD	465,000	BANK OF AMERICA FRN 24/04/28	51,573,010	55,322,922	1.63
USD	390,000	WELLS FARGO&CO FRN 22/05/28	44,591,644	45,937,686	1.35
EUR	313,000	MORGAN STANLEY FRN 23/10/26	40,306,352	41,440,768	1.22
EUR	200,000	CITIGROUP INC FRN 24/07/26	25,260,462	26,498,958	0.78
USD	170,000	MORGAN STANLEY FRN 22/07/38	19,051,058	21,916,787	0.65
USD	155,000	GOLDMAN SACHS GP FRN 31/10/38	17,570,022	19,795,467	0.58
USD	126,000	MORGAN STANLEY FRN 24/01/29	14,013,091	15,176,507	0.45
USD	63,000	METLIFE INC FRN 29/12/49	7,757,197	6,544,690	0.19
USD	57,000	CITIGROUP INC FRN 30/07/69	6,265,726	6,071,761	0.18
USD	46,000	METLIFE INC FRN 15/03/69	4,869,619	4,964,533	0.15
USD	44,000	BANK OF NY MELLON FRN 29/12/49	4,623,912	4,826,681	0.14
			391,956,051	436,877,026	12.88
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	595,000	CITIGROUP INC 4.3% 20/11/26	68,516,145	71,709,155	2.12
USD	470,000	WELLS FARGO & CO 5.375% 02/11/43	48,188,063	69,173,618	2.04
USD	490,000	METLIFE INC 6.4% 15/12/36	40,289,295	65,206,356	1.92
USD	490,000	BK OF AMERICA CORP 3.95% 21/4/25	58,265,019	57,292,034	1.69
USD	470,000	GOLDMAN SACHS GP 3.5% 16/11/26	49,531,546	54,905,947	1.62
USD	408,000	BANK OF AMER C 4.0000% 01/04/24	44,193,405	47,138,210	1.39
USD	450,000	WEA FINANCE L 2.8750% 15/01/27	47,993,534	46,940,832	1.38
EUR	343,000	GOLDMAN SACHS GP 1.625% 27/7/26	39,959,910	46,184,160	1.36
USD	406,000	AIR LEASE CORP 3.2500% 01/03/25	44,866,918	44,623,470	1.32
USD	379,000	GOLDMAN SACHS GP 4% 03/03/24	41,973,652	43,762,683	1.29
USD	340,000	GOLDMAN SACHS GP 3.5% 23/01/25	40,205,103	38,951,202	1.15
GBP	242,000	MORGAN STANLEY 2.625% 09/03/27	33,594,407	37,116,538	1.09
USD	215,000	UNITED HEALTH GP 5.95% 15/02/41	22,120,936	34,580,538	1.02
USD	255,000	MORGAN STANLEY 3.625% 20/01/27	28,686,879	30,375,496	0.90
USD	250,000	MORGAN STANLEY 3.7% 23/10/24	26,790,802	28,978,623	0.85
USD	190,000	CITIGROUP INC 4.6500% 23/07/48	21,360,001	27,432,538	0.81
USD	202,000	MUFG AMERICAS HLDGS 3% 10/02/25	23,560,753	22,886,516	0.67
USD	170,000	AMER INTL GROUP 3.8750% 15/01/35	19,789,261	21,329,943	0.63
USD	180,000	VENTAS REALTY 3.25% 15/10/26	18,485,198	20,446,893	0.60
USD	166,000	MORGAN STANLEY 3.75% 25/02/23	16,153,734	18,553,453	0.55
GBP	100,000	GOLDMAN SACHS GP 4.25% 29/01/26	17,142,666	16,122,737	0.48
GBP	100,000	CITIGROUP INC 2.7500% 24/01/24	13,994,195	14,770,595	0.44
USD	91,000	AETNA INC 3.8750% 15/08/47	9,624,560	11,400,865	0.34
USD	90,000	CAPITAL ONE FIN 3.75% 09/03/27	10,037,749	10,685,383	0.32
USD	80,000	NORTHWESTERN 3.8500% 30/09/47	9,330,583	9,910,964	0.29
USD	65,000	ANTHEM INC 4.6250% 15/05/42	5,253,799	8,877,085	0.26
USD	70,000	GUARDIAN LIFE 3.7000% 22/01/70	7,618,869	8,026,292	0.24

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at November 30, 2020
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	48,000	MARKEL CORPORATION 5% 30/03/43	4,381,814	6,260,960	0.18
USD	30,000	PRUDENTIAL FIN 3.7000% 13/03/51	3,502,519	3,737,708	0.11
			815,411,315	917,380,794	27.06
		Total UNITED STATES OF AMERICA	1,207,367,366	1,354,257,820	39.94
Total Investments			3,085,780,239	3,300,670,207	97.34

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2020****Note 1 - Organisation**The Trust

GIM (Cayman Islands) Trust (the "Trust") was established by a Trust Deed dated April 11, 2012, as amended on July 31, 2015 entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and JPMAM Japan Fund Limited (the "Management Company"). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Fund

Global Financial Sector Bond Fund (the "Fund") is a Series Trust of the Trust and is constituted pursuant to the Declaration of Trust and a Supplemental Trust Deed dated April 11, 2012 executed by the Trustee and the Management Company. Other Series Trusts of the Trust may be offered on different terms, as determined by the Trustee and the Management Company, in their sole and absolute discretion. The Trustee and the Management Company may establish other Series Trusts without obtaining the consent of a Unitholders Resolution or a Series Trust Resolution.

The Investment Objective of the Fund is to seek a high level of return from income gains such as interest received from investments and medium to long-term capital appreciation by investing in bonds and other debt securities (such as senior bonds and Hybrid Securities) issued primarily by financial institutions (including, but not limited to, National Champion Financial Institutions) and denominated primarily in US Dollars, Euros and Great British Pounds ("Financial Bonds, etc.").

The base currency of the Fund is the Japanese Yen. The investments of the Fund are expected to be largely denominated in currencies other than the Japanese Yen. The Investment Manager intends to hedge the investments of the Fund against adverse movements in the currencies of the Fund's investments. To that effect, the Investment Manager on behalf of the Fund may enter into foreign exchange contracts, including spot and forward transactions, currency swaps, futures and options derivatives.

Whilst the foreign exchange hedging transactions described in the preceding paragraphs are intended to reduce currency risk, they do not completely eliminate such foreign exchange risk. Nothing obliges the Investment Manager to enter into any hedging transactions.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

VALUATION OF INVESTMENTS

- (a) any security which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its last available traded price on the relevant valuation day or, if no sales occurred on such day, at whichever of the last middle market, bid or offer price may be available as at the relevant valuation day as adjusted in such manner as the Administrator, in its discretion, thinks fit, having regard to the size of the holding, and where prices are available on more than one exchange or over-the-counter market for a particular security the price is the last traded price or whichever of the last middle market, bid or offer price may be available, as the case may be, on the exchange or over-the-counter market which constitutes the main market for such security or the one which the Administrator determines provides the fairest criteria in ascribing a value to such security;
- (b) any security which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market, but which is not regularly traded thereon or in respect of which no prices as described above are available is valued at the probable realisation value estimated with care and in good faith by the Administrator or a competent person approved for such purpose by the Administrator having regard to its cost price, the price at which any recent transaction in the security may have been effected, the size of the holding having regard to the total amount of such security in issue, and such other factors as the Administrator in its discretion deems relevant in considering a positive or negative adjustment to the valuation;

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2020 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***VALUATION OF INVESTMENTS (CONTINUED)*

- (c) any security which is not listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its probable realisation value estimated with care and good faith annually or at any such time as deemed necessary by the Administrator or any other competent person approved for the purpose by the Administrator;
- (d) derivative instruments dealt in or traded on an exchange or market are valued at the relevant settlement price on the applicable exchange or market. If such price is not available the value of such instruments is the probable realisation value estimated with care and in good faith by a competent person approved for the purpose by the Administrator. Derivative instruments which are not dealt in or traded on an exchange or market are valued on the basis of the valuation obtained from the counterparty to the transaction;
- (e) investments in a collective investment scheme or other open-ended investment company are valued at the latest available net asset value of the shares or units in that collective investment scheme or other open-ended investment company;
- (f) deposits are valued at their face value plus accrued interest;
- (g) any value (whether of an investment or of cash or amounts on current or deposit account) in a currency other than Japanese Yen is converted into Japanese Yen equivalent using the WM/Reuters closing spot rates at 4.00 pm (London time); and
- (h) short-term investments that have a remaining maturity of 60 calendar days or less may be valued at amortised cost or by amortising the difference between market value and the face amount on the sixty-first day prior to maturity.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in Japanese Yen ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at November 30, 2020:

1 JPY	=	0.01302	AUD
1 JPY	=	0.01243	CAD
1 JPY	=	0.00802	EUR
1 JPY	=	0.00718	GBP
1 JPY	=	0.00959	USD

Global Financial Sector Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at November 30, 2020 (continued)**Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS*

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Net unrealised gains are recorded as an asset and net unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Management fees and Sales Administration fees

The Management Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, the Management fees at an annual rate of 0.10% and the Sales Administration fees at an annual rate of 0.65% of the Fund's Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and are accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Management Company is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Note 4 - Investment Management fees

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Fund, the Investment Management fees at an annual rate of 0.45% of the Fund's Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and are accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Investment Manager is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Note 5 - Administration and Custody fees

The Administrator and Custodian are entitled to receive out of the assets of the Fund, the Administration and Custody fees at an annual rate of 0.10% of the Fund's Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and are accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Administrator and Custodian are reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Note 6 - Agent Company fees and Remuneration of the Distributor

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, the Agent Company fees at an annual rate of 0.20% of the Fund's Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and are accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Agent Company is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Further, the Distributor is remunerated for its services out of the Agent Company fees and such remuneration is the responsibility of the Agent Company. The Distributor is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2020 (continued)****Note 7 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund, the annual Trustee fees of JPY 1,000,000 payable quarterly in arrears on an accounting year basis within thirty (30) Business Days from the last Business Day in that quarter, plus fees for additional time, out-of-pocket expenses and start-up expenses.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Management fees	4,124,045
Agent Company fees and Remuneration of the Distributor	1,831,643
Management fees and Sales Administration fees	6,866,049
Administration and Custody fees	916,096
Trustee fees	250,000
Out-of-pocket expenses	91,461
Professional fees	2,878,331
Other expenses	250,000
Accrued expenses	<u>17,207,625</u>

Note 9 - Distributions

The Fund intends to declare distributions. It is anticipated that the Fund will declare a distribution on a monthly basis to Unitholders on the Record Date.

Distributions may be made from income gains, capital gains and capital. Distributions are allowed only if sufficient assets of the relevant Class remain to satisfy any debt, obligation or liability that is or known to become due and payable in the normal course of business.

For the year ended November 30, 2020, the Fund distributed a total amount of JPY 61,681,760.

Distributions were done to relevant class Unitholders in the following respective manner:

JPY 1,360,300 for JPY (1301) Class
 JPY 1,270,980 for JPY (1302) Class
 JPY 2,080,760 for JPY (1303) Class
 JPY 1,307,330 for JPY (1304) Class
 JPY 2,555,760 for JPY (1305) Class
 JPY 1,254,320 for JPY (1306) Class
 JPY 772,060 for JPY (1307) Class
 JPY 1,009,990 for JPY (1308) Class
 JPY 5,143,000 for JPY (1309) Class
 JPY 647,740 for JPY (1310) Class
 JPY 5,988,620 for JPY (1401) Class
 JPY 3,505,320 for JPY (1404) Class
 JPY 10,895,680 for JPY (1407) Class
 JPY 12,155,180 for JPY (1410) Class
 JPY 11,734,720 for JPY (1501) Class

Note 10 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2020 (continued)****Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases**Subscriptions

<i>Class</i>	<i>Application period</i>	<i>Issue date</i>	<i>Issue Price per Unit and minimum subscription</i>
JPY (1301) Class	From January 9, 2013 until January 30, 2013	January 30, 2013	JPY 10,000
JPY (1302) Class	From February 6, 2013 until February 27, 2013	February 27, 2013	JPY 10,000
JPY (1303) Class	From March 6, 2013 until March 28, 2013	March 28, 2013	JPY 10,000
JPY (1304) Class	From April 3, 2013 until April 24, 2013	April 24, 2013	JPY 10,000
JPY (1305) Class	From May 8, 2013 until May 30, 2013	May 30, 2013	JPY 10,000
JPY (1306) Class	From June 5, 2013 until June 27, 2013	June 27, 2013	JPY 10,000
JPY (1307) Class	From July 8, 2013 until July 30, 2013	July 30, 2013	JPY 10,000
JPY (1308) Class	From August 7, 2013 until August 29, 2013	August 29, 2013	JPY 10,000
JPY (1309) Class	From September 2, 2013 until September 27, 2013	September 27, 2013	JPY 10,000
JPY (1310) Class	From October 1, 2013 until October 30, 2013	October 30, 2013	JPY 10,000
JPY (1401) Class	From January 8, 2014 until January 30, 2014	January 30, 2014	JPY 10,000
JPY (1404) Class	From April 1, 2014 until April 28, 2014	April 28, 2014	JPY 10,000
JPY (1407) Class	From July 1, 2014 until July 30, 2014	July 30, 2014	JPY 10,000
JPY (1410) Class	From October 1, 2014 until October 30, 2014	October 30, 2014	JPY 10,000
JPY (1501) Class	From January 6, 2015 until January 29, 2015	January 29, 2015	JPY 10,000

Redemptions

A Unitholder may request that the Fund redeem all or part of such Unitholder's Units as of each Redemption Day at the Net Asset Value per Unit as at such Redemption Day. Each Business Day is a Redemption Day, provided that the Management Company and the Trustee may, in their absolute discretion, determine any other days to also be Redemption Days.

Unitholders need to submit a Redemption Request to redeem Units as of a Redemption Day to the Administrator by 12.00 pm Luxembourg time on the specified Redemption Day. Any Redemption Requests received by the Administrator after this deadline will be held over to the next Redemption Day.

Redemption Requests must specify the Redemption Day on which the requested redemption is to be effected and a specific number of the Unitholder's Units to be redeemed for each Class on the relevant Redemption Day.

As soon as reasonably practical after a Redemption Request has been received, the Administrator will notify the redeeming Unitholder whether such Redemption Request has been or will be met and advise the Unitholder of the redemption amount payable to it. It is expected that redemption proceeds will generally be paid within four Business Days from and including the relevant Redemption Day in Japanese Yen.

The Management Company may, in consultation with the Trustee, waive or modify any of the terms governing redemptions made by Unitholders. Without prejudice to the generality of the foregoing, the Management Company may, in consultation with the Trustee, refuse to accept all or part of any Redemption Request if it is of the opinion that the relevant redemption will be prejudicial to any other Unitholders or the proper management of the assets of the Fund or if to pay such proceeds would be contrary to the anti-money laundering laws of any jurisdiction.

The Management Company, in consultation with the Trustee, may decline to accept or process redemptions if the Management Company, in consultation with the Trustee, determines that a Suspension Event has occurred. In the event that a Redemption Request is not accepted because of the occurrence of a Suspension Event, such Redemption Request will be treated as revoked and a Unitholder will need to submit a new Redemption Request once the Management Company in consultation with the Trustee has determined that the Suspension Event has ceased and that Redemption Requests may be submitted.

Except where a Suspension Event has occurred, all Redemption Requests are irrevocable subject to the discretion of the Trustee and the Management Company to consent to waive part or all of a Redemption Request at the written request of a Unitholder.

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2020 (continued)****Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)**Redemption fees

Redemptions of Units may be subject to a Redemption Fee, depending on the period of time that such Units have been in issue before they are redeemed, as further detailed below. The Redemption Fee must be paid to and shall be retained by the Management Company.

The following Redemption Fee is a percentage fraction of the aggregate subscription price paid by the Unitholder that first subscribed for the Units to be redeemed.

<i>Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:</i>	<i>JPY (1301) Class Units</i>	<i>JPY (1302) Class Units</i>	<i>JPY (1303) Class Units</i>	<i>Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:</i>
Up to 1 year	From 30 January 2013 to 29 January 2014	From 27 February 2013 to 26 February 2014	From 28 March 2013 to 27 March 2014	3%
1 year to 2 years	From 30 January 2014 to 29 January 2015	From 27 February 2014 to 26 February 2015	From 28 March 2014 to 27 March 2015	2.5%
2 years to 3 years	From 30 January 2015 to 29 January 2016	From 27 February 2015 to 26 February 2016	From 28 March 2015 to 27 March 2016	2%
3 years to 4 years	From 30 January 2016 to 29 January 2017	From 27 February 2016 to 26 February 2017	From 28 March 2016 to 27 March 2017	1.5%
4 years to 5 years	From 30 January 2017 to 29 January 2018	From 27 February 2017 to 26 February 2018	From 28 March 2017 to 27 March 2018	1%
5 years to 6 years	From 30 January 2018 to 29 January 2019	From 27 February 2018 to 26 February 2019	From 28 March 2018 to 27 March 2019	0.5%
After 6 years	From 30 January 2019	From 27 February 2019	From 28 March 2019	0%

<i>Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:</i>	<i>JPY (1304) Class Units</i>	<i>JPY (1305) Class Units</i>	<i>JPY (1306) Class Units</i>	<i>Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:</i>
Up to 1 year	From 24 April 2013 to 23 April 2014	From 30 May 2013 to 29 May 2014	From 27 June 2013 to 26 June 2014	3%
1 year to 2 years	From 24 April 2014 to 23 April 2015	From 30 May 2014 to 29 May 2015	From 27 June 2014 to 26 June 2015	2.5%
2 years to 3 years	From 24 April 2015 to 23 April 2016	From 30 May 2015 to 29 May 2016	From 27 June 2015 to 26 June 2016	2%
3 years to 4 years	From 24 April 2016 to 23 April 2017	From 30 May 2016 to 29 May 2017	From 27 June 2016 to 26 June 2017	1.5%
4 years to 5 years	From 24 April 2017 to 23 April 2018	From 30 May 2017 to 29 May 2018	From 27 June 2017 to 26 June 2018	1%
5 years to 6 years	From 24 April 2018 to 23 April 2019	From 30 May 2018 to 29 May 2019	From 27 June 2018 to 26 June 2019	0.5%
After 6 years	From 24 April 2019	From 30 May 2019	From 27 June 2019	0%

Global Financial Sector Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at November 30, 2020 (continued)

Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Redemption fees (continued)

<i>Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:</i>	<i>JPY (1307) Class Units</i>	<i>JPY (1308) Class Units</i>	<i>JPY (1309) Class Units</i>	<i>Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:</i>
Up to 1 year	From 30 July 2013 to 29 July 2014	From 29 August 2013 to 28 August 2014	From 27 September 2013 to 26 September 2014	3%
1 year to 2 years	From 30 July 2014 to 29 July 2015	From 29 August 2014 to 28 August 2015	From 27 September 2014 to 26 September 2015	2.5%
2 years to 3 years	From 30 July 2015 to 29 July 2016	From 29 August 2015 to 28 August 2016	From 27 September 2015 to 26 September 2016	2%
3 years to 4 years	From 30 July 2016 to 29 July 2017	From 29 August 2016 to 28 August 2017	From 27 September 2016 to 26 September 2017	1.5%
4 years to 5 years	From 30 July 2017 to 29 July 2018	From 29 August 2017 to 28 August 2018	From 27 September 2017 to 26 September 2018	1%
5 years to 6 years	From 30 July 2018 to 29 July 2019	From 29 August 2018 to 28 August 2019	From 27 September 2018 to 26 September 2019	0.5%
After 6 years	From 30 July 2019	From 29 August 2019	From 27 September 2019	0%

<i>Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:</i>	<i>JPY (1310) Class Units</i>	<i>JPY (1401) Class Units</i>	<i>JPY (1404) Class Units</i>	<i>Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:</i>
Up to 1 year	From 30 October 2013 to 29 October 2014	From 30 January 2014 to 29 January 2015	From 28 April 2014 to 27 April 2015	3%
1 year to 2 years	From 30 October 2014 to 29 October 2015	From 30 January 2015 to 29 January 2016	From 28 April 2015 to 27 April 2016	2.5%
2 years to 3 years	From 30 October 2015 to 29 October 2016	From 30 January 2016 to 29 January 2017	From 28 April 2016 to 27 April 2017	2%
3 years to 4 years	From 30 October 2016 to 29 October 2017	From 30 January 2017 to 29 January 2018	From 28 April 2017 to 27 April 2018	1.5%
4 years to 5 years	From 30 October 2017 to 29 October 2018	From 30 January 2018 to 29 January 2019	From 28 April 2018 to 27 April 2019	1%
5 years to 6 years	From 30 October 2018 to 29 October 2019	From 30 January 2019 to 29 January 2020	From 28 April 2019 to 27 April 2020	0.5%
After 6 years	From 30 October 2019	From 30 January 2020	From 28 April 2020	0%

<i>Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:</i>	<i>JPY (1407) Class Units</i>	<i>JPY (1410) Class Units</i>	<i>JPY (1501) Class Units</i>	<i>Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:</i>
Up to 1 year	From 30 July 2014 to 29 July 2015	From 30 October 2014 to 29 October 2015	From 29 January 2015 to 28 January 2016	3%
1 year to 2 years	From 30 July 2015 to 29 July 2016	From 30 October 2015 to 29 October 2016	From 29 January 2016 to 28 January 2017	2.5%
2 years to 3 years	From 30 July 2016 to 29 July 2017	From 30 October 2016 to 29 October 2017	From 29 January 2017 to 28 January 2018	2%
3 years to 4 years	From 30 July 2017 to 29 July 2018	From 30 October 2017 to 29 October 2018	From 29 January 2018 to 28 January 2019	1.5%
4 years to 5 years	From 30 July 2018 to 29 July 2019	From 30 October 2018 to 29 October 2019	From 29 January 2019 to 28 January 2020	1%
5 years to 6 years	From 30 July 2019 to 29 July 2020	From 30 October 2019 to 29 October 2020	From 29 January 2020 to 28 January 2021	0.5%
After 6 years	From 30 July 2020	From 30 October 2020	From 29 January 2021	0%

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2020 (continued)****Note 12 - Forward foreign exchange contracts**

As at November 30, 2020, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge a portion of the portfolio as described in Note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
USD	22,506,113	JPY	2,340,228,476	December 03, 2020	6,403,100
JPY	2,314,168,456	USD	22,165,058	December 03, 2020	3,097,458
GBP	2,874,089	JPY	398,188,380	December 03, 2020	1,911,593
EUR	5,113,466	JPY	637,230,493	December 03, 2020	611,770
JPY	6,104,695	USD	58,166	December 03, 2020	39,832
JPY	8,241,697	USD	78,716	December 03, 2020	34,164
JPY	5,278,922	USD	50,409	December 03, 2020	22,953
JPY	5,613,695	USD	53,682	December 03, 2020	16,405
JPY	5,099,020	USD	48,865	January 05, 2021	8,072
USD	63,920	JPY	6,677,411	December 03, 2020	(12,646)
USD	33,010	JPY	3,455,003	December 03, 2020	(13,098)
JPY	12,662,676	USD	121,591	December 03, 2020	(15,221)
USD	29,732	EUR	24,992	December 03, 2020	(17,441)
USD	57,992	JPY	6,065,874	December 03, 2020	(19,225)
JPY	6,928,138	USD	66,673	December 03, 2020	(23,650)
JPY	6,303,633	USD	60,766	December 03, 2020	(32,262)
USD	43,096	GBP	32,535	December 03, 2020	(35,693)
JPY	5,229,956	EUR	42,262	December 03, 2020	(41,758)
JPY	8,140,720	USD	78,800	December 03, 2020	(75,530)
JPY	10,864,937	EUR	87,829	December 03, 2020	(90,705)
JPY	637,426,850	EUR	5,113,466	January 05, 2021	(635,082)
JPY	398,093,823	GBP	2,874,089	January 05, 2021	(1,910,832)
JPY	2,338,299,702	USD	22,506,113	January 05, 2021	(6,441,238)
JPY	385,017,226	GBP	2,841,554	December 03, 2020	(10,553,568)
JPY	604,520,977	EUR	4,958,382	December 03, 2020	(13,976,385)
					(21,748,987)

Note 13 - Future contracts

As at November 30, 2020, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
Long Positions					
AUD	4	FUT AUST 10Y BOND	Dec 2020	45,710,089	243,757
EUR	3	FUT EURO-BOBL	Dec 2020	50,666,890	41,162
EUR	4	FUT EURO-BUND	Dec 2020	87,448,407	729,693
EUR	14	FUT EURO-SCHATZ	Dec 2020	196,150,214	82,948
GBP	1	FUT LONG GILT	Mar 2021	18,687,863	19,490
JPY	2	FUT 10YR MINI JGB	Dec 2020	30,400,000	20,000
CAD	3	FUT CAN 10YR BOND	Mar 2021	35,907,643	(12,070)
USD	1	FUT US LONG BOND(CBT)	Mar 2021	18,218,798	(29,327)
USD	2	FUT US ULTRA BOND CBT	Mar 2021	44,994,664	(410,583)
USD	5	FUT US 10YR ULTRA	Mar 2021	81,872,170	(142,560)
				610,056,738	542,510

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2020 (continued)****Note 13 - Future contracts (continued)**

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
<i>Short Positions</i>					
USD	(16)	FUT US 10YR NOTE (CBT)	Mar 2021	(230,447,757)	(35,849)
USD	(2)	FUT US 2YR NOTE (CBT)	Mar 2021	(46,056,967)	(21,186)
USD	(19)	FUT US 5YR NOTE (CBT)	Mar 2021	(249,634,357)	(185,751)
				(526,139,081)	(242,786)
					299,724

Note 14 - Termination

During the year ended November 30, 2020, the following classes were terminated:

	Termination date	Value date	Amount per unit	Number of Units	Total amount
JPY (1301) Class (in JPY)	January 29, 2020	February 3, 2020	10,448	66,915	699,135,302
JPY (1302) Class (in JPY)	February 26, 2020	March 2, 2020	10,425	38,171	397,918,371
JPY (1303) Class (in JPY)	March 27, 2020	April 1, 2020	9,469	30,889	292,483,759
JPY (1304) Class (in JPY)	April 23, 2020	April 28, 2020	9,873	20,083	198,277,964
JPY (1305) Class (in JPY)	May 29, 2020	June 4, 2020	10,071	38,556	388,308,153
JPY (1306) Class (in JPY)	June 26, 2020	July 1, 2020	10,754	16,726	179,872,928
JPY (1307) Class (in JPY)	July 29, 2020	August 3, 2020	10,648	8,052	85,735,435
JPY (1308) Class (in JPY)	August 28, 2020	September 3, 2020	10,728	10,002	107,301,115
JPY (1309) Class (in JPY)	September 25, 2020	September 30, 2020	10,610	51,430	545,658,468
JPY (1310) Class (in JPY)	October 29, 2020	November 4, 2020	10,423	1,834	19,115,667

Note 15 - Significant event

Since the beginning of 2020, the spread of a novel coronavirus disease, known as COVID-19, has negatively impacted the global economy and financial markets and caused significant volatility.

The impact of the COVID-19 outbreak on the financial performance of the Fund's investments will depend on future developments, including the duration and spread of the outbreak and related advisories and restrictions. These developments and the impact of COVID-19 on the financial markets and the overall economy are highly uncertain and cannot be predicted. If the financial markets and/or the overall economy are impacted for an extended period, the Fund's future investment results may be materially adversely affected.

In this context, the Trustee, in conjunction with the Management Company, is continuously watching governments' efforts to contain the spread of the virus and is closely monitoring the potential economic impact on the Fund's performance.

The Fund is in full capacity to continue its usual operations in accordance with its investment policy and its offering memorandum. The Fund's unaudited net asset values are available on a daily basis.

(2) 【2019年11月30日終了会計年度】

【貸借対照表】

GIM世界金融債券ファンド

純資産計算書

2019年11月30日現在

	注記	円
資産		
投資有価証券、時価 （取得原価：7,541,698,220円）	2	8,067,577,649
銀行預金		67,818,525
デリバティブに係る未収証拠金		48,224,178
未収収益		78,351,005
資産合計		8,261,971,357
負債		
先物契約に係る未実現損失	13	5,734,072
先渡外国為替契約に係る未実現損失	12	104,071,566
買戻に係る未払金		542,438,388
未払費用	8	40,120,338
未払利息		512
負債合計		692,364,876
純資産		7,569,606,481

添付の注記は財務書類の一部である。

GIM世界金融債券ファンド

純資産計算書（続き）

2019年11月30日現在

受益証券クラス別：

	受益証券1口 当たり純資産価格 （円）	発行済 受益証券口数	純資産 （円）
円投資型1301	10,350	69,365	717,910,419
円投資型1302	10,273	44,536	457,514,280
円投資型1303	10,295	58,519	602,426,230
円投資型1304	10,189	28,562	291,017,084
円投資型1305	10,242	43,946	450,083,524
円投資型1306	10,773	18,886	203,455,460
円投資型1307	10,515	9,972	104,853,885
円投資型1308	10,632	12,611	134,076,542
円投資型1309	10,559	51,510	543,870,421
円投資型1310	10,411	10,444	108,731,716
円投資型1401	10,337	52,101	538,583,878
円投資型1404	10,141	30,621	310,542,784
円投資型1407	10,071	93,839	945,028,328
円投資型1410	10,137	110,859	1,123,731,586
円投資型1501	9,949	104,306	1,037,780,344

添付の注記は財務書類の一部である。

【損益計算書】

GIM世界金融債券ファンド
損益計算書
2019年11月30日終了会計年度

	注記	円
収益		
債券に係る受取利息（源泉徴収税控除後）		558,502,235
収益合計		558,502,235
費用		
投資運用報酬	4	68,123,539
代行協会員報酬および販売会社報酬	6	30,256,165
管理報酬および販売管理報酬	3	113,417,297
管理事務代行および保管報酬	5	15,164,560
銀行口座に係る支払利息		959,708
コルレス銀行報酬		795,884
銀行手数料		4,240,200
受託報酬	7	1,000,000
弁護士報酬		993,496
国外の登録手数料		16,569,069
立替費用		1,510,851
専門家報酬		2,893,106
その他の費用		10,153
費用合計		255,934,028
投資純収益		302,568,207
投資に係る実現純利益		500,598,630
先物契約に係る実現純損失		(55,731,575)
外国通貨および先渡外国為替契約に係る実現純利益		343,589,125
当期実現純利益		788,456,180
投資に係る未実現純損益の変動		207,979,745
先物契約に係る未実現純損益の変動		(10,259,281)
先渡外国為替契約に係る未実現純損益の変動		58,719,656
当期末実現純利益		256,440,120
運用による純資産の純増加額		1,347,464,507

添付の注記は財務書類の一部である。

GIM世界金融債券ファンド
純資産変動計算書
2019年11月30日終了会計年度

	注記	円
期首純資産		19,017,411,874
投資純利益		302,568,207
当期実現純利益		788,456,180
当期末実現純利益		256,440,120
運用による純資産の純増加額		1,347,464,507
受益証券の買戻による支払	11	(12,612,134,380)
		(12,612,134,380)
受益者に対する分配支払額	9	(183,135,520)
期末純資産		7,569,606,481

添付の注記は財務書類の一部である。

GIM世界金融債券ファンド
発行済受益証券口数変動計算書
2019年11月30日終了会計年度
（未監査）

円投資型1206

期首発行済受益証券口数	163,410
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(163,410)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1209

期首発行済受益証券口数	587,822
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(587,822)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1211

期首発行済受益証券口数	70,302
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(70,302)
期末発行済受益証券口数	0

円投資型1301

期首発行済受益証券口数	90,795
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(21,430)
期末発行済受益証券口数	69,365

円投資型1302

期首発行済受益証券口数	53,671
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(9,135)
期末発行済受益証券口数	44,536

円投資型1303

期首発行済受益証券口数	60,179
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,660)
期末発行済受益証券口数	58,519

GIM世界金融債券ファンド
発行済受益証券口数変動計算書（続き）
2019年11月30日終了会計年度
（未監査）

円投資型1304

期首発行済受益証券口数	32,358
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(3,796)
期末発行済受益証券口数	28,562

円投資型1305

期首発行済受益証券口数	77,776
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(33,830)
期末発行済受益証券口数	43,946

円投資型1306

期首発行済受益証券口数	23,066
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(4,180)
期末発行済受益証券口数	18,886

円投資型1307

期首発行済受益証券口数	12,182
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(2,210)
期末発行済受益証券口数	9,972

円投資型1308

期首発行済受益証券口数	13,261
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(650)
期末発行済受益証券口数	12,611

円投資型1309

期首発行済受益証券口数	52,810
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,300)
期末発行済受益証券口数	51,510

GIM世界金融債券ファンド
発行済受益証券口数変動計算書（続き）
2019年11月30日終了会計年度
（未監査）

円投資型1310

期首発行済受益証券口数	13,154
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(2,710)
期末発行済受益証券口数	10,444

円投資型1401

期首発行済受益証券口数	352,601
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(300,500)
期末発行済受益証券口数	52,101

円投資型1404

期首発行済受益証券口数	34,781
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(4,160)
期末発行済受益証券口数	30,621

円投資型1407

期首発行済受益証券口数	102,309
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(8,470)
期末発行済受益証券口数	93,839

円投資型1410

期首発行済受益証券口数	116,370
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(5,511)
期末発行済受益証券口数	110,859

円投資型1501

期首発行済受益証券口数	108,506
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(4,200)
期末発行済受益証券口数	104,306

GIM世界金融債券ファンド

統計情報

2019年11月30日現在

（未監査）

	2019年	2018年	2017年
	円	円	円
期末純資産	7,569,606,481	19,017,411,874	23,491,960,412
円投資型1206			
期末純資産	-	1,631,670,416	2,408,322,587
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	9,985	10,695
円投資型1209			
期末純資産	-	5,754,038,298	7,244,203,774
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	9,789	10,487
円投資型1211			
期末純資産	-	681,087,862	902,121,621
期末受益証券1口当たり純資産価格	-	9,688	10,381
円投資型1301			
期末純資産	717,910,419	876,670,602	1,091,808,375
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,350	9,655	10,346
円投資型1302			
期末純資産	457,514,280	514,420,032	633,112,662
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,273	9,585	10,270
円投資型1303			
期末純資産	602,426,230	577,995,945	666,123,766
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,295	9,605	10,293
円投資型1304			
期末純資産	291,017,084	307,635,876	434,359,468
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,189	9,507	10,190
円投資型1305			
期末純資産	450,083,524	743,232,316	878,956,410
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,242	9,556	10,241
円投資型1306			
期末純資産	203,455,460	231,710,332	282,929,024
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,773	10,046	10,759

GIM世界金融債券ファンド

統計情報（続き）

2019年11月30日現在

（未監査）

	2019年	2018年	2017年
	円	円	円
円投資型1307			
期末純資産	104,853,885	119,477,050	165,094,038
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,515	9,808	10,508
円投資型1308			
期末純資産	134,076,542	131,488,465	161,735,793
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,632	9,915	10,622
円投資型1309			
期末純資産	543,870,421	520,071,794	590,867,258
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,559	9,848	10,550
円投資型1310			
期末純資産	108,731,716	127,750,143	175,384,896
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,411	9,712	10,406
円投資型1401			
期末純資産	538,583,878	3,401,106,535	3,711,715,532
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,337	9,646	10,336
円投資型1404			
期末純資産	310,542,784	329,150,275	410,007,052
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,141	9,464	10,142
円投資型1407			
期末純資産	945,028,328	961,529,538	1,319,323,772
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,071	9,398	10,074
円投資型1410			
期末純資産	1,123,731,586	1,100,742,819	1,219,171,063
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,137	9,459	10,138
円投資型1501			
期末純資産	1,037,780,344	1,007,633,576	1,196,723,321
期末受益証券1口当たり純資産価格	9,949	9,286	9,956

GIM世界金融債券ファンド

財務書類に対する注記

2019年11月30日現在

注記 1 - 組織

トラスト

GIM（ケイマン諸島）トラスト（以下「トラスト」という）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という）とJPMAMジャパン・ファンド・リミテッド（以下「管理会社」という）が締結した2012年4月11日付の信託証書（2015年7月31日修正）に従って設立された。トラストはケイマン諸島の信託法（改正）に基づくユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正）に基づくミューチュアル・ファンドとしての規制を受けており、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という）に登録されているため、目論見書および監査済財務書類を毎年CIMAに提出する必要がある。

ファンド

GIM世界金融債券ファンド（以下「ファンド」という）はトラストのシリーズ・トラストであり、受託会社と管理会社によって締結された2012年4月11日付の信託宣言および補遺信託証書に従って構成されている。トラストの他のシリーズ・トラストが、受託会社および管理会社が単独かつ絶対的な裁量において決定した別の条件で募集される場合がある。受託会社および管理会社は、受益者決議またはシリーズ・トラスト決議による同意を得ることなく他のシリーズ・トラストを設立することができる。

ファンドの投資目的は、主として金融機関（国を代表するような一流の金融機関を含むがこれに限定されない）により発行される、主に米ドル、ユーロおよび英ポンド建てのシニア債やハイブリッド証券等の社債およびその他の債券（以下「金融債券等」という）への投資を通じて、投資による受取利息等のインカム・ゲインおよび中長期的な元本成長による高水準の投資収益を追求することである。

ファンドの基準通貨は日本円である。ファンドの投資の大部分は、日本円以外の通貨建てとなる見込みである。投資運用会社はヘッジを行い、ファンドの投資がファンドの投資通貨の不利な為替変動によって受ける影響を回避する意向である。そのため、投資運用会社はファンドの代理人として、スポット取引、先渡し取引、通貨スワップ、先物およびオプション・デリバティブを含む外国為替契約を締結する場合がある。

上記の為替ヘッジ取引は通貨リスクの低減を意図したものであるが、こうした為替リスクを完全に排除するものではない。投資運用会社はヘッジ取引を締結する義務を負っていない。

注記2 - 重要な会計方針

本財務書類は、以下の重要な会計方針を含む、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

投資の評価

- (a) 証券取引所もしくは店頭市場において上場または取引されている有価証券は、関連する評価日における最新の入手可能な取引価格が、または当該日に取引が行われなかった場合は最終仲値、買呼値、売呼値のうち関連する評価日時点で最新の入手可能な価格（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整される）で評価され、また、特定の有価証券について複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該証券の価格は最終取引価格となるか、または最終仲値、買呼値、売呼値のうち当該有価証券の主要市場である取引所もしくは店頭市場、または当該有価証券に値をつけるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場において入手可能な金額となる。
- (b) 証券取引所もしくは店頭市場において上場または取引されているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り引されていないか、またはかかる証券取引所もしくは店頭市場に関して上記の価格が入手可能でない有価証券は、管理事務代行会社または管理事務代行会社がかかる目的で承認した適格者が、取得原価、当該有価証券の直近の取引価格、保有規模（発行済有価証券の総額を考慮する）および評価へのプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社がその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で、慎重かつ誠実に見積る実現可能性の高い価額で評価される。
- (c) 証券取引所もしくは店頭市場において上場または取引されていない有価証券は、年1回または管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社がかかる目的で承認した適格者が必要と判断した時点で慎重かつ誠実に見積る実現可能性の高い価額で評価される。
- (d) 取引所もしくは市場において扱われている、または取引されているデリバティブは、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価される。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社がかかる目的で承認した適格者が慎重かつ誠実に見積る実現可能性の高い価額となる。取引所もしくは市場において扱われていない、または取引されていないデリバティブは、取引相手方から得た評価額に基づいて評価される。
- (e) 集団投資スキームまたはその他のオープン・エンド型投資法人への投資は、かかる集団投資スキームまたはその他のオープン・エンド型投資法人における投資口または受益証券の入手可能な最新の純資産価格で評価される。
- (f) 預金は、預入金額に経過利息を加算した金額で評価される。
- (g) 日本円以外の通貨による一切の価額（投資の価額か、現金の価額か、または当座勘定もしくは預金勘定における金額かを問わない）は、ロンドン時間の午後4時時点のWM/ロイターの最終直物為替相場を用いて日本円相当額に換算される。

(h) 満期までの残存期間が60暦日以内である短期投資は、償却原価で、あるいは満期から61日前の時価と額面金額との差額を償却することにより評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は取引日に会計処理される。受取利息は発生主義で認識される。配当金は配当落ち日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却した有価証券の平均原価に基づいて算定される。

外貨の換算

ファンドは、ファンドの会計帳簿を日本円（以下「円」という）で維持しており、ファンドの財務書類は当該通貨で表示されている。表示通貨が円以外の通貨である資産および負債は、年度末現在の該当する為替レートで円に換算される。円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日時点の適切な実勢為替レートで円に換算される。

円以外の通貨建ての投資取引は、取引日現在の該当する為替レートで円に換算される。

ファンドは、投資に係る為替レートの変動によって生じた実績の部分、保有する有価証券の市場価格の変動による増減額と区別していない。かかる増減額は、投資に係る実現および未実現純損益に含まれている。

2019年11月30日現在の為替レート

1 円 = 0.01350 オーストラリア・ドル

1 円 = 0.01213 カナダ・ドル

1 円 = 0.00828 ユーロ

1 円 = 0.00706 英ポンド

1 円 = 0.00913 米ドル

先渡外国為替契約

先渡外国為替契約は、期日までの残存期間に関して適用される年度末現在の先渡レートで評価される。先渡外国為替契約によって生じた損益は、損益計算書に認識される。未実現純利益は純資産計算書に資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金は、先物契約の締結時に現金または有価証券のいずれかで支払うことができる。先物契約の有効期間中、先物契約は契約の価値を反映させるために各評価日に値洗いされ、契約価値の変動が未実現損益として認識される。

変動証拠金は、未実現損益が発生したかどうかに応じて、支払うか受け取ることとなる。未実現純利益は純資産計算書に資産として、未実現純損失は負債として計上される。契約の終了時に、ファンドは、契約開始時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益を計上する。

注記3 - 管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産額の年率0.10%の管理報酬および年率0.65%の販売管理報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

管理会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記4 - 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産額の年率0.45%の投資運用報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

投資運用会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記5 - 管理事務代行および保管報酬

管理事務代行会社および保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産額の年率0.10%の管理事務代行および保管報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

管理事務代行会社および保管会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記6 - 代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの純資産額の年率0.20%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

代行協会員は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

また、販売会社は、代行協会員報酬から、役務に関する報酬を受ける。かかる報酬については代行協会員が責任を負う。販売会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記7 - 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、会計年度ベースの四半期毎に、同四半期の最終営業日から30営業日以内に後払いされる100万円の受託報酬、ならびに超過時間に関する報酬、立替費用および設立費用を受領する権利を有する。

注記８ - 未払費用

	円
投資運用報酬	10,977,932
代行協会員報酬および販売会社報酬	4,875,464
管理報酬および販売管理報酬	18,275,508
管理事務代行および保管報酬	2,438,481
受託報酬	250,000
立替費用	243,429
専門家報酬	2,839,524
その他の費用	220,000
未払費用	40,120,338

注記９ - 分配

ファンドは分配を行う意向である。ファンドは、分配基準日時点の受益者に対して分配を毎月行う予定である。

分配は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。分配は、支払期限が到来しているか、もしくは通常の業務を行う上で支払うことが明らかな債務、義務または負債を履行するのに十分な資産が該当するクラスにある場合に限り、行うことができる。

2019年11月30日終了会計年度において、ファンドは総額183,135,520円の分配を行った。

該当するクラスの受益者に対して行われた分配は以下のとおりである。

円投資型1206に対して、10,366,130円
 円投資型1209に対して、54,610,700円
 円投資型1211に対して、7,484,700円
 円投資型1301に対して、9,472,500円
 円投資型1302に対して、5,983,970円
 円投資型1303に対して、7,114,780円
 円投資型1304に対して、3,667,700円
 円投資型1305に対して、7,549,320円
 円投資型1306に対して、2,569,520円
 円投資型1307に対して、1,325,440円
 円投資型1308に対して、1,575,820円
 円投資型1309に対して、6,254,200円
 円投資型1310に対して、1,410,080円
 円投資型1401に対して、21,276,120円
 円投資型1404に対して、3,907,120円
 円投資型1407に対して、12,017,980円
 円投資型1410に対して、13,738,520円
 円投資型1501に対して、12,810,920円

注記10 - 税金

ケイマン諸島の現行法に基づき、ファンドが支払うべき所得税、不動産税、譲渡税、販売税またはその他の税金、あるいはファンドによる受益者への支払や受益証券の買戻時の純資産価額の支払に課される源泉徴収税はない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインについて外国の源泉徴収税が課される場合がある。

注記11 - 販売および買戻の条件

販売

クラス	申込期間	発行日	1口当たり発行価格 および最低申込額
円投資型1206	2012年6月11日から2012年6月28日まで	2012年6月28日	10,000円
円投資型1209	2012年9月10日から2012年9月27日まで	2012年9月27日	10,000円
円投資型1211	2012年11月12日から2012年11月29日まで	2012年11月29日	10,000円
円投資型1301	2013年1月9日から2013年1月30日まで	2013年1月30日	10,000円
円投資型1302	2013年2月6日から2013年2月27日まで	2013年2月27日	10,000円
円投資型1303	2013年3月6日から2013年3月28日まで	2013年3月28日	10,000円
円投資型1304	2013年4月3日から2013年4月24日まで	2013年4月24日	10,000円
円投資型1305	2013年5月8日から2013年5月30日まで	2013年5月30日	10,000円
円投資型1306	2013年6月5日から2013年6月27日まで	2013年6月27日	10,000円
円投資型1307	2013年7月8日から2013年7月30日まで	2013年7月30日	10,000円
円投資型1308	2013年8月7日から2013年8月29日まで	2013年8月29日	10,000円
円投資型1309	2013年9月2日から2013年9月27日まで	2013年9月27日	10,000円
円投資型1310	2013年10月1日から2013年10月30日まで	2013年10月30日	10,000円
円投資型1401	2014年1月8日から2014年1月30日まで	2014年1月30日	10,000円
円投資型1404	2014年4月1日から2014年4月28日まで	2014年4月28日	10,000円
円投資型1407	2014年7月1日から2014年7月30日まで	2014年7月30日	10,000円
円投資型1410	2014年10月1日から2014年10月30日まで	2014年10月30日	10,000円
円投資型1501	2015年1月6日から2015年1月29日まで	2015年1月29日	10,000円

買戻

受益者は、各買戻日現在で受益者が保有する受益証券の全部または一部を、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すよう、ファンドに請求することができる。各営業日が買戻日となるが、管理会社および受託会社は、その絶対的な裁量において、営業日以外の日を買戻日とすることもできる。

買戻日に受益証券の買戻を行うには、受益者が、かかる買戻日のルクセンブルグ時間の正午までに管理事務代行会社に買戻請求を提出する必要がある。この期限を過ぎて管理事務代行会社が受領した買戻請求は翌買戻日に持ち越されることになる。

買戻請求には、請求した買戻が実施される買戻日と、かかる買戻日に買い戻される各クラス受益証券の具体的な口数を明記しなければならない。

買戻請求の受領後、合理的に実施可能な限り早く、管理事務代行会社は、買戻を希望する受益者にかかる買戻請求が受理された、もしくは受理される予定であるかどうかを通知し、支払われる買戻価額を受益者に報告する。買戻額は通常、該当する買戻日から同日を含めて4営業日以内に円で支払われる見込みである。

管理会社は、受託会社と協議の上で、受益者による買戻請求について定めたいかなる条件も放棄または修正することができる。前述の一般性を毀損することなく、管理会社は、受託会社と協議の上で、ある買戻請求が他の受益者または適切なファンド資産管理の不利益になると判断した場合、またはかかる買戻額の支払がいずれかの法域のマネー・ロンダリング防止法に反する場合、その買戻請求の全部または一部の受理を拒否することができる。

管理会社は、受託会社と協議の上で停止事由が発生したと判断した場合、管理会社が受託会社と協議の上で買戻請求の受理または手続を拒否することができる。停止事由の発生により買戻請求が受理されない場合、かかる買戻請求は撤回されたものとして扱われるため、管理会社が受託会社と協議の上で停止事由が終了したと判断し、買戻請求の提出を認めた時点で、受益者は新たな買戻請求を提出する必要がある。

停止事由が生じた場合を除いて、すべての買戻請求は撤回不能であるが、受益者の書面による請求に基づいて買戻請求の一部または全部を放棄することに同意する決定を受託会社および管理会社が下した場合はこの限りではない。

買戻手数料

受益証券の買戻には、下記に詳述するとおり、かかる受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じて買戻手数料が課される場合がある。買戻手数料は、管理会社に対して支払われ、管理会社が保持する。

下記の買戻手数料は、買い戻される受益証券の当初の申込時に受益者が支払った申込価格の総額に乗じる率である。

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1206	円投資型1209	円投資型1211	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1年未満	2012年6月28日から 2013年6月27日まで	2012年9月27日から 2013年9月26日まで	2012年11月29日から 2013年11月28日まで	3 %
1年以上2年未満	2013年6月28日から 2014年6月27日まで	2013年9月27日から 2014年9月26日まで	2013年11月29日から 2014年11月28日まで	2.5 %
2年以上3年未満	2014年6月28日から 2015年6月27日まで	2014年9月27日から 2015年9月26日まで	2014年11月29日から 2015年11月28日まで	2 %
3年以上4年未満	2015年6月28日から 2016年6月27日まで	2015年9月27日から 2016年9月26日まで	2015年11月29日から 2016年11月28日まで	1.5 %
4年以上5年未満	2016年6月28日から 2017年6月27日まで	2016年9月27日から 2017年9月26日まで	2016年11月29日から 2017年11月28日まで	1 %
5年以上6年未満	2017年6月28日から 2018年6月27日まで	2017年9月27日から 2018年9月26日まで	2017年11月29日から 2018年11月28日まで	0.5 %
6年以上	2018年6月28日から	2018年9月27日から	2018年11月29日から	0 %

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1301	円投資型1302	円投資型1303	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1年未満	2013年1月30日から 2014年1月29日まで	2013年2月27日から 2014年2月26日まで	2013年3月28日から 2014年3月27日まで	3%
1年以上2年未満	2014年1月30日から 2015年1月29日まで	2014年2月27日から 2015年2月26日まで	2014年3月28日から 2015年3月27日まで	2.5%
2年以上3年未満	2015年1月30日から 2016年1月29日まで	2015年2月27日から 2016年2月26日まで	2015年3月28日から 2016年3月27日まで	2%
3年以上4年未満	2016年1月30日から 2017年1月29日まで	2016年2月27日から 2017年2月26日まで	2016年3月28日から 2017年3月27日まで	1.5%
4年以上5年未満	2017年1月30日から 2018年1月29日まで	2017年2月27日から 2018年2月26日まで	2017年3月28日から 2018年3月27日まで	1%
5年以上6年未満	2018年1月30日から 2019年1月29日まで	2018年2月27日から 2019年2月26日まで	2018年3月28日から 2019年3月27日まで	0.5%
6年以上	2019年1月30日から	2019年2月27日から	2019年3月28日から	0%

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1304	円投資型1305	円投資型1306	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1年未満	2013年4月24日から 2014年4月23日まで	2013年5月30日から 2014年5月29日まで	2013年6月27日から 2014年6月26日まで	3%
1年以上2年未満	2014年4月24日から 2015年4月23日まで	2014年5月30日から 2015年5月29日まで	2014年6月27日から 2015年6月26日まで	2.5%
2年以上3年未満	2015年4月24日から 2016年4月23日まで	2015年5月30日から 2016年5月29日まで	2015年6月27日から 2016年6月26日まで	2%
3年以上4年未満	2016年4月24日から 2017年4月23日まで	2016年5月30日から 2017年5月29日まで	2016年6月27日から 2017年6月26日まで	1.5%
4年以上5年未満	2017年4月24日から 2018年4月23日まで	2017年5月30日から 2018年5月29日まで	2017年6月27日から 2018年6月26日まで	1%
5年以上6年未満	2018年4月24日から 2019年4月23日まで	2018年5月30日から 2019年5月29日まで	2018年6月27日から 2019年6月26日まで	0.5%
6年以上	2019年4月24日から	2019年5月30日から	2019年6月27日から	0%

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1307	円投資型1308	円投資型1309	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1年未満	2013年7月30日から 2014年7月29日まで	2013年8月29日から 2014年8月28日まで	2013年9月27日から 2014年9月26日まで	3%
1年以上2年未満	2014年7月30日から 2015年7月29日まで	2014年8月29日から 2015年8月28日まで	2014年9月27日から 2015年9月26日まで	2.5%
2年以上3年未満	2015年7月30日から 2016年7月29日まで	2015年8月29日から 2016年8月28日まで	2015年9月27日から 2016年9月26日まで	2%
3年以上4年未満	2016年7月30日から 2017年7月29日まで	2016年8月29日から 2017年8月28日まで	2016年9月27日から 2017年9月26日まで	1.5%
4年以上5年未満	2017年7月30日から 2018年7月29日まで	2017年8月29日から 2018年8月28日まで	2017年9月27日から 2018年9月26日まで	1%
5年以上6年未満	2018年7月30日から 2019年7月29日まで	2018年8月29日から 2019年8月28日まで	2018年9月27日から 2019年9月26日まで	0.5%
6年以上	2019年7月30日から	2019年8月29日から	2019年9月27日から	0%

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1310	円投資型1401	円投資型1404	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1 年未満	2013年10月30日から 2014年10月29日まで	2014年 1 月30日から 2015年 1 月29日まで	2014年 4 月28日から 2015年 4 月27日まで	3 %
1 年以上 2 年未満	2014年10月30日から 2015年10月29日まで	2015年 1 月30日から 2016年 1 月29日まで	2015年 4 月28日から 2016年 4 月27日まで	2.5%
2 年以上 3 年未満	2015年10月30日から 2016年10月29日まで	2016年 1 月30日から 2017年 1 月29日まで	2016年 4 月28日から 2017年 4 月27日まで	2 %
3 年以上 4 年未満	2016年10月30日から 2017年10月29日まで	2017年 1 月30日から 2018年 1 月29日まで	2017年 4 月28日から 2018年 4 月27日まで	1.5%
4 年以上 5 年未満	2017年10月30日から 2018年10月29日まで	2018年 1 月30日から 2019年 1 月29日まで	2018年 4 月28日から 2019年 4 月27日まで	1 %
5 年以上 6 年未満	2018年10月30日から 2019年10月29日まで	2019年 1 月30日から 2020年 1 月29日まで	2019年 4 月28日から 2020年 4 月27日まで	0.5%
6 年以上	2019年10月30日から	2020年 1 月30日から	2020年 4 月28日から	0 %

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1407	円投資型1410	円投資型1501	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1 年未満	2014年 7 月30日から 2015年 7 月29日まで	2014年10月30日から 2015年10月29日まで	2015年 1 月29日から 2016年 1 月28日まで	3 %
1 年以上 2 年未満	2015年 7 月30日から 2016年 7 月29日まで	2015年10月30日から 2016年10月29日まで	2016年 1 月29日から 2017年 1 月28日まで	2.5%
2 年以上 3 年未満	2016年 7 月30日から 2017年 7 月29日まで	2016年10月30日から 2017年10月29日まで	2017年 1 月29日から 2018年 1 月28日まで	2 %
3 年以上 4 年未満	2017年 7 月30日から 2018年 7 月29日まで	2017年10月30日から 2018年10月29日まで	2018年 1 月29日から 2019年 1 月28日まで	1.5%
4 年以上 5 年未満	2018年 7 月30日から 2019年 7 月29日まで	2018年10月30日から 2019年10月29日まで	2019年 1 月29日から 2020年 1 月28日まで	1 %
5 年以上 6 年未満	2019年 7 月30日から 2020年 7 月29日まで	2019年10月30日から 2020年10月29日まで	2020年 1 月29日から 2021年 1 月28日まで	0.5%
6 年以上	2020年 7 月30日から	2020年10月30日から	2021年 1 月29日から	0 %

注記12 - 先渡外国為替契約

2019年11月30日現在、ファンドは、注記 1 に記載されているポートフォリオのヘッジに用いられた、以下の未決済先渡外国為替契約を有していた。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	決済日	未実現利益 /（損失） （円で表示）
JPY	6,419,284,495	USD	58,765,278	2020年 1 月 6 日	4,857,384
GBP	5,652,423	JPY	798,360,829	2019年12月 4 日	2,124,687
USD	850,000	JPY	91,611,895	2019年12月 4 日	1,427,582
USD	500,000	JPY	54,133,150	2019年12月 4 日	595,954
USD	503,206	JPY	54,597,967	2019年12月 4 日	482,076
USD	150,000	JPY	16,329,018	2019年12月 4 日	89,713
USD	364,162	JPY	39,789,170	2019年12月 4 日	71,350
USD	96,495	JPY	10,503,079	2019年12月 4 日	59,159
USD	65,505	JPY	7,091,318	2020年 1 月 6 日	58,795
USD	62,319	JPY	6,771,969	2019年12月 4 日	49,377
USD	61,832	JPY	6,759,293	2019年12月 4 日	8,730
JPY	23,929,730	USD	219,712	2020年 1 月 6 日	(52,611)
JPY	9,581,136	EUR	80,000	2019年12月 4 日	(77,982)
JPY	16,205,419	USD	149,309	2019年12月 4 日	(137,740)
JPY	19,469,026	USD	179,202	2019年12月 4 日	(146,124)
JPY	18,870,866	USD	173,753	2019年12月 4 日	(147,870)
JPY	13,817,384	USD	128,056	2019年12月 4 日	(199,475)
JPY	14,232,834	USD	131,867	2019年12月 4 日	(201,189)
JPY	797,305,635	GBP	5,652,423	2020年 1 月 6 日	(2,094,097)
JPY	894,746,861	EUR	7,432,075	2019年12月 4 日	(2,594,321)
USD	58,765,278	JPY	6,437,415,346	2019年12月 4 日	(5,073,323)
JPY	792,478,748	GBP	5,652,423	2019年12月 4 日	(8,006,768)
JPY	6,537,028,706	USD	60,591,103	2019年12月 4 日	(95,164,873)
					<u>(104,071,566)</u>

注記13 - 未決済先物契約

2019年11月30日現在、ファンドは以下の未決済の先物契約を有していた。

通貨	契約数	種類	決済日	時価 (円)	未実現利益 /(損失) (円で表示)
買建ポジション					
CAD	10	FUT CAN 10YR BOND 6%	2020年3月	115,334,852	(560,638)
AUD	4	FUT AUST 10YR BOND 6%	2019年12月	43,569,978	237,109
USD	3	FUT US ULTRA BOND CBT 30YR 6%	2020年3月	61,763,674	51,333
EUR	1	FUT EURO BUXL 30YR BND 4%	2019年12月	25,170,674	(963,552)
EUR	20	FUT EURO-BOBL 5YR 6%	2019年12月	324,444,026	(3,656,184)
EUR	12	FUT EURO-BUND 10YR 6%	2019年12月	248,016,750	(3,384,506)
EUR	27	FUT EURO-SCHATZ 2YR 6%	2019年12月	365,102,767	(1,075,845)
USD	2	FUT US 10YR ULTRA 6%	2020年3月	31,165,880	(114,642)
JPY	7	FUT 10YR MINI JGB	2019年12月	107,205,000	(1,155,000)
				1,321,773,601	(10,621,925)
売建ポジション					
USD	(1)	FUT US LONG BOND 20YR 6% (CBT)	2020年3月	(17,422,366)	13,689
USD	(43)	FUT US 10YR NOTE 6% (CBT)	2020年3月	(609,291,712)	2,207,312
USD	(3)	FUT US 2YR NOTE 6% (CBT)	2020年3月	(70,803,386)	2,563
USD	(90)	FUT US 5YR NOTE 6% (CBT)	2020年3月	(1,172,082,810)	2,664,289
				(1,869,600,274)	4,887,853
					(5,734,072)

注記14 - 償還

2019年11月30日終了会計年度において、以下のクラスが償還された。

	償還日	1口当たり(円)	発行済受益証券口数	総額(円)
円投資型1206	2019年6月27日	10,564	123,264	1,302,147,727
円投資型1209	2019年9月26日	10,460	466,077	4,875,327,823
円投資型1211	2019年11月27日	10,387	50,124	520,642,245

上記の財務書類について使用されている通貨略称は、以下の通りである。

GBP = 英ポンド

EUR = ユーロ

USD = 米ドル

CAD = カナダ・ドル

AUD = オーストラリア・ドル

JPY = 日本円

[次へ](#)

*Global Financial Sector Bond Fund***Statement of Net Assets
as at November 30, 2019***(expressed in Japanese Yen)*

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: JPY 7,541,698,220)</i>	2	8,067,577,649
Cash at bank		67,818,525
Margin receivable on derivatives		48,224,178
Accrued income		78,351,005
Total Assets		8,261,971,357
LIABILITIES		
Unrealised loss on future contracts	13	5,734,072
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	12	104,071,566
Payable for repurchases		542,438,388
Accrued expenses	8	40,120,338
Interest payable		512
Total Liabilities		692,364,876
NET ASSETS		7,569,606,481

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
JPY (1301) Class (in JPY)	10,350	69,365	717,910,419
JPY (1302) Class (in JPY)	10,273	44,536	457,514,280
JPY (1303) Class (in JPY)	10,295	58,519	602,426,230
JPY (1304) Class (in JPY)	10,189	28,562	291,017,084
JPY (1305) Class (in JPY)	10,242	43,946	450,083,524
JPY (1306) Class (in JPY)	10,773	18,886	203,455,460
JPY (1307) Class (in JPY)	10,515	9,972	104,853,885
JPY (1308) Class (in JPY)	10,632	12,611	134,076,542
JPY (1309) Class (in JPY)	10,559	51,510	543,870,421
JPY (1310) Class (in JPY)	10,411	10,444	108,731,716
JPY (1401) Class (in JPY)	10,337	52,101	538,583,878
JPY (1404) Class (in JPY)	10,141	30,621	310,542,784
JPY (1407) Class (in JPY)	10,071	93,839	945,028,328
JPY (1410) Class (in JPY)	10,137	110,859	1,123,731,586
JPY (1501) Class (in JPY)	9,949	104,306	1,037,780,344

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Operations
for the year ended November 30, 2019
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
INCOME		
Interest on bonds (net of withholding tax)		558,502,235
Total Income		558,502,235
EXPENSES		
Investment Management fees	4	68,123,539
Agent Company fees and Remuneration of the Distributor	6	30,256,165
Management fees and Sales Administration fees	3	113,417,297
Administration and Custody fees	5	15,164,560
Interest paid on bank accounts		959,708
Correspondent bank fees		795,884
Bank charges		4,240,200
Trustee fees	7	1,000,000
Legal fees		993,496
Overseas registration fees		16,569,069
Out-of-pocket expenses		1,510,851
Professional fees		2,893,106
Other expenses		10,153
Total Expenses		255,934,028
NET INVESTMENT INCOME		302,568,207
Net realised profit on investments		500,598,630
Net realised loss on future contracts		(55,731,575)
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		343,589,125
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		788,456,180
Change in net unrealised result on investments		207,979,745
Change in net unrealised result on future contracts		(10,259,281)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		58,719,656
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		256,440,120
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		1,347,464,507

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended November 30, 2019
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		19,017,411,874
NET INVESTMENT INCOME		302,568,207
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		788,456,180
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		256,440,120
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		1,347,464,507
Payments for repurchase of units	11	(12,612,134,380)
		(12,612,134,380)
Dividend paid to unitholders	9	(183,135,520)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		7,569,606,481

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Global Financial Sector Bond Fund***Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended November 30, 2019***(Unaudited)**JPY (1206) Class*

Number of units outstanding at the beginning of the year	163,410
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(163,410)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1209) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	587,822
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(587,822)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1211) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	70,302
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(70,302)
Number of units outstanding at the end of the year	0

JPY (1301) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	90,795
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(21,430)
Number of units outstanding at the end of the year	69,365

JPY (1302) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	53,671
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(9,135)
Number of units outstanding at the end of the year	44,536

JPY (1303) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	60,179
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(1,660)
Number of units outstanding at the end of the year	58,519

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended November 30, 2019
(Unaudited)

JPY (1304) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	32,358
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(3,796)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>28,562</u>

JPY (1305) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	77,776
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(33,830)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>43,946</u>

JPY (1306) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	23,066
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(4,180)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>18,886</u>

JPY (1307) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	12,182
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(2,210)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>9,972</u>

JPY (1308) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	13,261
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(650)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>12,611</u>

JPY (1309) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	52,810
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(1,300)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>51,510</u>

*Global Financial Sector Bond Fund***Statement of Changes in Units Outstanding (continued)****for the year ended November 30, 2019***(Unaudited)**JPY (1310) Class*

Number of units outstanding at the beginning of the year	13,154
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(2,710)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>10,444</u>

JPY (1401) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	352,601
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(300,500)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>52,101</u>

JPY (1404) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	34,781
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(4,160)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>30,621</u>

JPY (1407) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	102,309
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(8,470)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>93,839</u>

JPY (1410) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	116,370
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(5,511)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>110,859</u>

JPY (1501) Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	108,506
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(4,200)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>104,306</u>

Global Financial Sector Bond Fund

Statistical Information
as at November 30, 2019
(Unaudited)

	2019	2018	2017
Net Assets at the end of the year (in JPY)	7,569,606,481	19,017,411,874	23,491,960,412
JPY (1206) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	—	1,631,670,416	2,408,322,587
Net Asset Value per unit at the end of the year	—	9,985	10,695
JPY (1209) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	—	5,754,038,298	7,244,203,774
Net Asset Value per unit at the end of the year	—	9,789	10,487
JPY (1211) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	—	681,087,862	902,121,621
Net Asset Value per unit at the end of the year	—	9,688	10,381
JPY (1301) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	717,910,419	876,670,602	1,091,808,375
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,350	9,655	10,346
JPY (1302) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	457,514,280	514,420,032	633,112,662
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,273	9,585	10,270
JPY (1303) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	602,426,230	577,995,945	666,123,766
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,295	9,605	10,293
JPY (1304) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	291,017,084	307,635,876	434,359,468
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,189	9,507	10,190
JPY (1305) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	450,083,524	743,232,316	878,956,410
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,242	9,556	10,241
JPY (1306) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	203,455,460	231,710,332	282,929,024
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,773	10,046	10,759
JPY (1307) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	104,853,885	119,477,050	165,094,038
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,515	9,808	10,508
JPY (1308) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	134,076,542	131,488,465	161,735,793
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,632	9,915	10,622

Global Financial Sector Bond Fund

Statistical Information (continued)
as at November 30, 2019
(Unaudited)

	2019	2018	2017
JPY (1309) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	543,870,421	520,071,794	590,867,258
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,559	9,848	10,550
JPY (1310) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	108,731,716	127,750,143	175,384,896
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,411	9,712	10,406
JPY (1401) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	538,583,878	3,401,106,535	3,711,715,532
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,337	9,646	10,336
JPY (1404) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	310,542,784	329,150,275	410,007,052
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,141	9,464	10,142
JPY (1407) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	945,028,328	961,529,538	1,319,323,772
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,071	9,398	10,074
JPY (1410) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	1,123,731,586	1,100,742,819	1,219,171,063
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,137	9,459	10,138
JPY (1501) Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	1,037,780,344	1,007,633,576	1,196,723,321
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,949	9,286	9,956

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2019****Note 1 - Organisation**The Trust

GIM (Cayman Islands) Trust (the "Trust") was established by a Trust Deed dated April 11, 2012, as amended on July 31, 2015 entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and JPMAM Japan Fund Limited (the "Management Company"). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Fund

Global Financial Sector Bond Fund (the "Fund") is a Series Trust of the Trust and is constituted pursuant to the Declaration of Trust and a Supplemental Trust Deed dated April 11, 2012 executed by the Trustee and the Management Company. Other Series Trusts of the Trust may be offered on different terms, as determined by the Trustee and the Management Company, in their sole and absolute discretion. The Trustee and the Management Company may establish other Series Trusts without obtaining the consent of a Unitholders Resolution or a Series Trust Resolution.

The Investment Objective of the Fund is to seek a high level of return from income gains such as interest received from investments and medium to long-term capital appreciation by investing in bonds and other debt securities (such as senior bonds and Hybrid Securities) issued primarily by financial institutions (including, but not limited to, National Champion Financial Institutions) and denominated primarily in US Dollars, Euros and Great British Pounds ("Financial Bonds, etc.").

The base currency of the Fund is the Japanese Yen. The investments of the Fund are expected to be largely denominated in currencies other than the Japanese Yen. The Investment Manager intends to hedge the investments of the Fund against adverse movements in the currencies of the Fund's investments. To that effect, the Investment Manager on behalf of the Fund may enter into foreign exchange contracts, including spot and forward transactions, currency swaps, futures and options derivatives.

Whilst the foreign exchange hedging transactions described in the preceding paragraphs are intended to reduce currency risk, they do not completely eliminate such foreign exchange risk. Nothing obliges the Investment Manager to enter into any hedging transactions.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

VALUATION OF INVESTMENTS

- (a) any security which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its last available traded price on the relevant valuation day or, if no sales occurred on such day, at whichever of the last middle market, bid or offer price may be available as at the relevant valuation day as adjusted in such manner as the Administrator, in its discretion, thinks fit, having regard to the size of the holding, and where prices are available on more than one exchange or over-the-counter market for a particular security the price is the last traded price or whichever of the last middle market, bid or offer price may be available, as the case may be, on the exchange or over-the-counter market which constitutes the main market for such security or the one which the Administrator determines provides the fairest criteria in ascribing a value to such security;
- (b) any security which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market, but which is not regularly traded thereon or in respect of which no prices as described above are available is valued at the probable realisation value estimated with care and in good faith by the Administrator or a competent person approved for such purpose by the Administrator having regard to its cost price, the price at which any recent transaction in the security may have been effected, the size of the holding having regard to the total amount of such security in issue, and such other factors as the Administrator in its discretion deems relevant in considering a positive or negative adjustment to the valuation;

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2019 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***VALUATION OF INVESTMENTS (CONTINUED)*

- (c) any security which is not listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its probable realisation value estimated with care and good faith annually or at any such time as deemed necessary by the Administrator or any other competent person approved for the purpose by the Administrator;
- (d) derivative instruments dealt in or traded on an exchange or market are valued at the relevant settlement price on the applicable exchange or market. If such price is not available the value of such instruments is the probable realisation value estimated with care and in good faith by a competent person approved for the purpose by the Administrator. Derivative instruments which are not dealt in or traded on an exchange or market are valued on the basis of the valuation obtained from the counterparty to the transaction;
- (e) investments in a collective investment scheme or other open-ended investment company are valued at the latest available net asset value of the shares or units in that collective investment scheme or other open-ended investment company;
- (f) deposits are valued at their face value plus accrued interest;
- (g) any value (whether of an investment or of cash or amounts on current or deposit account) in a currency other than Japanese Yen is converted into Japanese Yen equivalent using the WM/Reuters closing spot rates at 4.00 pm (London time); and
- (h) short-term investments that have a remaining maturity of 60 calendar days or less may be valued at amortised cost or by amortising the difference between market value and the face amount on the sixty-first day prior to maturity.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in Japanese Yen ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at November 30, 2019:

1 JPY	=	0.01350	AUD
1 JPY	=	0.01213	CAD
1 JPY	=	0.00828	EUR
1 JPY	=	0.00706	GBP
1 JPY	=	0.00913	USD

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2019 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS*

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Net unrealised gains are recorded as an asset and net unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Management fees and Sales Administration fees

The Management Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, the Management fees at an annual rate of 0.10 % and the Sales Administration fees at an annual rate of 0.65% of the Fund's Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and are accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Management Company is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Note 4 - Investment Management fees

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Fund, the Investment Management fees at an annual rate of 0.45% of the Fund's Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and are accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Investment Manager is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Note 5 - Administration and Custody fees

The Administrator and Custodian are entitled to receive out of the assets of the Fund, the Administration and Custody fees at an annual rate of 0.10% of the Fund's Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and are accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Administrator and Custodian are reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Note 6 - Agent Company fees and Remuneration of the Distributor

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, the Agent Company fees at an annual rate of 0.20% of the Fund's Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and are accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Agent Company is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Further, the Distributor is remunerated for its services out of the Agent Company fees and such remuneration is the responsibility of the Agent Company. The Distributor is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2019 (continued)****Note 7 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund, the annual Trustee fees of JPY 1,000,000 payable quarterly in arrears on an accounting year basis within thirty (30) Business Days from the last Business Day in that quarter, plus fees for additional time, out-of-pocket expenses and start-up expenses.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Management fees	10,977,932
Agent Company fees and Remuneration of the Distributor	4,875,464
Management fees and Sales Administration fees	18,275,508
Administration and Custody fees	2,438,481
Trustee fees	250,000
Out-of-pocket expenses	243,429
Professional fees	2,839,524
Other expenses	220,000
Accrued expenses	<u>40,120,338</u>

Note 9 - Distributions

The Fund intends to declare distributions. It is anticipated that the Fund will declare a distribution on a monthly basis to Unitholders on the Record Date.

Distributions may be made from income gains, capital gains and capital. Distributions are allowed only if sufficient assets of the relevant Class remain to satisfy any debt, obligation or liability that is or known to become due and payable in the normal course of business.

For the year ended November 30, 2019, the Fund distributed a total amount of JPY 183,135,520.

Distributions were done to relevant class Unitholders in the following respective manner:

JPY 10,366,130 for JPY (1206) Class
 JPY 54,610,700 for JPY (1209) Class
 JPY 7,484,700 for JPY (1211) Class
 JPY 9,472,500 for JPY (1301) Class
 JPY 5,983,970 for JPY (1302) Class
 JPY 7,114,780 for JPY (1303) Class
 JPY 3,667,700 for JPY (1304) Class
 JPY 7,549,320 for JPY (1305) Class
 JPY 2,569,520 for JPY (1306) Class
 JPY 1,325,440 for JPY (1307) Class
 JPY 1,575,820 for JPY (1308) Class
 JPY 6,254,200 for JPY (1309) Class
 JPY 1,410,080 for JPY (1310) Class
 JPY 21,276,120 for JPY (1401) Class
 JPY 3,907,120 for JPY (1404) Class
 JPY 12,017,980 for JPY (1407) Class
 JPY 13,738,520 for JPY (1410) Class
 JPY 12,810,920 for JPY (1501) Class

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2019 (continued)****Note 10 - Taxation**

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 11 - Terms of subscriptions and repurchasesSubscriptions

<i>Class</i>	<i>Application period</i>	<i>Issue date</i>	<i>Issue Price per Unit and minimum subscription</i>
JPY (1206) Class	From June 11, 2012 until June 28, 2012	June 28, 2012	JPY 10,000
JPY (1209) Class	From September 10, 2012 until September 27, 2012	September 27, 2012	JPY 10,000
JPY (1211) Class	From November 12, 2012 until November 29, 2012	November 29, 2012	JPY 10,000
JPY (1301) Class	From January 9, 2013 until January 30, 2013	January 30, 2013	JPY 10,000
JPY (1302) Class	From February 6, 2013 until February 27, 2013	February 27, 2013	JPY 10,000
JPY (1303) Class	From March 6, 2013 until March 28, 2013	March 28, 2013	JPY 10,000
JPY (1304) Class	From April 3, 2013 until April 24, 2013	April 24, 2013	JPY 10,000
JPY (1305) Class	From May 8, 2013 until May 30, 2013	May 30, 2013	JPY 10,000
JPY (1306) Class	From June 5, 2013 until June 27, 2013	June 27, 2013	JPY 10,000
JPY (1307) Class	From July 8, 2013 until July 30, 2013	July 30, 2013	JPY 10,000
JPY (1308) Class	From August 7, 2013 until August 29, 2013	August 29, 2013	JPY 10,000
JPY (1309) Class	From September 2, 2013 until September 27, 2013	September 27, 2013	JPY 10,000
JPY (1310) Class	From October 1, 2013 until October 30, 2013	October 30, 2013	JPY 10,000
JPY (1401) Class	From January 8, 2014 until January 30, 2014	January 30, 2014	JPY 10,000
JPY (1404) Class	From April 1, 2014 until April 28, 2014	April 28, 2014	JPY 10,000
JPY (1407) Class	From July 1, 2014 until July 30, 2014	July 30, 2014	JPY 10,000
JPY (1410) Class	From October 1, 2014 until October 30, 2014	October 30, 2014	JPY 10,000
JPY (1501) Class	From January 6, 2015 until January 29, 2015	January 29, 2015	JPY 10,000

Redemptions

A Unitholder may request that the Fund redeem all or part of such Unitholder's Units as of each Redemption Day at the Net Asset Value per Unit as at such Redemption Day. Each Business Day is a Redemption Day, provided that the Management Company and the Trustee may, in their absolute discretion, determine any other days to also be Redemption Days.

Unitholders need to submit a Redemption Request to redeem Units as of a Redemption Day to the Administrator by 12:00 pm Luxembourg time on the specified Redemption Day. Any Redemption Requests received by the Administrator after this deadline will be held over to the next Redemption Day.

Redemption Requests must specify the Redemption Day on which the requested redemption is to be effected and a specific number of the Unitholder's Units to be redeemed for each Class on the relevant Redemption Day.

As soon as reasonably practical after a Redemption Request has been received, the Administrator will notify the redeeming Unitholder whether such Redemption Request has been or will be met and advise the Unitholder of the redemption amount payable to it. It is expected that redemption proceeds will generally be paid within four Business Days from and including the relevant Redemption Day in Japanese Yen.

The Management Company may, in consultation with the Trustee, waive or modify any of the terms governing redemptions made by Unitholders. Without prejudice to the generality of the foregoing, the Management Company may, in consultation with the Trustee, refuse to accept all or part of any Redemption Request if it is of the opinion that the relevant redemption will be prejudicial to any other Unitholders or the proper management of the assets of the Fund or if to pay such proceeds would be contrary to the anti-money laundering laws of any jurisdiction.

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2019 (continued)****Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)**Redemption (continued)

The Management Company, in consultation with the Trustee, may decline to accept or process redemptions if the Management Company, in consultation with the Trustee, determines that a Suspension Event has occurred. In the event that a Redemption Request is not accepted because of the occurrence of a Suspension Event, such Redemption Request will be treated as revoked and a Unitholder will need to submit a new Redemption Request once the Management Company in consultation with the Trustee has determined that the Suspension Event has ceased and that Redemption Requests may be submitted.

Except where a Suspension Event has occurred, all Redemption Requests are irrevocable subject to the discretion of the Trustee and the Management Company to consent to waive part or all of a Redemption Request at the written request of a Unitholder.

Redemption fees

Redemptions of Units may be subject to a Redemption Fee, depending on the period of time that such Units have been in issue before they are redeemed, as further detailed below. The Redemption Fee must be paid to and shall be retained by the Management Company.

The following Redemption Fee is a percentage fraction of the aggregate subscription price paid by the Unitholder that first subscribed for the Units to be redeemed.

<i>Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:</i>	<i>JPY (1206) Class Units</i>	<i>JPY (1209) Class Units</i>	<i>JPY (1211) Class Units</i>	<i>Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:</i>
Up to 1 year	From June 28, 2012 to June 27, 2013	From 27 September 2012 to 26 September 2013	From 29 November 2012 to 28 November 2013	3%
1 year to 2 years	From June 28, 2013 to June 27, 2014	From 27 September 2013 to 26 September 2014	From 29 November 2013 to 28 November 2014	2.5%
2 years to 3 years	From June 28, 2014 to June 27, 2015	From 27 September 2014 to 26 September 2015	From 29 November 2014 to 28 November 2015	2%
3 years to 4 years	From June 28, 2015 to June 27, 2016	From 27 September 2015 to 26 September 2016	From 29 November 2015 to 28 November 2016	1.5%
4 years to 5 years	From June 28, 2016 to June 27, 2017	From 27 September 2016 to 26 September 2017	From 29 November 2016 to 28 November 2017	1%
5 years to 6 years	From June 28, 2017 to June 27, 2018	From 27 September 2017 to 26 September 2018	From 29 November 2017 to 28 November 2018	0.5%
After 6 years	From June 28, 2018	From 27 September 2018	From 29 November 2018	0%

<i>Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:</i>	<i>JPY (1301) Class Units</i>	<i>JPY (1302) Class Units</i>	<i>JPY (1303) Class Units</i>	<i>Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:</i>
Up to 1 year	From 30 January 2013 to 29 January 2014	From 27 February 2013 to 26 February 2014	From 28 March 2013 to 27 March 2014	3%
1 year to 2 years	From 30 January 2014 to 29 January 2015	From 27 February 2014 to 26 February 2015	From 28 March 2014 to 27 March 2015	2.5%
2 years to 3 years	From 30 January 2015 to 29 January 2016	From 27 February 2015 to 26 February 2016	From 28 March 2015 to 27 March 2016	2%
3 years to 4 years	From 30 January 2016 to 29 January 2017	From 27 February 2016 to 26 February 2017	From 28 March 2016 to 27 March 2017	1.5%
4 years to 5 years	From 30 January 2017 to 29 January 2018	From 27 February 2017 to 26 February 2018	From 28 March 2017 to 27 March 2018	1%
5 years to 6 years	From 30 January 2018 to 29 January 2019	From 27 February 2018 to 26 February 2019	From 28 March 2018 to 27 March 2019	0.5%
After 6 years	From 30 January 2019	From 27 February 2019	From 28 March 2019	0%

Global Financial Sector Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at November 30, 2019 (continued)

Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Redemption fees (continued)

<i>Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:</i>	<i>JPY (1304) Class Units</i>	<i>JPY (1305) Class Units</i>	<i>JPY (1306) Class Units</i>	<i>Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:</i>
Up to 1 year	From 24 April 2013 to 23 April 2014	From 30 May 2013 to 29 May 2014	From 27 June 2013 to 26 June 2014	3%
1 year to 2 years	From 24 April 2014 to 23 April 2015	From 30 May 2014 to 29 May 2015	From 27 June 2014 to 26 June 2015	2.5%
2 years to 3 years	From 24 April 2015 to 23 April 2016	From 30 May 2015 to 29 May 2016	From 27 June 2015 to 26 June 2016	2%
3 years to 4 years	From 24 April 2016 to 23 April 2017	From 30 May 2016 to 29 May 2017	From 27 June 2016 to 26 June 2017	1.5%
4 years to 5 years	From 24 April 2017 to 23 April 2018	From 30 May 2017 to 29 May 2018	From 27 June 2017 to 26 June 2018	1%
5 years to 6 years	From 24 April 2018 to 23 April 2019	From 30 May 2018 to 29 May 2019	From 27 June 2018 to 26 June 2019	0.5%
After 6 years	From 24 April 2019	From 30 May 2019	From 27 June 2019	0%

<i>Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:</i>	<i>JPY (1307) Class Units</i>	<i>JPY (1308) Class Units</i>	<i>JPY (1309) Class Units</i>	<i>Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:</i>
Up to 1 year	From 30 July 2013 to 29 July 2014	From 29 August 2013 to 28 August 2014	From 27 September 2013 to 26 September 2014	3%
1 year to 2 years	From 30 July 2014 to 29 July 2015	From 29 August 2014 to 28 August 2015	From 27 September 2014 to 26 September 2015	2.5%
2 years to 3 years	From 30 July 2015 to 29 July 2016	From 29 August 2015 to 28 August 2016	From 27 September 2015 to 26 September 2016	2%
3 years to 4 years	From 30 July 2016 to 29 July 2017	From 29 August 2016 to 28 August 2017	From 27 September 2016 to 26 September 2017	1.5%
4 years to 5 years	From 30 July 2017 to 29 July 2018	From 29 August 2017 to 28 August 2018	From 27 September 2017 to 26 September 2018	1%
5 years to 6 years	From 30 July 2018 to 29 July 2019	From 29 August 2018 to 28 August 2019	From 27 September 2018 to 26 September 2019	0.5%
After 6 years	From 30 July 2019	From 29 August 2019	From 27 September 2019	0%

<i>Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:</i>	<i>JPY (1310) Class Units</i>	<i>JPY (1401) Class Units</i>	<i>JPY (1404) Class Units</i>	<i>Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:</i>
Up to 1 year	From 30 October 2013 to 29 October 2014	From 30 January 2014 to 29 January 2015	From 28 April 2014 to 27 April 2015	3%
1 year to 2 years	From 30 October 2014 to 29 October 2015	From 30 January 2015 to 29 January 2016	From 28 April 2015 to 27 April 2016	2.5%
2 years to 3 years	From 30 October 2015 to 29 October 2016	From 30 January 2016 to 29 January 2017	From 28 April 2016 to 27 April 2017	2%
3 years to 4 years	From 30 October 2016 to 29 October 2017	From 30 January 2017 to 29 January 2018	From 28 April 2017 to 27 April 2018	1.5%
4 years to 5 years	From 30 October 2017 to 29 October 2018	From 30 January 2018 to 29 January 2019	From 28 April 2018 to 27 April 2019	1%
5 years to 6 years	From 30 October 2018 to 29 October 2019	From 30 January 2019 to 29 January 2020	From 28 April 2019 to 27 April 2020	0.5%
After 6 years	From 30 October 2019	From 30 January 2020	From 28 April 2020	0%

Global Financial Sector Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at November 30, 2019 (continued)

Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Redemption fees (continued)

Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:	JPY (1407) Class Units	JPY (1410) Class Units	JPY (1501) Class Units	Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:
Up to 1 year	From 30 July 2014 to 29 July 2015	From 30 October 2014 to 29 October 2015	From 29 January 2015 to 28 January 2016	3%
1 year to 2 years	From 30 July 2015 to 29 July 2016	From 30 October 2015 to 29 October 2016	From 29 January 2016 to 28 January 2017	2.5%
2 years to 3 years	From 30 July 2016 to 29 July 2017	From 30 October 2016 to 29 October 2017	From 29 January 2017 to 28 January 2018	2%
3 years to 4 years	From 30 July 2017 to 29 July 2018	From 30 October 2017 to 29 October 2018	From 29 January 2018 to 28 January 2019	1.5%
4 years to 5 years	From 30 July 2018 to 29 July 2019	From 30 October 2018 to 29 October 2019	From 29 January 2019 to 28 January 2020	1%
5 years to 6 years	From 30 July 2019 to 29 July 2020	From 30 October 2019 to 29 October 2020	From 29 January 2020 to 28 January 2021	0.5%
After 6 years	From 30 July 2020	From 30 October 2020	From 29 January 2021	0%

Note 12 - Forward foreign exchange contracts

As at November 30, 2019, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge a portion of the portfolio as described in Note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	6,419,284,495	USD	58,765,278	January 06, 2020	4,857,384
GBP	5,652,423	JPY	798,360,829	December 04, 2019	2,124,687
USD	850,000	JPY	91,611,895	December 04, 2019	1,427,582
USD	500,000	JPY	54,133,150	December 04, 2019	595,954
USD	503,206	JPY	54,597,967	December 04, 2019	482,076
USD	150,000	JPY	16,329,018	December 04, 2019	89,713
USD	364,162	JPY	39,789,170	December 04, 2019	71,350
USD	96,495	JPY	10,503,079	December 04, 2019	59,159
USD	65,505	JPY	7,091,318	January 06, 2020	58,795
USD	62,319	JPY	6,771,969	December 04, 2019	49,377
USD	61,832	JPY	6,759,293	December 04, 2019	8,730
JPY	23,929,730	USD	219,712	January 06, 2020	(52,611)
JPY	9,581,136	EUR	80,000	December 04, 2019	(77,982)
JPY	16,205,419	USD	149,309	December 04, 2019	(137,740)
JPY	19,469,026	USD	179,202	December 04, 2019	(146,124)
JPY	18,870,866	USD	173,753	December 04, 2019	(147,870)
JPY	13,817,384	USD	128,056	December 04, 2019	(199,475)
JPY	14,232,834	USD	131,867	December 04, 2019	(201,189)
JPY	797,305,635	GBP	5,652,423	January 06, 2020	(2,094,097)
JPY	894,746,861	EUR	7,432,075	December 04, 2019	(2,594,321)
USD	58,765,278	JPY	6,437,415,346	December 04, 2019	(5,073,323)
JPY	792,478,748	GBP	5,652,423	December 04, 2019	(8,006,768)
JPY	6,537,028,706	USD	60,591,103	December 04, 2019	(95,164,873)
					(104,071,566)

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2019 (continued)****Note 13 - Future contracts**

As at November 30, 2019, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
<i>Long Positions</i>					
CAD	10	FUT CAN 10YR BOND 6%	Mar 2020	115,334,852	(560,638)
AUD	4	FUT AUST 10YR BOND 6%	Dec 2019	43,569,978	237,109
USD	3	FUT US ULTRA BOND CBT 30YR 6%	Mar 2020	61,763,674	51,333
EUR	1	FUT EURO BUXL 30YR BND 4%	Dec 2019	25,170,674	(963,552)
EUR	20	FUT EURO-BOBL 5YR 6%	Dec 2019	324,444,026	(3,656,184)
EUR	12	FUT EURO-BUND 10YR 6%	Dec 2019	248,016,750	(3,384,506)
EUR	27	FUT EURO-SCHATZ 2YR 6%	Dec 2019	365,102,767	(1,075,845)
USD	2	FUT US 10YR ULTRA 6%	Mar 2020	31,165,880	(114,642)
JPY	7	FUT 10YR MINI JGB	Dec 2019	107,205,000	(1,155,000)
				<u>1,321,773,601</u>	<u>(10,621,925)</u>
<i>Short Positions</i>					
USD	(1)	FUT US LONG BOND 20YR 6% (CBT)	Mar 2020	(17,422,366)	13,689
USD	(43)	FUT US 10YR NOTE 6% (CBT)	Mar 2020	(609,291,712)	2,207,312
USD	(3)	FUT US 2YR NOTE 6% (CBT)	Mar 2020	(70,803,386)	2,563
USD	(90)	FUT US 5YR NOTE 6% (CBT)	Mar 2020	(1,172,082,810)	2,664,289
				<u>(1,869,600,274)</u>	<u>4,887,853</u>
					<u>(5,734,072)</u>

Note 14 - Termination

During the year ended November 30, 2019, the following classes were terminated:

	Termination date	Per unit	Number of Units Outstanding	Total amount
JPY (1206) Class (in JPY)	June 27, 2019	10,564	123,264	1,302,147,727
JPY (1209) Class (in JPY)	September 26, 2019	10,460	466,077	4,875,327,823
JPY (1211) Class (in JPY)	November 27, 2019	10,387	50,124	520,642,245

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年3月末日現在)

	円(d.を除く)
a. 資産総額	2,791,752,641
b. 負債総額	7,801,642
c. 純資産額(a - b)	2,783,950,999
d. 発行済受益証券数 *	85,006口
e. 1口当たり純資産価格 *	9,784

* 円投資型1501

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り 33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、

（a）信託証書の規定に基づき要求された場合、

（b）（受益者総会の場合）トラストの受益証券の10分の1以上を保有する受益者が書面により要求した場合、

（c）（いずれかのシリーズ・トラストの受益者総会の場合）当該シリーズ・トラストの受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

（d）（受益証券のいずれかのクラスまたはシリーズの総会の場合）当該クラスまたはシリーズの受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

トラスト、該当するシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者総会を、当該通知に記載する日時および場所において招集するものとします。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

受益者は、ファンドに事前の書面通知を行わず、かつ、管理会社から事前の書面による同意を受領することなく、適格投資家に対して当該受益者の保有するファンド証券の全部または一部を譲渡または贈与その他により処分してはなりません。管理会社と協議の上、受託会社は、絶対的な裁量に基づいて、当該同意をしないことができます（なお、当該同意は、通常与えることは予定されておりません。）。

なお、別途、ファンド証券は、受託会社またはその代行会社が了承する書面証書を締結し交付することによってのみ譲渡することができます。ファンドのファンド証券の譲渡を希望する受益者は、まず管理事務代行会社に連絡すべきです。

なお、ここでいう「受益者」とは販売会社を指します。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2021年3月末日現在）

管理会社の資本金の額は350万円、払込資本の額は6,000万円であり、全額払込済です。

管理会社の授權株式総数は350万株であり、発行済株式の総数は350万株です。

最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

（2）管理会社の機構（2021年3月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、以下の2名の取締役で構成されます。

取締役	高橋 尚久
取締役	ディビット・ツェー

投資運用の意思決定は、投資運用会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託されております。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資運用会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドにファンドの投資運用業務を委託しております。

2021年3月末日現在、管理会社が運用・管理しているファンドは以下のとおりです。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託	4	約2,294億円

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社であるJPMAM Japan Cayman Fund Limited（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項本文を適用し、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に準じて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 9 期 (2019年12月31日)	第10期 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,082,851	444,319
前払費用	905,729	747,107
未収収益	393,419	332,882
流動資産合計	2,382,001	1,524,309
固定資産		
投資その他の資産		
長期前払費用	1,692,903	1,083,563
固定資産合計	1,692,903	1,083,563
資産合計	4,074,904	2,607,872
負債の部		
流動負債		
未払費用	2,262	2,235
未払金	86,687	57,993
関係会社短期借入金	3,100,000	1,700,000
流動負債合計	3,188,950	1,760,229
負債合計	3,188,950	1,760,229
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,500	3,500
資本剰余金		
その他資本剰余金	56,500	56,500
資本剰余金合計	56,500	56,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	825,954	787,643
利益剰余金合計	825,954	787,643
株主資本合計	885,954	847,643
純資産合計	885,954	847,643
負債・純資産合計	4,074,904	2,607,872

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 9 期 （自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日）	第10期 （自 2020年 1 月 1 日 至 2020年12月31日）
営業収益		
管理者報酬	1,576,575	1,222,927
受入手数料	775,137	464,518
営業収益合計	2,351,712	1,687,446
営業費用		
支払手数料	1,853,172	1,279,962
一般管理費		
専門家報酬	5,290	3,257
関係会社等配賦経費	12,024	10,774
諸経費	730	619
営業費用・一般管理費合計	1,871,217	1,294,613
営業利益	480,494	392,832
営業外収益		
為替差益	10	-
営業外収益合計	10	-
営業外費用		
支払利息	14,095	9,716
為替差損	-	426
営業外費用合計	14,095	10,142
経常利益	466,408	382,689
税引前当期純利益	466,408	382,689
当期純利益	466,408	382,689

（３）【株主資本等変動計算書】

第９期（自2019年１月１日 至2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	その他利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,500	56,500	796,545	856,545	856,545
当期変動額					
剰余金の配当			437,000	437,000	437,000
当期純利益			466,408	466,408	466,408
当期変動額合計			29,408	29,408	29,408
当期末残高	3,500	56,500	825,954	885,954	885,954

第10期（自2020年１月１日 至2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	その他利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,500	56,500	825,954	885,954	885,954
当期変動額					
剰余金の配当			421,000	421,000	421,000
当期純利益			382,689	382,689	382,689
当期変動額合計			38,310	38,310	38,310
当期末残高	3,500	56,500	787,643	847,643	847,643

重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

投資その他の資産

長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間は各ファンドにより5年から10年であります。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたものの以外に注記すべき事項はございません。

（損益計算書関係）

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第9期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	第10期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
関係会社への支払利息	14,095千円	9,716千円

（株主資本等変動計算書関係）

第9期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,500,000	-	-	3,500,000
合計	3,500,000	-	-	3,500,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2019年3月11日	普通株式	437,000	124.85円	2018年12月31日	2019年3月28日

第10期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,500,000	-	-	3,500,000
合計	3,500,000	-	-	3,500,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2020年3月12日	普通株式	421,000	120.28円	2019年12月31日	2020年3月25日

（金融商品関係）

（１）金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、営業費用等の支払を行うため、親会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社から短期借入を行っております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は管理事務代行会社／保管会社により分別管理されている信託財産から回収され、支払期日も３ヶ月以内であるため、信用リスクは極めて低いと認識しております。

営業債務は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払い期日であります。

短期借入金は、３ヶ月の支払期日であり、金利の変動リスクは僅少です。営業活動から得られるキャッシュ・フローを月次で管理し、所定の方法により計算した余資を３ヶ月ごとに返済に充てております。

（２）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第９期（自 2019年１月１日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,082,851	1,082,851	-
(2) 未収収益	393,419	393,419	-
資産合計	1,476,271	1,476,271	-
(1) 関係会社短期借入金	3,100,000	3,100,000	-
(2) 未払金	86,687	86,687	-
(3) 未払費用	2,262	2,262	-
負債合計	3,188,950	3,188,950	-

第10期（自 2020年１月１日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	444,319	444,319	-
(2) 未収収益	332,882	332,882	-
資産合計	777,202	777,202	-
(1) 関係会社短期借入金	1,700,000	1,700,000	-
(2) 未払金	57,993	57,993	-
(3) 未払費用	2,235	2,235	-
負債合計	1,760,229	1,760,229	-

（注）１．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 関係会社短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

第9期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,082,851	-	-	-
未収収益	393,419	-	-	-
合計	1,476,271	-	-	-

第10期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	444,319	-	-	-
未収収益	332,882	-	-	-
合計	777,202	-	-	-

(4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

第9期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
関係会社短期借入金	3,100,000	-	-	-
合計	3,100,000	-	-	-

第10期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
関係会社短期借入金	1,700,000	-	-	-
合計	1,700,000	-	-	-

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第9期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

第10期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第9期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 （被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末 残高 （千円）
親会社	JPMorgan・ アセット・ マネジメント 株式会社	東京都 千代田区	2,218 百万円	金融商品 取引業	（被所有） 直接100%	資金の貸借 等及び役員 の兼任	資金の借入(注)	14,101,000	関係会社 短期借入金	3,100,000
							資金の返済	15,352,000		
							支払利息	14,095	未払費用	62

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は提供しておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社（非上場）

第10期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 （被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末 残高 （千円）
親会社	JPMorgan・ アセット・ マネジメント 株式会社	東京都 千代田区	2,218 百万円	金融商品 取引業	（被所有） 直接100%	資金の貸借 等及び役員 の兼任	資金の借入(注)	9,100,000	関係会社 短期借入金	1,700,000
							資金の返済	10,500,000		
							支払利息	9,716	未払費用	35

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は提供しておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第 9 期 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日)	第10期 (自 2020年 1 月 1 日 至 2020年12月31日)
1 株当たり純資産額	253.12 円	242.18 円
1 株当たり当期純利益	133.25 円	109.33 円

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。

1 株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第 9 期 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日)	第10期 (自 2020年 1 月 1 日 至 2020年12月31日)
損益計算書上の当期純利益	466,408 千円	382,689 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	466,408 千円	382,689 千円
普通株式の期中平均株式数	3,500,000株	3,500,000株

4【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の特別決議に基づき変更されます。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当ありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

資本金の額

2021年3月末日現在、50万ユーロ（約6,490万円）（払込済株式資本）です。

（注）ユーロの円換算は、2021年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.80円）によります。

事業の内容

受託会社は、適法に設立され、有効に存続し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法の規定に基づき事業を行う認可を得ています。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンド管理事務代行者の認可を得ています。

（2）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

資本金の額

2021年3月末日現在、2,800万ユーロ（約36億3,440万円）です。

事業の内容

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグの法律に基づき1990年に有限会社として設立され、銀行業務に従事しています。

（3）JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「投資運用会社」）

資本金の額

2021年3月末日現在、2,400万英ポンド（約36億5,352万円）です。

（注）英ポンドの円換算は、2021年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝152.23円）によります。

事業の内容

1974年、英国において設立され、投資運用業務および投資顧問業を行っています。

（4）J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（「副投資運用会社」）

資本金の額

2021年3月末日現在、450万米ドル（約4億9,820万円）です。

（注）米ドルの円換算は、2021年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.71円）によります。

事業の内容

1988年、米国において設立され、投資運用業務および投資顧問業を行っています。

（５）野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

資本金の額

2021年３月末日現在、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2021年３月末日現在、日本国内に123の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売業務・買戻しの取次業務を行っています。

２【関係業務の概要】

（１）グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

ファンドに関する受託業務を行います。

（２）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

ファンドに関する管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行います。

（３）JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「投資運用会社」）

ファンドに関する投資運用業務を行います。

（４）J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（「副投資運用会社」）

ファンドに関する副投資運用業務を行います。

（５）野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

代行協会員の業務およびファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務を行います。

3【資本関係】

(1) グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

該当事項ありません。

(2) ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村證券株式会社の親会社です。

(3) JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「投資運用会社」）

管理会社の間接的な親会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント・ホールディングス・インクは、投資運用会社の間接的な親会社です。

(4) J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（「副投資運用会社」）

管理会社の間接的な親会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント・ホールディングス・インクは、副投資運用会社の直接的な親会社です。

(5) 野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間接的な親会社です。

第3【投資信託制度の概要】

本項においては、用語は本項で定義される意味のみを有する。

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに依拠して解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
 - (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社法または保険法（改正済）に基づく免許を受けた者
 - (b) 住宅金融組合法（改正済）または共済会法（改正済）に基づき登録された者、または
 - (c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託が

ミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権につい

てすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィード・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンド

の決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が

以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法(改正済)(以下「会社法」という。)の第17編A
 - (B) 有限責任会社法(改正済)の第12編
 - (C) 有限責任事業組合法(改正済)の第8編
 - (以下、併せて「受益所有権法」という。)

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としめない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、パイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミ

テッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。

(f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
- () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること

(e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に關し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること

- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請

(b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

(a) 例えば秘密情報公開法（改正済）、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）または薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

(c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合

(d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合

(e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合

(f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合

(h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

(i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（改正済）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（改正済）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

- (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

(b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

(c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

(a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

(b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

(c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

(d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

(a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

() 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

() 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）

() 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

() 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日

() 監査人の氏名および住所

() 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所

() 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）

() 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）

() 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述

() 証券の発行および売却に関する手続および条件

(x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況

(x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明

(x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述

(x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明

(x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

(x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

(x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

(x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述

(x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細

(xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則

(xx) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

(xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）

(xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動

(xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）

(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

円投資型1501については、当該計算期間において関東財務局長に以下の書類が提出されております。

2020年5月27日 有価証券報告書（第5期）

2020年8月31日 半期報告書（第6期中）

第5【その他】

該当事項はありません。

< 訳文 >

独立監査人の監査報告書

GIM世界金融債券ファンドの受託会社としての立場に限定したグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 御中

監査意見

私どもは、財務書類が、投資ファンドに適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、GIM（ケイマン諸島）トラストのサブ・トラストである、GIM世界金融債券ファンド(以下「ファンド」という)の2019年11月30日現在の財政状態ならびに同日をもって終了する会計年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の対象範囲

ファンドの財務書類は、以下により構成されている。

- ・ 2019年11月30日現在の純資産計算書
- ・ 2019年11月30日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日をもって終了する会計年度における損益計算書
- ・ 同日をもって終了する会計年度における純資産変動計算書
- ・ 財務書類に対する注記（重要な会計方針の要約を含む）

監査意見の根拠

私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。

私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私どもは、国際倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）に基づきファンドに対して独立性を保持している。私どもは、当該IESBA Codeで定められるその他の倫理上の責任を果たした。

その他の記載内容

管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、ファンドの財務書類および監査報告書以外の情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

ファンドの財務書類監査における私どもの責任は、上記のその他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の責任

管理会社は、投資ファンドに適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類について真実かつ公正な概観を与えていること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、管理会社がファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 管理会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 管理会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、私どもの契約書の条項に従って、ファンドの受託会社としての立場に限定したグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーのみを利用者として想定しており、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー以外に配布および利用されるべきものではない。私どもは、この監査意見を表明するにあたり、事前に書面にて明示的に同意されている場合を除き、その他の目的もしくは本報告書を提示されたその他の者または入手した者に対して責任を有しない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2020年3月25日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of Global Financial Sector Bond Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Financial Sector Bond Fund (a sub-trust of GIM (Cayman Islands) Trust) (the Fund) as at November 30, 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at November 30, 2019;
- the statement of investments as at November 30, 2019;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Fund's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Fund's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Fund's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

25 March 2020

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

< 訳文 >

独立監査人の監査報告書

GIM世界金融債券ファンドの受託会社としての立場に限定したグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 御中

監査意見

私どもは、財務書類が、投資ファンドに適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、GIM（ケイマン諸島）トラストのシリーズ・トラストである、GIM世界金融債券ファンド(以下「ファンド」という)の2020年11月30日現在の財政状態ならびに同日をもって終了する会計年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の対象範囲

ファンドの財務書類は、以下により構成されている。

- ・ 2020年11月30日現在の純資産計算書
- ・ 2020年11月30日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日をもって終了する会計年度における損益計算書
- ・ 同日をもって終了する会計年度における純資産変動計算書
- ・ 財務書類に対する注記（重要な会計方針およびその他の説明情報を含む）

監査意見の根拠

私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。

私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私どもは、国際倫理基準審議会が公表した倫理規程（IESBA Code）（国際独立性基準を含む）に基づきファンドに対して独立性を保持している。私どもは、当該IESBA Codeで定められるその他の倫理上の責任を果たした。

その他の記載内容

管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、ファンドの財務書類および監査報告書以外の情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

ファンドの財務書類監査における私どもの責任は、上記のその他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の責任

管理会社は、投資ファンドに適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類について真実かつ公正な概観を与えていること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、管理会社がファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 管理会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 管理会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、私どもの契約書の条項に従って、ファンドの受託会社としての立場に限定したグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーのみを利用者として想定しており、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー以外に配布および利用されるべきものではない。私どもは、この監査意見を表明するにあたり、事前に書面にて明示的に同意されている場合を除き、その他の目的もしくは本報告書を提示されたその他の者または入手した者に対して責任を有しない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2021年3月26日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of Global Financial Sector Bond Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Financial Sector Bond Fund (a series trust of GIM (Cayman Islands) Trust) (the Fund) as at November 30, 2020, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at November 30, 2020;
- the statement of investments as at November 30, 2020;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Fund's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Fund's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Fund's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

March 26, 2021

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2021年3月8日

JPMAM Japan Cayman Fund Limited

取締役 ディビッド・ツェー 殿

取締役 高橋 尚久 殿

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山 口 健 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているJPMAM Japan Cayman Fund Limitedの2020年1月1日から2020年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMAM Japan Cayman Fund Limitedの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。